

経済産業省 御中

令和3年度日本標準産業分類に関する調査研究事業 調査報告書

MRI エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ

2022年3月

データサイエンス事業部

目次

1.	本事業の概要	1
1.1	本事業の背景及び目的	1
1.2	事業概要	1
2.	分類の整理	3
2.1	分類の整理	3
2.2	経済センサス-活動調査の動向.....	5
3.	検討事項の課題抽出・整理・検討事項設定	11
3.1	製造業の課題.....	11
3.2	卸売業・小売業	11
3.3	サービス業.....	11
4.	検討事項の調査・検証・改定案の作成.....	12
4.1	製造業.....	12
4.1.1	カット野菜製造業	12
4.1.2	果糖製造業.....	23
4.1.3	つい立製造業.....	43
4.1.4	洗浄剤・磨用剤製造業	53
4.1.5	ドローン(小型航空機).....	66
4.2	卸売業・小売業	78
4.2.1	無店舗小売業	78
4.2.2	調剤薬局.....	93
4.2.3	ワンプライスショップ.....	96
4.2.4	水素ステーション・充電ステーション	99
4.3	サービス業.....	108
4.3.1	舞台制作技術サービス業.....	108
	参考文献.....	126

図 目次

図 4-1 日本標準産業分類に関するよくあるお問合せ(カット野菜の製造)	12
図 4-2 カット野菜、冷凍野菜、野菜惣菜の千人当たりの販売金額推移(POSデータ)	20
図 4-3 カット野菜の千人当たり販売金額推移(POSデータ)	21
図 4-4 独立行政法人農畜産業振興機構による主な甘味料の区分	25
図 4-5 小型無人機・無人航空機と航空機の分類	68
図 4-6 無人航空機の登録制度	69
図 4-7 HS品目表(HS2022)における無人航空機	70
図 4-8 水素ステーションの種類(概要図)	100
図 4-9 電気工作物の種類(詳細)	105
図 4-10 国内の次世代自動車の種類別販売台数の推移	106
図 4-11 公的統計における舞台スタッフ・関連団体の把握状況	108
図 4-12 ライブエンターテインメントの市場規模	110
図 4-13 実演芸術団体の年間経費平均構成	110

表 目次

表 1-1 本事業の実施項目・内容	2
表 2-1 分類の整理に用いた基礎資料一覧	3
表 2-2 平成 28 年経済センサスの産業小分類の「その他項目」の分析対象一覧	5
表 4-1 日本標準産業分類の分類イメージ(野菜の加工に関連)	13
表 4-2 日本標準産業分類(野菜の加工に関するもの)	14
表 4-3 国際標準産業分類との対応(カット野菜関連)	16
表 4-4 国際標準産業分類(果実及び野菜加工・保存業)の説明	16
表 4-5 欧州産業分類(その他の果実及び野菜加工・保存業)の説明	17
表 4-6 カット野菜・冷凍野菜・野菜惣菜の区分(POS データを基にした分類)	18
表 4-7 野菜の加工と日本標準産業分類の対応表	19
表 4-8 野菜の加工に関する記載(日本標準産業分類, 国際標準産業分類)	22
表 4-9 日本標準産業分類(0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業)	23
表 4-10 糖質の区分	24
表 4-11 甘味料の説明	26
表 4-12 「砂糖及び甘味類」の種類	27
表 4-13 日本標準産業分類(糖質)	28
表 4-14 日本標準産業分類(糖類・甘味料)	28
表 4-15 日本標準産業分類(糖質・糖類・甘味料について)	29
表 4-16 国際標準産業分類との対応(糖類製造業)	31
表 4-17 国際標準産業分類(食料品製造業)	31
表 4-18 国際標準産業分類(糖類に関する分類)	32
表 4-19 北米産業分類(糖類・甘味料に関するもの)	33
表 4-20 欧州産業分類(糖類・甘味料に関するもの)	36
表 4-21 各種産業分類(果糖製造業)	37
表 4-22 各種産業分類(乳糖製造業)	38
表 4-23 糖類製造業等の見直し案1	39
表 4-24 日本標準産業分類の見直し案 1-1(果糖製造業、乳糖製造業の変更)	40
表 4-25 日本標準産業分類の見直し案 1-2(デキストリン及びその他の糖質の追記)	40
表 4-26 糖類製造業等の見直し案2	41
表 4-27 日本標準産業分類の改定案2-1(でんぷん製造業)	42
表 4-28 日本標準産業分類の見直し案 2-2(乳糖製造業)	42
表 4-29 「つい立製造業」と日本標準産業分類の対応における課題	43
表 4-30 日本標準産業分類(家具製造業・その他の家具・装備品製造業)	45
表 4-31 国際標準産業分類(家具製造業)	47
表 4-32 北米産業分類(337 家具・家具関連製品製造業)	48
表 4-33 欧州産業分類(31.0 家具製造業)	49

表 4-34	CPC2.1「38 家具;他に分類されない輸送可能財」	50
表 4-35	COICOP2008 の「家具、調度品、ルーズカーペット」	50
表 4-36	財の生産物分類(家具製造業関連)	51
表 4-37	住宅用又は家具用の洗浄剤の定義	55
表 4-38	漂白剤の定義	55
表 4-39	身体用以外の石けん・合成洗剤の製造品例と定義	56
表 4-40	身体用の石けん・合成洗剤の製造品例と定義	57
表 4-41	日本標準産業分類(洗浄剤、漂白剤、石けん・合成洗剤に関するもの)	58
表 4-42	国際標準産業分類との対応(洗浄剤関連)	60
表 4-43	国際標準産業分類(洗浄剤に関するもの)	61
表 4-44	北米産業分類(洗浄剤に関するもの)	62
表 4-45	欧州産業分類(石けん、洗剤・洗浄剤・研磨剤製造業)	64
表 4-46	欧州産業分類(20.42 香水・化粧品製造業)	65
表 4-47	無人航空機の重量基準	66
表 4-48	航空法における無人航空機の定義・範囲	67
表 4-49	輸出品目表(無人航空機)	71
表 4-50	輸出統計品目表(がん具(抜粋))	71
表 4-51	国際標準産業分類(航空機製造業)	71
表 4-52	北米産業分類(航空機製造業)	72
表 4-53	日本標準産業分類(無人航空機に関する説明文の改定案)	76
表 4-54	日本標準産業分類(小型無人機に関するもの)	77
表 4-55	無店舗小売業(食材宅配サービス業)の業態	78
表 4-56	食材宅配サービス業を行っている主な事業所	80
表 4-57	日本標準産業分類(無店舗小売業)	80
表 4-58	日本標準産業分類(飲食料品小売業)	81
表 4-59	国際標準産業分類(食材宅配サービス関連)	81
表 4-60	北米産業分類(食材宅配サービス関連)	82
表 4-61	欧州産業分類(食材宅配サービス関連)	82
表 4-62	日本標準産業分類の変更案(食材宅配サービス業)	83
表 4-63	牛乳の宅配を行っている主な事業所	84
表 4-64	日本標準産業分類(宅配専門牛乳店関連)	85
表 4-65	国際標準産業分類(宅配専門牛乳店関連)	85
表 4-66	北米産業分類(宅配専門牛乳店関連)	86
表 4-67	欧州産業分類(宅配専門牛乳店)	86
表 4-68	宅配水販売業の主な事業所	88
表 4-69	日本標準産業分類(宅配水販売関連)	88
表 4-70	国際標準産業分類(宅配水販売)	89
表 4-71	北米産業分類(宅配水販売)	90
表 4-72	欧州産業分類(宅配水販売業関連)	91

表 4-73 事業内容等「薬局」が含まれる事業所の産業別事業所数・売上(収入)金額構成比	95
表 4-74 各種産業分類(ワンプライスショップ)	96
表 4-75 北米産業分類(ワンプライスショップ)	96
表 4-76 産業中分類別ワンプライスショップの事業所数等	97
表 4-77 産業細分類別ワンプライスショップの事業所数等(上位 5 件)	97
表 4-78 産業細分類別ワンプライスショップ事業所の「主な事業の内容」	98
表 4-79 水素ステーションの種類(説明)	99
表 4-80 充電ステーションの種類	103
表 4-81 電気工作物の種類	104
表 4-82 国勢調査(2015 年)による職業分類と人数	109
表 4-83 業界団体(文化芸術フォーラムの概要)	111
表 4-84 芸術事業収入の実績	112
表 4-85 業界団体(日本芸能演出家団体協議会の概要)	113
表 4-86 業界団体(スタッフ連合の概要)	113
表 4-87 スタッフ連合の会員数・雇用者数等	114
表 4-88 舞台技術スタッフ従業者数(スタッフ連合推計)	115
表 4-89 舞台技術スタッフが行う業務の種類(スタッフ連合)	115
表 4-90 国際標準産業分類(創造的活動、芸術・娯楽活動)	116
表 4-91 北米産業分類(創造的活動、芸術・娯楽活動)	117
表 4-92 欧州産業分類(創造的活動、芸術・娯楽活動)	118
表 4-93 平成 28 年経済センサス活動調査(舞台、ステージの事業所)	119
表 4-94 「舞台」又は「ステージ」、かつ「音響」を含む事業所の産業分類(売上高上位3産業)	120
表 4-95 「舞台」又は「ステージ」、かつ「音響」を含む事業所の産業分類(売上高 4~20 位)	121
表 4-96 「2019 年経済構造実態調査」の、「舞台」又は「ステージ」を含む事業所	122
表 4-97 日本標準産業分類(舞台サービス関連)	123

要約

1. 本調査の目的

公的統計の整備に関する基本的な計画(令和 2 年 6 月 2 日閣議決定)において、「統計基準について、継続性の観点に留意しつつ、おおむね 5 年ごとに社会経済情勢の変化等を踏まえて改定の必要性を検討すること」、「SUT 体系への移行に向けた日本標準産業分類(平成 25 年総務省告示第 405 号)の必要な改定や生産物分類の構築など統計基準の整備に取り組む」とされている。

現在、「日本標準産業分類」の前回改定(平成 25 年 10 月改定)から 8 年が経過し次回改定(以下、「第 14 回改定」という。)が令和 5 年度(2023 年度)に予定されている。

我が国の産業構造は、デジタル化の進展や経済活動の多様化等で著しく変化している。このため、日本標準産業分類については、これらの変化に的確に対応することが必要となっている。

第 14 回改定及びそれ以降の改定では、新産業や新制度の状況、既存産業の状況変化、生産物分類との対応、国際分類との比較可能性等を踏まえた改定を行う必要がある。また、今後、実施が予定されている大規模な統計調査(令和 6 年経済センサス-基礎調査、令和 7 年国勢調査、令和 8 年経済センサス-活動記載調査等)において、我が国の経済活動の実態をよりの確に把握するためにも、産業構造をより良く反映した日本標準産業分類とするため、改定に資する課題の抽出・検証・基礎情報を得ることを目的とする。

2. 実施項目

(1) 分類の整理

日本標準産業分類、国際標準産業分類、北米産業分類、欧州共同体経済活動分類(以下、「欧州産業分類」という。)との対応表の作成及び経済センサス-活動調査の調査票情報を用いて、分類別に売上高、従業者数、事業所数等の集計を実施した。

(2) 検討事項の課題抽出・整理・検討事項設定

第14回改定の量的基準に該当する分類、経済センサス-活動調査の結果から産業分類名「その他～」の変化率や構成比及び新産業や新制度の状況、既存産業の状況変化等を踏まえ、検討事項を整理した。

(3) 検討事項の調査・検証・改定案の作成

上記(2)で整理した検討事項について、直近数年間の状況調査、名称の裏付け根拠情報の整理、業界団体・企業情報の収集を実施した。

(4) 報告書の作成

上記(1)～(3)の工程ごとに結果等について、本報告書にとりまとめた。

3. 本報告書の概要

「2.1 分類の整理」では、4 つの産業分類と 1 つの生産物分類について、それぞれ日本標準産業分類を対応づけ、5 種類の対応表を作成した。

「2.2 経済センサス-活動調査の動向」では、平成 24 年及び平成 28 年経済センサスを基に、第 14 回改定の基本方針の量的基準に該当する産業細分類「その他の～」について、調査票情報の「主な事業内容」に多く含まれるキーワード別の事業所数、売上高等の集計を行った。

3 章では、2 章の作業結果及び「産業分類研究会」（総務省）等などで整理された課題を基に、経済産業省と協議し、検討事項の抽出・整理及び検討事項の設定を行った。

4 章では、各検討課題について、産業関連情報の収集、国際標準産業分類等との対応の整理、調査票情報の分析などを実施し、検討結果を整理した。検討結果の概要は、次表のとおり。

報告書の掲載箇所	概 要
4.1 製造業	
4.1.1 カット野菜製造業	「カット野菜製造業」の商品例や市場動向を調査し、「0999 他に分類されない食品製造業」に説明文の追加案と、「0933 野菜・果物加工、保存業」の新設の 2 案を示した。
4.1.2 果糖製造業	糖類、糖質、甘味料に関する種類の整理し、「0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」を「0953 その他の糖類製造業」に変更し、果糖及び乳糖等の糖類を含める案や、国際標準産業分類と整合的に原材料に着目した「でんぷん及びでんぷん製品製造業」の新設など、複数の案を示した。
4.1.3 つい立製造業	家具製造業に含まれる「つい立」の説明文の追加について検討を行ったが、現行の家具製造業について、生産技術と用途と混在していることや、家具の定義範囲が、国際標準産業分類より大幅に広いことなど課題が多く、現状の課題点の列挙を行った。
4.1.4 洗淨剤・磨用剤製造業	「洗淨剤と漂白剤」「身体用以外と身体用の石けん・合成洗剤」の製造業事務所の分類、製造品例や定義の整理などを実施した。
4.1.5 ドローン(小型航空機)	「無人航空機」の定義を整理し、ドローンの市場規模や関連企業を調査し、「3141 航空機製造業」及び「3251 娯楽用具・がん具製造業(人形を除く)」に説明文の追記案を示した。
4.2 卸売業・小売業	
4.2.1 無店舗販売業	食材宅配サービス業、宅配専門牛乳店、宅配水販売業について、平成 28 年経済センサスにおける事業所数や売上高の規模の集計や、これらが多く含まれている産業小分類の実態を確認し、説明文の追記案を示した。
4.2.2 調剤薬局	関連法規の整理、平成 28 年経済センサスにおける調査票情報の分析を実施し、日本標準産業分類の改正に向けた論点を整理した。
4.2.3 ワンプライスショップ	「ワンプライスショップ」の上位 5 社について、平成 28 年経済センサスの主な事業内容の記述や、どの産業細分類に分類されているか確認した。この結果、「100 円ショップ」、「日用雑貨」と同一の記入に対し、複数の産業分類に分類されている状況や、コンビニエンスストアがワンプライスショップを実施している場合は、コンビニエンスストアに分類されていることなどを明らかにした。
4.2.4 水素ステーション・充電ステーション	水素ステーション及び充電ステーションについて、業態や市場、定義などを整理し、日本標準産業分類の小分類「605 燃料小売業」の既存の 2 つの細分類のいずれかに分類する案と、「6059 その他の燃料小売業」の新設を示した。
4.3 サービス業	
4.3.1 舞台製作技術サービス業	「舞台製作技術関連スタッフ」の人数規模や、「ライブエンターテインメント」の市場規模や関連団体などについて整理を行った。また、経済構造調査の調査票情報を分析し、舞台制作技術に関連する事業が様々な産業分類に分類されている実態を整理した。

1. 本事業の概要

1.1 本事業の背景及び目的

日本標準産業分類は、統計調査の対象となる産業の範囲の確定及び統計調査の結果を産業別に表示する場合の基準として昭和 24 年 10 月に設定され、以来、我が国の経済・社会等の変化により生じた産業の実態に適合させるため、これまでに 13 回にわたる改定が行われてきた。

公的統計の体系的かつ効率的整備及びその有用性の確保を図ることを目的とした統計法(平成 19 年法律第 53 号)が成立し、同法第 28 条において、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準である「統計基準」が設けられ、統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として「日本標準産業分類」が設定されている。

また、公的統計の整備に関する基本的な計画(令和 2 年 6 月 2 日閣議決定)において、「統計基準について、継続性の観点に留意しつつ、おおむね 5 年ごとに社会経済情勢の変化等を踏まえて改定の必要性を検討すること」、「SUT 体系への移行に向けた日本標準産業分類(平成 25 年総務省告示第 405 号)の必要な改定や生産物分類の構築など統計基準の整備に取り組む」とされている。

現在、「日本標準産業分類」の前回改定(平成 25 年 10 月改定)から 8 年が経過し次回改定(以下、「第 14 回改定」という。)が令和 5 年度(2023 年度)に予定されている。

我が国の産業構造は、情報通信技術の高度化、経済のサービス化等が一層進展する中で、事業経営の多角化、流通構造の多様化、製造業のファブレス化、業務のアウトソーシング化、シェアリングエコノミー(共有経済)の進展など、経済活動の多様化等により、著しく変化している。この結果、日本標準産業分類については、これらの変化に的確に対応することが必要となっている。

第 14 回改定及びそれ以降の改定では、新産業や新制度の状況、既存産業の状況変化、生産物分類との対応、国際分類との比較可能性等を踏まえた改定を行う必要がある。また、今後、実施が予定されている大規模な統計調査(令和 6 年経済センサス-基礎調査、令和 7 年国勢調査、令和 8 年経済センサス-活動記載調査等)において、我が国の経済活動の実態をよりの確に把握するためにも、産業構造をより良く反映した日本標準産業分類とするため、改定に資する課題の抽出・検証・基礎情報を得ることを目的とする。

1.2 事業概要

(1) 実施期間

令和 3(2021)年 10 月 26 日から令和 4(2022)年 3 月 18 日まで

(2) 実施項目

本事業の実施項目と内容は、表 1-1 のとおりであり、調査結果については、本書の第2章から第 4 章にとりまとめた。

表 1-1 本事業の実施項目・内容

実施項目	内 容	本調査報告書 掲載箇所
(1)分類の整理	日本標準産業分類、国際標準産業分類、北米産業分類、欧州 共同体経済活動分類(以下、「欧州産業分類」という。)との対 応表の作成を行った。 また、経済センサスー活動調査の調査票情報を用いて、分類 別に売上高、従業者数、事業所数の集計(構成比、伸び率の算 出を含む。)を行った。	第 2 章
(2)検討事項の課題抽出・ 整理・検討事項設定	(1)の作業結果及び「産業分類研究会」(総務省)などで整理 された課題を基に、経済産業省と協議し、検討事項の設定を 行った。	第 3 章
(3)検討事項の調査・検 証・改定案の作成	上記(2)で整理した検討事項について、直近数年間の状況 調査、名称の裏付け根拠情報の整理、業界団体・企業の情報 収集を行った。	第 4 章
(4)報告書の作成	上記(1)～(3)の工程ごとに結果等についてとりまとめた。	全体

2. 分類の整理

日本標準産業分類と現在ある統計調査結果や国際分類等の対応関係を整理し、改定事項を考察する際の基礎情報を整理した。

2.1 分類の整理

4つの産業分類(国際標準産業分類(ISIC Rev.4)、北米産業分類(NAICS2017US)、欧州産業分類(NACE Rev.2)及び1つの生産物分類(国際連合中央生産物分類(CPC ver.2.1))について、それぞれ日本標準産業分類を対応づけ、5種類の対応表の作成を行った。作業手順は以下のとおりである。

なお、本作業は、経済産業省所管¹の日本標準産業分類のみ実施した。

- ① 分類の整理のための基礎資料(表 2-1)を入手した。
- ② 「日本標準産業分類(令和3年4月)における分野別、主担当省庁、関係省庁の一覧表」を参照し、経済産業省が主担当省庁又は関係省庁と記載している日本標準産業分類を確認し、日本標準産業分類の「分類項目名」に、経済産業省所管フラグを追加した。
- ③ 「日本標準産業分類と国際標準産業分類の対応表」に、②の経済産業省所管フラグを追加した。
- ④ 「NACE2.0 マスターデータ(和訳あり)」と③を、「NACE2 ⇒ ISIC Rev. 4 のコード対応表」を介して接続し、日本標準産業分類と欧州産業分類との対応表を作成した。
- ⑤ 「国際標準産業分類との対応表(NAICS2017US⇒ISIC Rev.4)」と③を、国際標準産業分類を介して接続し、日本標準産業分類と北米産業分類(NAICS2017US)との対応表を作成した。
- ⑥ 「国際標準産業分類(ISIC Rev.4)とのコード対応表」と「CPC 2.1 和訳ファイル」を、CPC2.1 のコードを用いて接続し、さらに、ISIC のコードを用いて③と接続し、日本標準産業分類と国際連合中央生産物分類との対応表を作成した。

表 2-1 分類の整理に用いた基礎資料一覧

分類名	内 容	出 所	URL
日本標準産業分類改定原案作成作業分担表	日本標準産業分類(令和3年4月)における分野別、主担当省庁、関係省庁の一覧表	総務省	https://www.soumu.go.jp/main_content/000762491.pdf
日本標準産業分類(第13回改定, 平成25年10月改定)	分類項目名(csvファイル)	総務省	https://www.soumu.go.jp/main_content/000420038.csv
	分類項目名, 説明及び内容例示	総務省	https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html
	統計分類・用語の検索	総務省	https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10
国際標準産業分類 ISIC Rev.4	国際標準産業分類(ISIC)第4次改定版(仮訳)	総務省	https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm
	日本標準産業分類と国際標準産業分類の対応表	総務省	https://www.soumu.go.jp/main_content/000394221.xls

¹ 「産業分類改定研究会第1回産業分類検討チーム」(令和3年6月28日開催)の「資料4 日本標準産業分類改定原案作成作業分担表」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000757331.pdf)を参照。

分類名	内 容	出 所	URL
北米産業分類 (NAICS2017US)	北米産業分類の検索ページ	NAICS ^(注1)	https://www.naics.com/search/
	国際標準産業分類との対応表 (NAICS2017US⇒ISIC Rev. 4)分類番号・分類名(英文)	国連統計部	https://unstats.un.org/unsd/classifications/Econ/tables/ISIC/NAICS2017US-ISIC4.zip
	2017_NAICS_structure(英文)	経済産業省	(注2)
欧州産業分類 (NACE Rev.2)	欧州産業分類の解説書(英文)	欧州統計局 (EUROSTAT)	https://ec.europa.eu/eurostat/documents/3859598/5902521/KS-RA-07-015-EN.PDF.pdf/dd5443f5-b886-40e4-920d-9df03590ff91?t=1414781457000
	NACE2.0マスターデータ(和訳)	経済産業省	(注2)
	NACE2とISIC Rev. 4のコード対応表	国連統計部	https://unstats.un.org/unsd/classifications/Econ/tables/ISIC/NACE2_ISIC4/NACE2_ISIC4.txt
国際連合中央生産物 分類(CPC ver.2.1)	分類名, タイトル(英語) テキスト ファイル	国連統計部	https://unstats.un.org/unsd/classifications/Econ/Download/In%20Text/CPC_Ver_2_1_english_structure.txt
	CPC ver2.1とISIC Rev.4との コード対応表	国連統計部	https://unstats.un.org/unsd/classifications/Econ/tables/ISIC/ISIC4_CPCv21/isic4-cpc21.txt
	CPC 2.1 和訳ファイル	経済産業省	(注2)
サービス分野の生産 物分類	サービス分野の生産物分類(2019 年設定)	総務省	https://www.soumu.go.jp/main_content/000617351.pdf
	参考 1 サービス分野の生産物分類 (2019年設定)の利用上の留意点	総務省	https://www.soumu.go.jp/main_content/000617349.pdf
	参考 2 分類項目名、説明及び内容 例示	総務省	https://www.soumu.go.jp/main_content/000617350.xlsx
財分野の生産物分類	財分野の生産物分類(2021年生産 物分類策定研究会)	総務省	https://www.soumu.go.jp/main_content/000759055.pdf
	参考1 財分野の生産物分類(2021 年生産物分類策定研究会決定)の 利用上の留意点	総務省	https://www.soumu.go.jp/main_content/000752881.pdf
	参考 2 分類項目名、説明及び内容 例示	総務省	https://www.soumu.go.jp/main_content/000759054.xlsx

(注1)NAICS Association

(注2)経済産業省からの貸与物品。

2.2 経済センサス-活動調査の動向

日本標準産業分類の第 14 回改定基本方針の「小・細分類の新設、廃止等を検討するための量的基準」²について、平成 24 年及び平成 28 年経済センサスの公表値を基に、事業所数、従業者数、生産額同の構成比を整理し、細分類の名称「その他の～」(以下、「その他項目」)について、その細分類が属する小分類項目に占める売上高構成比が 50%以上であり、売上高上位 10 産業を抽出した(表 2-2)。

表 2-2 平成 28 年経済センサスの産業小分類の「その他項目」の分析対象一覧

No.	産業細分類	売上高(百万円)	産業小分類売上高に占める構成比
1	7499 その他の技術サービス業	3,879,562	100.0%
2	2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	3,050,579	100.0%
3	3149 その他の航空機部分品・補助装置製造業	1,275,100	55.7%
4	0949 その他の調味料製造業	1,264,339	63.1%
5	1499 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	1,232,951	100.0%
6	2999 その他の電気機械器具製造業	939,734	100.0%
7	2969 その他の電子応用装置製造業	751,981	56.3%
8	2429 その他の金物類製造業	487,096	56.8%
9	2411 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	360,922	100.0%
10	2479 その他の金属線製品製造業	323,762	88.6%

(出所)「平成 28 年経済センサス-活動調査」の第3-1表 産業(細分類)、単独・本所・支所(3区分)別民営事業所数、従業者数及び売上(収入)金額(外国の会社及び法人でない団体を除く)―全国

この 10 産業について、平成 28 年経済センサス-活動調査の調査票情報の 4 項目「事_主な事業の内容_生産品」及び「取扱い品目①」～「取扱い品目③」の記載内容を目視で確認し、多く含まれるキーワード別事業所数、従業者数、売上(集計)金額を集計した。集計結果は、以下(1)～(10)のとおり。

その他項目の売上高上位 3 産業では、「7499 その他の技術サービス業」の売上高(約 3.9 兆円)うち、プラントエンジニアリングやプラントエンジニアリング業関連が 56%を占めていた。

また、「2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業」及び「3149 その他の航空機部分品・補助装置製造業」は、それぞれの部品の製造業が最も多く、特定の商品名の記載がほとんどなかった。

² 産業分類改定研究会 第2回産業分類検討チーム(令和 3 年8月3日開催)の「資料1 参考(1) 日本標準産業分類第 14 回改定基本方針」の 6 頁(https://www.soumu.go.jp/main_content/000762482.pdf)

(1) 7499 その他の技術サービス業

「7499 その他の技術サービス業」には、電気設備、消防設備、ガスの点検、保守、メンテナンス、安全調査や、営農指導や農業相談などの事業所が多い。

売上(収入)金額が最も高い「プラント」にはプラントメンテナンス業、プラントエンジニアリング業、プラント設計などが含まれる。

キーワード	事業所数	従業者数	売上(収入)金額
点検	25.0%	16.2%	8.1%
電気	20.9%	19.2%	9.6%
保安	17.0%	12.7%	4.7%
プラント	13.2%	23.3%	56.0%
メンテナンス	10.6%	11.1%	9.6%
調査	7.9%	9.7%	5.0%
指導	6.6%	3.4%	2.4%
コンサルタント	4.5%	0.9%	0.4%
ガス	4.3%	5.1%	13.3%
LP	2.0%	0.9%	0.3%
営農	2.2%	1.9%	1.6%
農業	2.0%	1.2%	0.9%
防災	2.6%	3.0%	0.6%
研究	1.9%	8.7%	5.0%

(注1)同事業所が複数のキーワードが含まれる場合、それぞれにカウントした(重複あり)。

(注2)数値は当該産業細分類が属する産業小分類計に対する構成比。

(出所)平成 28 年経済センサス-活動調査票情報を基に集計。

(2) 2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

「2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業」には、電子部品の製造、組立、加工を行う事業所が最も多い。また、「センサ」には、磁気センサ、温度センサ、赤外線センサ、電流センサなどの製造、「ハーネス」には、ハーネス加工、ワイヤーハーネスの製造、「LED」には、LED素子・照明・ランプなどの製造を行う事業所が含まれる。

キーワード	事業所数	従業者数	売上(収入)金額
電子部品	23.5%	30.0%	30.7%
センサ	5.3%	7.7%	9.4%
ハーネス	3.1%	1.3%	0.4%
LED	2.3%	1.1%	1.1%
プリント基板	1.7%	0.9%	0.3%

(注1)同事業所が複数のキーワードが含まれる場合、それぞれにカウントした(重複あり)。

(注2)数値は当該産業細分類が属する産業小分類計に対する構成比。

(出所)平成 28 年経済センサス-活動調査票情報を基に集計。

(3) 3149 その他の航空機部分品・補助装置製造業

「3149 その他の航空機部分品・補助装置製造業」には、航空機部品、航空機部分品、航空機関連部品の製造業が多い。

キーワード	事業所数	従業者数	売上(収入)金額
航空機部品	34.2%	18.5%	14.2%
航空機部分品	7.3%	5.5%	1.3%
航空機関連部品	2.1%	1.1%	0.5%
航空機内装品	1.8%	1.8%	0.5%

(注1)同事業所が複数のキーワードが含まれる場合、それぞれにカウントした(重複あり)。

(注2)数値は当該産業細分類が属する産業小分類計に対する構成比。

(出所)平成 28 年経済センサス-活動調査票情報を基に集計。

(4) 0949 その他の調味料製造業

「0949 その他の調味料製造業」では、「スープ、たれ、エキス調味料の製造」、「ぼん酢、ドレッシング、たれの製造」、「みそ、しょうゆ、たれ製造」などのように、1つの事業所で複数の調味料を製造している事業所が多い。

キーワード	件数	従業者	売上(収入)金額
たれ	13.3%	14.0%	8.0%
タレ	5.2%	2.4%	1.4%
スープ	13.4%	18.1%	11.7%
エキス	6.3%	5.1%	3.4%
香辛料	6.3%	6.2%	5.9%
つゆ	6.0%	6.1%	4.2%
だし	5.0%	4.0%	2.7%
酢	4.4%	1.5%	1.2%
ソース	4.7%	2.5%	1.5%
味噌	3.5%	2.1%	0.7%
ドレッシング	2.0%	1.4%	0.6%

(注 1)同事業所が複数のキーワードが含まれる場合、それぞれにカウントした(重複あり)。

(注2)数値は当該産業細分類が属する産業小分類計に対する構成比。

(出所)平成 28 年経済センサス-活動調査票情報を基に集計。

(5) 1499 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業

「1499 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業」では、ボックスティッシュ、ポケットティッシュ、ウェットティッシュなどのティッシュ類、紙おむつ、トイレットペーパーの製造事業所が多い。

「フィルム」には、紙とフィルムの断裁や、紙フィルム加工、「ペット」には、犬用のペットシートや猫用の紙砂の製造が含まれる。

キーワード	件数	従業者数	売上(収入)金額
ティッシュ	2.5%	4.8%	4.5%
ティッシュ	1.5%	3.5%	6.0%
おむつ	1.7%	12.0%	28.0%
オムツ	0.6%	2.8%	9.1%
トイレットペーパー	2.9%	4.8%	7.8%
フィルム	2.8%	3.0%	4.3%
段ボール	1.4%	1.3%	0.7%
ダンボール	1.2%	0.7%	0.4%
ペット	1.1%	1.5%	2.6%
マスク	0.5%	2.0%	3.0%

(注1)同事業所が複数のキーワードが含まれる場合、それぞれにカウントした(重複あり)。

(注2)数値は当該産業細分類が属する産業小分類計に対する構成比。

(出所)平成28年経済センサス-活動調査票情報を基に集計。

(6) 2999 その他の電気機械器具製造業

「2999 その他の電気機械器具製造業」では、太陽電池・ソーラーパネルの製造事業所の割合が高い。

キーワード	事業所数	従業者数	売上(収入)金額
太陽電池	5.8%	18.6%	41.7%
太陽光	5.2%	2.4%	3.9%
ソーラー	2.5%	0.9%	0.2%
磁石	3.3%	5.6%	5.0%
マグネット	2.5%	4.5%	11.5%
半導体	2.8%	18.8%	13.8%

(注1)同事業所が複数のキーワードが含まれる場合、それぞれにカウントした(重複あり)。

(注2)数値は当該産業細分類が属する産業小分類計に対する構成比。

(出所)平成28年経済センサス-活動調査票情報を基に集計。

(7) 2969 その他の電子応用装置製造業

「2969 その他の電子応用装置製造業」では、超音波応用装置、超音波洗浄機、レーザ装置、医療機器、電子顕微鏡・同部品など、様々な応用装置が含まれる。

キーワード	事業所数	従業者数	売上(収入)金額
超音波	7.6%	6.0%	3.5%
レーザ	4.5%	3.9%	3.7%
医療	4.0%	2.4%	1.3%
電子顕微鏡	4.0%	3.1%	1.6%
センサ	2.7%	1.6%	0.6%
半導体	2.7%	1.2%	0.7%
非破壊検査	1.5%	0.9%	0.4%
画像	1.3%	3.2%	2.5%
X線	1.0%	0.5%	0.1%
金属加工	0.8%	0.1%	0.0%

(注1)同事業所が複数のキーワードが含まれる場合、それぞれにカウントした(重複あり)。

(注2)数値は当該産業細分類が属する産業小分類計に対する構成比。

(出所)平成28年経済センサス-活動調査票情報を基に集計。

(8) 2429 その他の金物類製造業

「2429 その他の金物類製造業」では、ドア錠、ドア鍵、ドアハンドルなどドアの部品製造や、ステンレスサッシ等の建物用金具を製造する事業所が多く含まれる。

キーワード	事業所数	従業者数	売上(収入)金額
ドア	4.8%	7.0%	7.6%
建築用金物	3.8%	4.4%	4.9%
サッシ	1.6%	2.4%	2.1%
カギ	1.9%	0.8%	0.5%
かぎ	0.5%	0.4%	0.1%

(注1)同事業所が複数のキーワードが含まれる場合、それぞれにカウントした(重複あり)。

(注2)数値は当該産業細分類が属する産業小分類計に対する構成比。

(出所)平成28年経済センサス-活動調査票情報を基に集計。

(9) 2411 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業

「2411 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業」では、ブリキ缶、スチール缶、食品用缶（菓子、茶、海苔など）、缶詰用缶の製造事業所が売上高の 9 割を占める。

キーワード	事業所数	従業者数	売上(収入)金額
缶	65.0%	80.0%	90.4%
ブリキ	23.9%	21.1%	13.9%
18	10.2%	17.1%	21.0%
缶詰	2.8%	17.9%	42.9%
製缶	18.8%	13.2%	7.7%
メッキ	2.3%	0.5%	0.1%
めっき	1.8%	0.7%	0.5%

(注1)同事業所が複数のキーワードが含まれる場合、それぞれにカウントした(重複あり)。

(注2)「18」は、18リットル缶、18L缶の製造事業所が含まれる。

(出所)平成 28 年経済センサス-活動調査票情報を基に集計。

(10) 2479 その他の金属線製品製造業

「2479 その他の金属線製品製造業」では、ステンレス製金網、コンクリート製品・土木・建物用金網などの製造事業所が多い。

「ワイヤ」には、ワイヤーロープ、ワイヤハーネス、ワイヤーカット加工が含まれる。

キーワード	事業所数	従業者数	売上(収入)金額
金網	34.5%	32.8%	29.8%
フェンス	2.0%	5.1%	12.1%
ワイヤ	13.0%	11.9%	11.9%
かご	1.1%	1.3%	1.0%
カゴ	2.8%	1.2%	0.6%
チェーン	1.4%	2.6%	2.4%
スプリング	0.8%	0.5%	0.3%

(注1)同事業所が複数のキーワードが含まれる場合、それぞれにカウントした(重複あり)。

(注2)「18」は、18リットル缶、18L缶の製造事業所が含まれる。

(出所)平成 28 年経済センサス-活動調査票情報を基に集計

3. 検討事項の課題抽出・整理・検討事項設定

前述2. の作業結果及び「産業分類研究会」(総務省)等などで整理された課題を基に、経済産業省と協議し、検討事項の抽出・整理及び検討事項の設定を行った。

3.1 製造業の課題

項目	区分	検討事項
カット野菜製造業	説明文	・ カット野菜の製造業を「0999 他に分類されない食料品製造業」の内容例示の検討。
果糖製造業	項目名 説明文	・ 「095 糖類製造業」の範囲の明確化(果糖以外の糖類を含む)。 ・ 果糖製造業を「0999 他に分類されない食料品製造業」から「0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」への移動及び移動後の名称変更の検討。
つい立製造業	説明文	・ 「131 家具製造業」の定義文中の「つい立」と「1391 事務所用・店舗用装備品製造業」の定義文中の「事務所用つい立」の違いの明確化。
洗浄剤・磨用剤製造業	その他	・ 洗浄剤と漂白剤、身体用以外と身体用の石けん・合成洗剤について、具体的な品名の整理等。
ドローン(小型航空機)	項目名 説明文	・ 無人航空機、小型無人機、ドローン、マルチコプター等に関する内容例示の検討。

3.2 卸売業・小売業

項目	区分	検討事項
無店舗小売業	説明文	・ 「61 無店舗小売業」のうち、近年急激に成長している「食材宅配サービス」、「宅配専門牛乳業」、「宅配水販売業」の内容例示の検討
調剤薬局	項目名 移動	・ 「6033 調剤薬局」の項目名「薬局」への変更及び産業大分類「P医療、福祉」への変更の検討。
ワンプライスショップ	その他	・ 均一価格で商品を販売する店舗(ワンプライスショップ)が、現行の日本標準産業分類のどこに分類されているか実態の確認。
水素ステーション・充電ステーション	説明文	・ 水素ステーション、充電ステーションの業態や関連法令の調査及び内容例示の検討。

3.3 サービス業

項目	区分	検討事項
舞台制作技術サービス業	新設	・ 「ライブエンタテインメント公演に携わる、舞台技術や運営補助を行うスタッフが提供するサービス」について、産業分類上における的確な区分設定の観点から、「小分類「749 その他の技術サービス業」の細分類として「舞台制作技術サービス業」の新設の検討。

4. 検討事項の調査・検証・改定案の作成

前述3. で整理した検討事項について、直近数年間の動向調査、名称の裏付け根拠資料、業界団体及び企業に関する情報を収集し、改定案の作成を行った。

4.1 製造業

4.1.1 カット野菜製造業

(1) 背景

日本標準産業分類のキーワード検索で、「カット野菜」を検索すると「対象データがみつかりませんでした。」と表示される。そこで、総務省ホームページの「日本標準産業分類に関するよくあるお問合せについて」の「カット野菜の製造」の説明(図 4-1)を参考に、細分類の説明または事例に説明を追加するため、検討を行った。

図 4-1 日本標準産業分類に関するよくあるお問合せ(カット野菜の製造)

Q:「カット野菜の製造」はどこに分類されますか？

A:

- 例1: 野菜を仕入れて、すぐに料理に使用出来るようにカットする場合(炒め物用やサラダ用など)→「0999 他に分類されない食料品製造業」
- 例2: 野菜を仕入れて、キャベツを半分にカットしたり、しいたけの茎をカットするなど、軽微な加工を行う場合→「5213 野菜卸売業」
(※ 野菜を栽培し、同じ事業所内でしいたけの茎を切るなど、軽微な作業の場合→「0113 野菜作農業」)

(出所)総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000317696.pdf, 2022年3月16日閲覧)

1) 日本標準産業分類

野菜の加工に関する日本標準産業分類をみると、保存技術(冷凍、缶詰・瓶詰等、漬物)と、調理の有無によって分類されている。ここで、調理の定義は明確化されていないが、細分類「0995 冷凍調理食料品製造業」の説明文には、「調理食品(味付け、またはころもかけなどのように他の食品を付加したもの)」と記載がある。カット野菜については、日本標準産業分類における調理食品の定義に該当せず、また、保存食品に 該当しないことから、どこにも分類されず、バスケット項目である「0999 他に分類されない食料品製造業」に整理されている。

表 4-1 日本標準産業分類の分類イメージ(野菜の加工に関連)

保存方法 \ 調理の状態	味付け・ころもづけなど他食品の付加なし	味付け・ころもづけなど他食品の付加あり
冷凍	0931 野菜缶詰・果実缶詰・ 農産保存食料品製造業	0995 冷凍調理食料品製造業
缶詰・瓶詰・つぼ詰、乾燥		
漬物		0932 野菜漬物製造業(缶詰, 瓶詰, つぼ詰めを除く)
レトルトパウチ食品	0998 レトルト食料品製造業 ^(注)	
上記以外(保存が短期のもの)	(0999 他に分類されない食料品製造業)	0996 そう(惣)菜製造業

(注)味付けされていない野菜のレトルトパウチ食品の例として、防災食品「長期常温保存レトルト野菜防菜」(商品名)がある。

(出所)総務省(2014a)を基に作成。

表 4-2 日本標準産業分類(野菜の加工に関するもの)

小分類	細分類	細分類の説明	適用事例	不適用事例
093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	0931 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業(野菜漬物を除く)	主として <u>果実及び野菜を原料として保存食料品(缶詰, 瓶詰, つぼ詰を含む)</u> を製造する事業所をいう。 主な製品は, 果実・野菜の水煮, 果実シロップ漬け, ジャム, マーマレード, 果実バター, 果実・野菜のジュース原液及びスープ, 乾燥野菜・果実などである。 野菜漬物を製造する事業所は細分類 0932 に分類される。	野菜缶詰製造業(瓶詰, つぼ詰を含む); 野菜漬物缶詰製造業(瓶詰, つぼ詰を含む); 果実缶詰製造業(瓶詰, つぼ詰を含む); 乾燥野菜製造業; 乾燥果物製造業; 乾燥きのこと製造業; 冷凍野菜製造業; 冷凍果物製造業; ジャム・マーマレード製造業; ジュース原液製造業; ゼリー製造業; ピーナッツバター製造業; 乾燥芋製造業; 干しがき製造業; かんぴょう製造業; マッシュポテト製造業	煮豆製造業[0996]; 野菜漬物製造業[0932]
	0932 野菜漬物製造業(缶詰, 瓶詰, つぼ詰を除く)	主として <u>野菜及び果実を原料として漬物</u> を製造する事業所を言う。 本分類に含まれる漬物は野菜, 果実を塩, しょう油, 味そ, 酒かす, 酢などに浸せき(漬)加工した保存用食品漬物などである。	野菜漬物製造業; 果実漬物製造業	野菜漬物製造業; 果実漬物製造業
099その他の食料品製造業	0995 冷凍調理食料品製造業	主として <u>野菜, 水産物及び食肉を原料として調理食品(味付け, 又はころもかけなどのように他の食品を付加したものをいう)を製造し</u> , かつ, 凍結設備を使用して急速凍結を行って凍結状態のまま包装した冷凍調理食品を製造する事業所をいう。 主な製品は, 魚類フライ, スティック, コロッケ, しゅうまい, ぎょうぎなどの冷凍調理食品である。	冷凍調理食料品製造業	冷凍水産食料品製造業[0926]; 冷凍野菜・果物製造業[0931]; そう(惣)菜製造業(冷凍調理食品を除く)[0996]
	0996 そう(惣)菜製造業	主として <u>野菜, 水産物, 穀物, 食肉等を原料とした煮物, 焼物(いため物を含む), 揚げ物, 蒸し物, 酢の物, あえ物等の料理品を製造する事業所</u> をいう。 主な製品は, 煮豆, うま煮, 焼魚, たまご焼, 野菜いため, きんぴら, コロッケ, カツレツ, 天ぷら, フライ, しゅうまい, ぎょうぎ, 酢れんこん, <u>サラダ</u> , グラタンなどである。	そう(惣)菜製造業; 和風そう(惣)菜製造業; 洋風そう(惣)菜製造業; 中華そう(惣)菜製造業	つくだ煮製造業(水産物のもの)[0929]; のりつくだ煮製造業[0929]; 海藻つくだ煮製造業[0929]; 冷凍調理食料品製造業[0995]; 野菜つくだ煮製造業[0999]; 弁当製造業[0997]; かまぼこ製造業

小分類	細分類	細分類の説明	適用事例	不適用事例
		ただし、主として肉製品の缶詰、瓶詰、つぼ詰を製造する事業所は、小分類 091[0912]に、水産缶詰・瓶詰を製造する事業所は、小分類 092[0921]に、果実缶詰を製造する事業所は、小分類 093[0931]に分類される。		[0923]; 焼きちくわ製造業[0923]; 野菜缶詰製造業(瓶詰、つぼ詰を含む)[0931]; そう(惣)菜製造小売業[5895]
	0999 他に分類されない食料品製造業	主として他に分類されない各種食料品の製造を行う事業所をいう。	パン種製造業; ふくらし粉製造業; イースト製造業; きのご種菌製造; 酵母剤製造業; クロレラ製造(培養)業; しいたけ種駒製造業; こうじ製造業; 種こうじ製造業; 麦芽製造業; いり豆製造業; こんにゃく製造業; ふ・焼ふ製造業; ゆば製造業; 玄米乳製造業; 甘酒製造業; 納豆製造業; 即席ココア製造業; 春さめ(豆素めん)製造業; 麦茶製造業; はま茶製造業; こぶ茶製造業; プレミックス食料品製造業; 最中かわ製造業; バナナ熟成加工業; 粉末ジュース製造業; せんべい生地製造業; 野菜つくだ煮製造業; 果糖製造業; もち製造業(あんもちを除く); なめ味そ製造業; パン粉製造業; フラワーペースト製造業	もやし栽培農業[0113]; ウエハース製造業[0979]; 加工卵製造業(液卵、乾燥卵など)[0919]; コーヒー豆ばいせん(焙煎)業[1032]; 薬用酵母剤製造業[1652]

(出所)総務省(2014a)を基に作成。

(2) 国際標準産業分類等

国際標準産業分類では「1030 果実及び野菜加工・保存業」、欧州産業分類では「10.39 その他の果実及び野菜加工・保存業」の説明文に、果実及び野菜の生鮮加工食品の製造の例として、サラダ、野菜の皮むき及び野菜のカットが明示されている。北米産業分類では、「3119 その他の食料品製造業」の「31191 生鮮食料品製造業」の具体例に同様の記載がある。

1) 国際標準産業分類

国際標準産業分類では、野菜のカットやサラダの製造は、「1030 果実及び野菜加工・保存業」に含まれて、日本標準産業分類「093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業」に近い分類に対応している。

なお、国際標準産業分類「1030 果実及び野菜加工・保存業」には、加工が最低限であり、実質的な変化につながらない場合には、製造業でなく、卸売・小売業(大分類 G)に分類されている。

表 4-3 国際標準産業分類との対応(カット野菜関連)

日本標準産業分類		国際標準産業分類(仮訳)		国際標準産業分類の例示
0999	他に分類されない食料品製造業	1030	果実及び野菜加工・保存業	果実、ナッツ、または野菜の保存食品の製造
5213	野菜卸売業	4630	食料品、飲料及びたばこ卸売業	野菜卸売業
5214	果物卸売業			果物卸売業
5821	野菜小売業	4721	専門店による食料品小売業	野菜小売業
		4781	露店及び市場による食料品、飲料及びたばこ小売業	野菜小売業
5822	果実小売業	4721	専門店による食料品小売業	果実小売業
		4781	露店及び市場による食料品、飲料及びたばこ小売業	果実小売業

(注)網掛けは、カット野菜製造業を含む分類。

(出所)総務省(2014c)を基に作成。

表 4-4 国際標準産業分類(果実及び野菜加工・保存業)の説明

1030 果実及び野菜加工・保存業

この細分類には以下が含まれる。

- ー冷凍または缶詰形態の出来合いの料理を除く、果実または野菜を主な材料とする食品の製造
- ー果実、ナッツまたは野菜の、冷凍、乾燥、油漬けまたは酢漬け、缶詰めなどといった保存
- ー果実食品または野菜食品の製造
- ー果実ジュースまたは野菜ジュースの製造
- ージャム、マーマレード及びゼリーの製造
- ージャガイモの加工及び保存
- 調理済冷凍ジャガイモの製造、脱水マッシュポテトの製造、ポテトスナックの製造、ポテトチップスの製造、ジャガイモの各種粉末の製造
- ーナッツを炒ること
- ーナッツの食品及びペーストの製造

この細分類には以下も含まれる。

- ジャガイモの工業的皮むき
- 生の果実及び野菜の濃縮飲料の生産
- 以下のような果実及び野菜の生鮮加工食品の製造
サラダ、野菜の皮むき、野菜のカット、豆腐

この細分類は以下を除く。

- 乾燥した豆類の粉末製造(1061 参照)
- 果実及びナッツの砂糖の中での保存(1073 参照)
- 野菜の調理食品の製造(1075 参照)
- 人工濃縮飲料の製造(1079 参照)

(出所)総務省(2014b)を基に作成。

2) 北米産業分類

北米産業分類の「3119 その他の食料品製造業」の「31191 生鮮食料品製造業」に、サラダ、サンドウィッチ、生鮮ピザ、生パスタ、皮をむいた野菜やカット野菜などが含まれている³。

3) 欧州産業分類

欧州産業分類「10.3 果実及び野菜加工・保存業」の「10.39 その他の果実及び野菜加工・保存業」に、果物又は野菜の生鮮加工食品の製造として、サラダ、野菜の皮むき、野菜のカットが含まれている。

表 4-5 欧州産業分類(その他の果実及び野菜加工・保存業)の説明

10.39 その他の果実及び野菜加工・保存業

この分類には、以下が含まれる。

- 主に果物または野菜を主な材料とする食料品の製造(冷凍、缶詰製品を除く)
- 果物、ナッツ、野菜の保存: 冷凍、乾燥、オイル漬、酢漬、缶詰など。
- 果物または野菜の食料品の製造
- ジャム、マーマレード、ゼリーの製造
- ナッツのロースト
- ナッツ食品およびペーストの製造

この分類には、以下のものも含まれる。

- 以下のような果物または野菜の生鮮加工食品の製造:
 サラダ; ミックスサラダ、パッケージ、野菜の皮むき、野菜のカット、豆腐

この分類には、以下を除く。

- 果物または野菜ジュースの製造(10.32 参照)
- 小麦粉または乾燥豆類の製造(10.61 参照)
- 果実及びナッツの砂糖の中での保存(10.82 参照)
- 野菜の調理食品の製造(10.85 参照)
- 人工濃縮物の製造(10.89 参照)

(出所)EUROSTAT(2008)

³ 参照元(<https://www.naics.com/naics-code-description/?code=311991>)

4) 平成 30 年度カット野菜・冷凍野菜・野菜惣菜に係る小売販売動向調査の分類

独立行政法人農畜産業振興機構では、近年、家計において購入が増加しているカット野菜、冷凍野菜、野菜を主体とした惣菜(以下、「野菜惣菜」という。)について、平成 21 年から平成 30 年までの POS(Point of Sales、販売時点情報管理)データを収集し、小売店におけるカット野菜、冷凍野菜、野菜惣菜の販売金額等の動向を調査した結果を「平成 30 年度カット野菜・冷凍野菜・野菜惣菜に係る小売販売動向調査」(農畜産業振興機構(2019))に取りまとめ公表している。

この調査における野菜加工の区分については、表 4-6 のとおりであり、単価の逓減等のために、野菜を半分や1/4にカットした野菜を、カット野菜には含まれない。

表 4-6 カット野菜・冷凍野菜・野菜惣菜の区分(POS データを基にした分類)

野菜加工の区分		説明	POSデータ集計対象(JICFS分類) ^(注)
カット野菜	カット	野菜を単にカット・パックしたもの(味付け等の調理のないもの)	「その他農産」に属し、商品名に野菜名称及び「千切り、刻み、カット」等のワードが含まれているアイテムを「カット」に分類し、商品名に野菜品目名称があるアイテムは品目別の、ないアイテムは「ミックス」のカットとした。
	サラダ	サラダ用に複数の野菜をカット・パックしたもの	「その他農産」に属し、商品名に野菜名称及び「サラダ」というワードが含まれているアイテムを「サラダ」に分類し、商品名に野菜品目名称があるアイテムは品目別の、ないアイテムは「ミックス」のサラダとした。
	惣菜サラダ	サラダに味付け等の調理をしたもの(ポテトサラダを含む)	「惣菜類」の「サラダ」に属し、商品名に野菜名称が含まれているアイテムを「惣菜サラダ」に分類し、商品名に野菜品目名称があるアイテムは品目別の、ないアイテムは「ミックス」の惣菜サラダとした。
	キット	鍋セット、野菜炒めなど調理に合わせた野菜等のセット	「その他農産」又は「その他生鮮食品」に属し、商品名に「炒め用」や「鍋用」などの用途のワードが含まれているアイテムを「キット」に分類し、商品名に野菜品目名称があるアイテムは品目別の、ないアイテムで野菜を使用しているものは「ミックス」のキットとした。
冷凍野菜	冷凍	野菜をカット・冷凍しパックしたもの(味付け等の調理のないもの)	「冷凍農産素材」に属し、商品名に野菜名称が含まれるアイテムを「冷凍」に分類し、商品名に野菜品目名称があるアイテムは品目別の、ないアイテムは「ミックス」の「冷凍」とした。
	冷凍調理	野菜を主体とした冷凍調理食品(フライドポテトを含む)	フライドポテト及び「冷凍調理」に属し商品名に野菜名称が含まれるアイテムを「冷凍調理」(注2)に分類し、商品名に野菜品目名称があるアイテムは品目別の、品目を特定できないアイテムは「その他冷凍調理」とした。なお、餃子などの野菜が主体でない冷凍調理食品を含まない。
野菜惣菜		野菜を主体とした惣菜(和惣菜、煮豆、洋惣菜、中華惣菜、その他惣菜)	「和惣菜」「洋惣菜」「中華惣菜」「その他惣菜」「煮豆」に属し、商品名に野菜名称があるアイテム又は「なます」等の野菜を主体とした惣菜のアイテムを「野菜惣菜」に分類し、商品名に野菜名称があるアイテムを品目別の「野菜惣菜」、品目を特定できないアイテムは「その他野菜惣菜」とした。なお、餃子などの野菜が主体でない惣菜を含まない。

(注)JICFは、JAN Item Code File Service の略称で、財団法人流通システム開発センターが管理運営を行う「JAN コード商品情報データベース」システムを指し、JICFS 分類は、本データベースに収録された JAN コード商品情報を効率よく利用できるように設定された JICFS 用の商品分類コード。

(出所)農畜産業振興機構(2019)を基に作成。

カット野菜には、キャベツ、ネギなど1種類の野菜をカットして販売されているもの以外に、複数のカット野菜を1つの袋または容器に入れて販売されているものがある。具体的には、サラダ用ミックス(例:キャベツ、レタス、きゅうり)、野菜炒め用ミックス(例:キャベツ、ニラ、モヤシ)、豚汁用野菜ミックス(大根、ニンジン、ゴボウなど)、鍋用野菜ミックス(白菜、ネギ、キノコ類)など、多数販売されている。

カット野菜か、惣菜かの境界は、調理されているか否かが目安になるが、日本標準産業分類で、調理の範囲を明示的に記載されていないため、サラダ用ミックスが、カット野菜なのか、惣菜サラダなのかの区分が難しい。

さらに、日本標準産業分類の大分類は、野菜の加工場所によって大分類が分けられており、農家の構内でキャベツを千切りして出荷した場合は、農業の活動に、小売店でキャベツを千切りして販売した場合は、小売業の活動に分類されることにも留意が必要である。

表 4-7 野菜の加工と日本標準産業分類の対応表

野菜加工の区分		説明	日本標準産業分類
カット野菜	カット	野菜を単にカット・パックしたもの(味付け等の調理のないもの)	0999 他に分類されない食料品製造業
	サラダ	サラダ用に複数の野菜をカット・パックしたもの	0999 他に分類されない食料品製造業
	惣菜サラダ	サラダに味付け等の調理をしたもの(ポテトサラダを含む)	0996 そう(惣)菜製造業
	キット	鍋セット、野菜炒めなど調理に合わせた野菜等のセット	0999 他に分類されない食料品製造業
冷凍野菜	冷凍	野菜をカット・冷凍しパックしたもの(味付け等の調理のないもの)	0931 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業(野菜漬物を除く)
	冷凍調理	野菜を主体とした冷凍調理食品(フライドポテトを含む)	0995 冷凍調理食料品製造業
野菜惣菜		野菜を主体とした惣菜(和惣菜、煮豆、洋惣菜、中華惣菜、その他惣菜)	0996 そう(惣)菜製造業

(注)網掛けは、農畜産業振興機構(2019)における「カット野菜」のうち、日本標準産業分類に明示的に整理されていないもの。

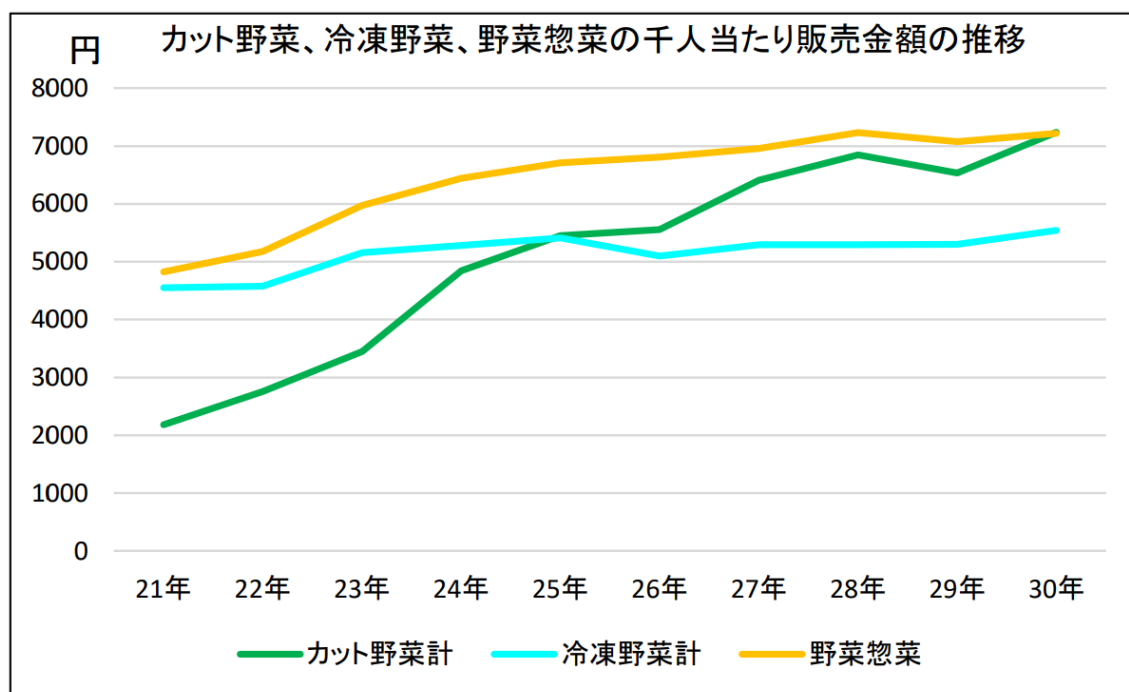
(出所)農畜産業振興機構(2019)及び総務省(2014a)を基に作成。

(3) カット野菜の動向

平成 30 年のPOSデータに基づくカット野菜の千人当たり販売金額は、平成 21 年と比較し 3.3 倍に大幅に増加し、野菜惣菜、冷凍野菜の販売金額を上回った(図 4-2)。平成 30 年のカット野菜の千人当たり販売金額の内訳をみると、サラダ、惣菜サラダ、キット、カットの順である(図 4-3)。

独立行政法人農畜産業振興機構では、『野菜の消費は、高齢世帯や単独世帯の増加、女性の社会進出による共働き世帯の増加、個食化の進展などを背景に、調理が簡便なカット野菜、調理が簡便で保存が可能な冷凍野菜、調理の手間がない惣菜の購入(消費)が増加傾向で推移している。一方、今後も高齢世帯や高齢の単身世帯の増加が予測され、また、共働き世帯も増加すると推察されることから、カット野菜、冷凍野菜、野菜惣菜の購入(消費)は増加傾向が継続すると推察される。⁴』と分析している。

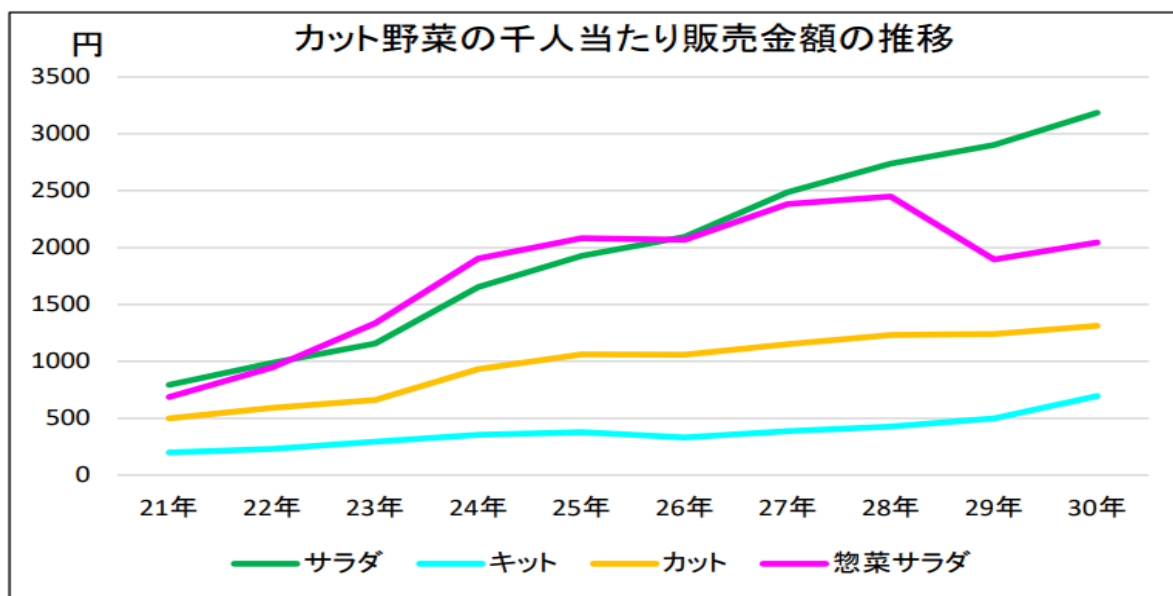
図 4-2 カット野菜、冷凍野菜、野菜惣菜の千人当たりの販売金額推移(POSデータ)



(注)調査対象店舗は、株式会社 KSP-SP が収集している全国のスーパーマーケット(平成 30 年 12 月時点で 150 企業 約 1,058 店舗)。「千人当たり販売金額」は、年間販売金額合計を年間来店客数で除して、1000 を乗じた集計値(税抜き、円)。
(出所)農畜産業振興機構(2019)の図2(左上)を引用。

⁴ 農畜産業振興機構(2019)の 29 頁を引用。

図 4-3 カット野菜の千人当たり販売金額推移(POSデータ)



(注)調査対象店舗は、株式会社 KSP-SP が収集している全国のスーパーマーケット(平成 30 年 12 月時点で 150 企業 約 1,058 店舗)。「千人当たり販売金額」は、年間販売金額合計を年間来店客数で除して、1000 を乗じた集計値(税抜き、円)。(出所)農畜産業振興機構(2019)の図2(右上)を引用。

(4) 検討結果

以下の2つの追記案を提案する。

案 1 は、日本標準産業分類の「0999他に分類されない食料品製造業」に、カット野菜の説明を追記する案である。

案2は、国際標準産業分類等の整合性や、高齢世帯や単独世帯の増加、女性の社会進出による共働き世帯の増加、個食化の進展などを背景に、調理が簡便なカット野菜の需要が増加傾向にあることを踏まえると、「093 野菜・果物加工、保存業」の下に細分類を新設する案である。

案1:説明文のみ追加

小 分 類	099 その他の食料品製造業
細 分 類	0999 他に分類されない食料品製造業
説 明	主として他に分類されない各種食料品の製造を行う事業所をいう。 ○パン種製造業;ふくらし粉製造業;イースト製造業;きのこ種菌製造;酵母剤製造業;クロレラ製造(培養)業;しいたけ種駒製造業;こうじ製造業;種こうじ製造業;麦芽製造業;いり豆製造業;こんにゃく製造業;ふ・焼ふ製造業;ゆば製造業;玄米乳製造業;甘酒製造業;納豆製造業;即席ココア製造業;春さめ(豆素めん)製造業;麦茶製造業;はま茶製造業;こぶ茶製造業;プレミックス食料品製造業;最中かわ製造業;バナナ熟成加工業;粉末ジュース製造業;せんべい生地製造業;野菜つくだ煮製造業;果糖製造業;もち製造業(あんもちを除く);なめ味そ製造業;パン粉製造業;フラワーペースト製造業;<u>カット野菜製造業(調理された惣菜サラダを除く);カット果物製造業;</u> ×もやし栽培農業[0113];ウエハース製造業[0979];加工卵製造業(液卵, 乾燥卵など)[0919];<u>そう(惣)菜サラダ製造業[0996];</u>コーヒー豆ばいせん(焙煎)業[1032];薬用酵母剤製造業[1652];

(注)上表の赤字下線部は、改定案の該当箇所を示す。

案2:「その他の野菜・果実加工業」の新設

小分類	<u>093 野菜・果物加工、保存業</u> (現在、「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業」からの名称変更、統合)
細分類	<u>0933 果実及び野菜加工業</u>
説明	<u>主として、野菜及び果実の皮むき、カットを行う事業所を言う。</u> <u>○カット野菜製造業;カット果物製造業;サラダ製造業(調理された惣菜サラダを除く);調理キット製造業(主に野菜を中心とするもの);</u> <u>×そう(惣)菜サラダ製造業[0996]</u>

(注)上表の赤文字下線部は、改定案の該当箇所を示す。

現行の日本標準産業分類の大分類の考え方では、農家が同一構内(屋敷内)で、自家栽培または取得した野菜を使用してカット野菜を製造する場合は大分類「A農業、林業」、小売店において加工の場合は「I 卸売業、小売業」となる。一方、国際標準産業分類では、野菜の加工をどこで実施しても、製造業に分類される点異なる。

表 4-8 野菜の加工に関する記載(日本標準産業分類, 国際標準産業分類)

産業大分類	日本標準産業分類(野菜の加工に関する説明)	国際標準産業分類(ISIC)
A 農業, 林業	農家が同一構内(屋敷内)で製造活動を行っており、主として自家栽培または取得した原材料を使用して製造加工を行っている場合は、農業に分類される。	ISICでは、農産物の選別処理は農林漁業に分類されるが、製造加工については、製造業に分類されている。
E 製造業	製造業には、有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新たな製品を製造し、これを卸売する事業所が分類される。	基本的な考え方はJSICと整合的。
I 卸売業, 小売業	農林水産物の出荷のために選別、調整、洗浄、包装などを行うものは製造業とせず、卸売業、小売業に分類される。 主として製造した商品をその場で個人又は家庭用消費者に販売するいわゆる製造小売業は製造業とせず、小売業に分類される。	ISICも同様に、加工が最低限であり、実質的な変化につながらない場合には、卸売・小売業に分類される。 ISIC では、生産者自身の店舗における製品の売り販売がある場合でも、幾つかの活動は製造業と見なされる(例えば、パン屋、菓子屋、下ごしらえをした肉を販売する店舗などのように、自分自身の製品を販売する生産者の行う活動)。

(出所)総務省(2014a)及び総務省(2014b)を基に作成。

4.1.2 果糖製造業

(1) 概要

果糖製造業を、「0999 他に分類されない食料品製造業」から「095 糖類製造業」の「0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」(表 4-9)へ移動することの妥当性及び移動後の名称の必要性、並びに果糖以外の糖類等について整理を行った。

表 4-9 日本標準産業分類(0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業)

小分類	095 糖類製造業
細分類	0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業
説明	主としてぶどう糖, 水あめ, 異性化糖を製造する事業所をいう。 ○ぶどう糖製造業; グルコース製造業; 水あめ製造業; 麦芽糖製造業; 異性化糖製造業

(出所)総務省(2014a)

(2) 糖類の整理

糖類について、炭水化物のひとつである「糖類」の観点と、「甘味料」の観点の2つのアプローチで整理した。

1) 「糖類」の定義・分類

炭水化物は、ヒトが消化・吸収できる糖質と、消化できない食物繊維の総称である。糖質のうち、1個又は2個の単糖類からなるものを「糖類」という。「糖類」に含まれる単糖類にはぶどう糖、果糖、ガラクトースなど、二糖類にはショ糖(砂糖)、乳糖、麦芽糖などが含まれる。

糖類に含まれない糖質(以下、「糖類以外の糖質」という。)には、4~9個の単糖類から構成される少糖類と、10個以上の単糖類からなる多糖類などからなる。糖類以外の糖質には、でんぷん・デキストリン等のように甘味料以外に使用されているものも含まれる(表 4-10)。

表 4-10 糖質の区分

種類				説明
糖 質	糖	単糖類	ぶどう糖(グルコース)	果物・穀物に多く含まれる単糖類。
			果糖(フルクトース)	果物等に含まれる単糖類。
			ガラクトース	乳糖の消化分解により生じる単糖類。
		二糖類	ショ糖(砂糖)	ブドウ糖と果糖が結びついたもので、砂糖の主成分となる。
			乳糖(ラクトース)	ブドウ糖とガラクトースが結びついたもので、乳製品に多く含まれる。
			麦芽糖(マルトース)	ブドウ糖とブドウ糖が結びついたもの。
	糖 類 以 外 の 糖 質	少糖類		単糖が 2～10 個程度結びついたもの。一般的には 3 つ以上の糖が結びついたものを呼ぶことが多い。オリゴ糖ともいう。
		多糖類		単糖が数十～数千個つながったもの。
			でんぷん	ブドウ糖が結合したもの。
		デキストリン	でん粉を原料として酵素、酸、または加熱処理を行い加水分解することによって得られる多糖類。	
	糖アルコール			糖質に水素を添加(還元)することで化学的に安定させたもの。一般的に、工業的に酵素反応を行い生産される。

(注)網掛けは、糖類に該当する区分を示す。

(出所)厚生労働省「e-ヘルスネット」(<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/>, 2022/1/7 閲覧)等を基に作成。

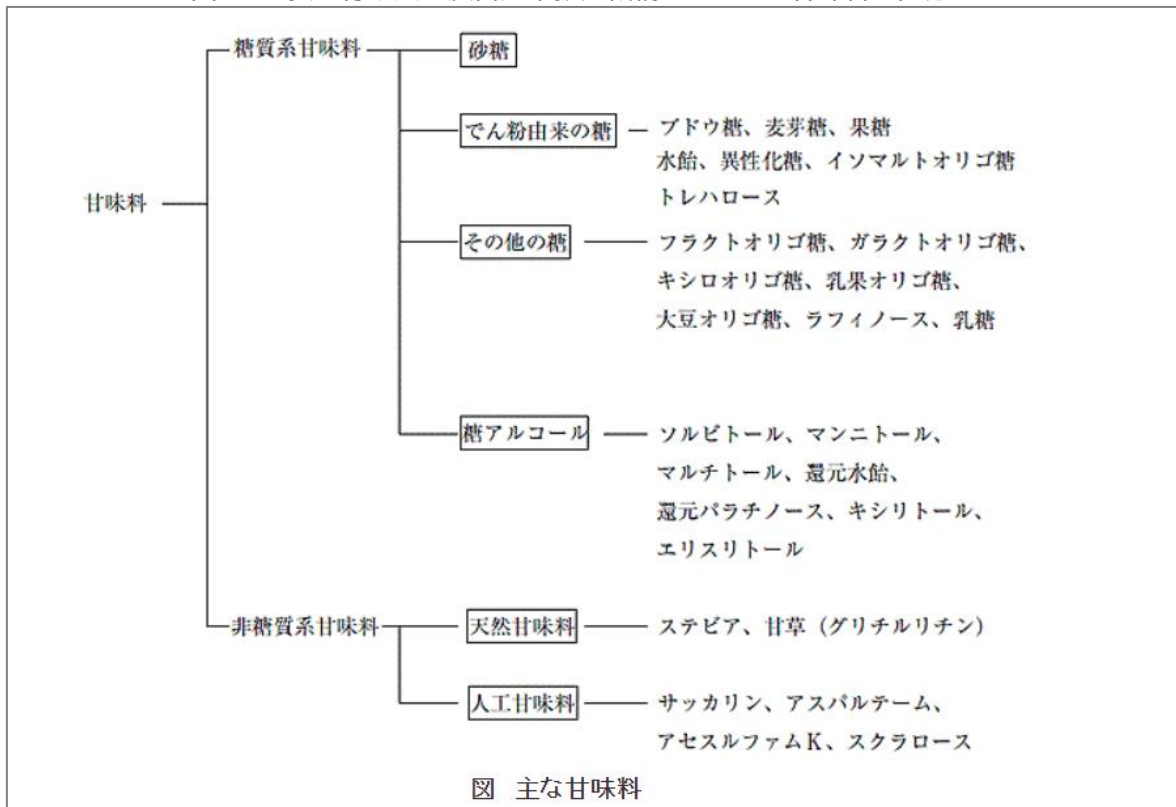
2) 「甘味料」の定義・分類

果糖は、でんぷんを加水分解後に異性化した糖液等を用いて製造されるため、独立行政法人農畜産業振興機構による分類では「でん粉由来の糖」、文部科学省「日本食品標準成分表 2020 年版」においても、「でん粉糖類」に含まれている。

a. 独立行政法人農畜産業振興機構

独立行政法人農畜産業振興機構「砂糖以外の甘味料について」では、甘味料を「糖質系甘味料」と「非糖質系甘味料」の 2 種類に分類している。甘味料のうち、糖質系甘味料は、「砂糖」、「でんぷん由来の糖」、「その他の糖」、「糖アルコール」に分類される(図 4-4)。

図 4-4 独立行政法人農畜産業振興機構による主な甘味料の区分



(出所) 農畜産業振興機構(2017)

表 4-11 甘味料の説明

種類	名称	主成分	説明
砂糖	ショ糖(砂糖)	サトウキビ、 テンサイ	・ 主にサトウキビ、テンサイを原料とし、ぶどう糖、果糖を含む。
でん粉由来の糖	ぶどう糖 (グルコース)	でん粉	・ でん粉を酵素又は酸によって加水分解(糖)した、主としてぶどう糖からなる糖液を粉末化・結晶化することで得られる。 ・ でん粉は加水分解(糖化)の程度により、「粉あめ」「水あめ」「ぶどう糖」に分類される。糖化の程度は DE ⁵ で示され、DE100(最大)のとき、固形分のすべてがぶどう糖である。DE が小さくなるほど、少糖類・多糖類が多いことを示す。
	水あめ <水飴>	でん粉	・ でん粉を加水分解(糖化)して製造される。 ・ でん粉の加水分解(糖化)の程度により、「粉あめ」「水あめ」「ぶどう糖」に区分されており、水あめの糖化の程度は DE40～60
	果糖 (フルクトース)	でん粉	・ でんぷんを加水分解後に異性化した糖液等から、果糖を分離、精製、濃縮、結晶化することで得られる。
	麦芽糖 (マルトース)	でん粉	・ でん粉を酵素等により分解することで得られる。
	異性化糖	果糖・ ぶどう糖	・ でん粉を加水分解して得たぶどう糖を、異性化 ⁶ することで得られる液状の糖。 ・ 日本農林規格により果糖含有率により名称が異なる。 「ぶどう糖化糖液糖」:果糖含有率 50%未満 「果糖ぶどう糖液糖」:50%以上 90%未満: 「高果糖液糖」:90%以上 【製造工程】でん粉→(糖化)→ぶどう糖→(異性化)→異性化糖
	イソマルオリゴ糖	でん粉	・ デンプンを糖化し、精製・濃縮したもの。
その他の糖	トレハロース	でん粉	・ でん粉を酵素により液化し・分解したものを精製・濃縮し結晶化したもの。2つのグルコースが結合したもの。
	ガラクトオリゴ糖	乳糖	・ 乳糖に酵素によりガラクトースが 1～4 分子結合したもの。 ・ オリゴ糖に該当される。
	フラクトオリゴ糖	ショ糖、 イヌリン	・ フラクトース(果糖)が 2 個以上連結したオリゴ糖 ・ ショ糖を酵素によって転移、精製、濃縮し、結晶化したもの。イヌリン(多糖類の一つ)によっても製造される。
糖アルコール	乳糖	ガラクトース、 グルコース	・ ガラクトースとグルコースが結びついたもの。 ・ チーズ製造の副産物であるホエイ(乳清)を、精製、濃縮、結晶化することで製造される
	マルチトール (還元麦芽糖)	麦芽糖	・ 麦芽糖に、水素を添加し還元したものを、精製・濃縮したもの。 【製造工程】麦芽糖→(還元)→還元麦芽糖
	還元水飴	でん粉	・ でん粉を糖化し得られた水あめに、水素を添加し還元し、精製・濃縮したもの。 【製造工程】でん粉→(糖化)→水あめ→(還元)→還元水飴

(出所) 農畜産業振興機構(2007)及び文部科学省(2020)等を基に作成。

⁵ DE(dextrose equivalent)は、固形分に対する試料中の還元糖をぶどう糖して表し、固形分に対する含有度を百分率で示した指標である。

⁶ 異性化は、化合物を同じ分子式で性質の異なる化合物(これを異性体という。)に変化させる化学反応をいう。

b. 日本食品標準成分表

食品成分に関する基礎データを提供する文部科学省(2020)において、砂糖及び甘味類は、「砂糖類」、「でん粉糖類」、「その他」の3種類に分けられている。

表 4-12 「砂糖及び甘味類」の種類

砂糖・甘味料の種類	説明	該当する製品
砂糖類	主にサトウキビ(カンシャ、カンショ)、テンサイ(サトウダイコン、ビート)を原料とするもの。	黒砂糖、てんさい含蜜糖、和三盆糖、車糖、上白糖、三温糖、ざらめ糖(グラニュー糖、白ざら糖、中ざら糖)、加工糖(角砂糖、氷砂糖、コーヒーシュガー、粉糖)、液糖(しよ糖型液糖、転化型液糖)
でん粉糖類	でん粉を加水分解(糖化)して製造される糖類。	還元麦芽糖(麦芽糖を還元した糖アルコール)、還元水あめ(糖アルコールの混合物)、粉あめ、水あめ(酵素糖化、酸糖化)、ぶどう糖、 果糖 、異性化液糖
その他	砂糖類及びでんぷん糖類以外の甘味類。	黒蜜、はちみつ、メープルシロップ

(出所)文部科学省(2020),281-284 頁を基に作成。

(3) 日本標準産業分類

1) 糖質の種類との対応

糖質の種類(表 4-10)と日本標準産業分類との対応は、表 4-13 のとおりである。

糖類のうち、ぶどう糖及び麦芽糖は細分類「0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」、ショ糖(砂糖)は細分類「0951 砂糖製造業」及び「0952 砂糖精製業」、果糖は「0999 他に分類されない食料品製造業」に分類されている。一方、糖類のうち、乳製品を原材料とする「ガラクトース」及び「乳糖」については、日本標準産業分類の説明などに記載がないことから、「0914 乳製品製造業(処理牛乳, 乳飲料を除く)」ないしは「0999 他に分類されない食料品製造業」か曖昧である。

糖類以外の糖質について、でんぷんは「0991 でんぷん製造業(でんぷん)」、デキストリンは「699 他に分類されない化学工業製品製造業」に分類されているが、オリゴ糖、糖アルコール、その他の糖質は日本標準産業分類の説明などに記載がない。

表 4-13 日本標準産業分類(糖質)

糖質の種類			該当する糖類・甘味料	日本標準産業分類の細分類
糖 質	糖 類	単糖類	ぶどう糖	0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業
			果糖	0999 他に分類されない食料品製造業
			ガラクトース	記載なし
		二糖類	ショ糖(砂糖)	0951 砂糖製造業 0952 砂糖精製業(砂糖)
			乳糖	記載なし
			麦芽糖	0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業
	糖 類 以 外 の 糖 質	少糖類	オリゴ糖	記載なし
		多糖類	でんぷん	0991 でんぷん製造業
			デキストリン	1699 他に分類されない化学工業製品製造業
		糖 アル コール	キシリトール、ソルビトール	記載なし
		その他	アスパルテーム、アセスルファム K、ステビアなど	記載なし

(注)上表の下線は、本検討の対象範囲。

2) 甘味料の種類との対応

甘味料の種類(図 4-4)と日本標準産業分類との対応は、表 4-14 のとおりである。

「砂糖」は「0951 砂糖製造業」及び「0952 砂糖精製業」に、でんぷん由来の糖のうち果糖以外は、「0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」に、果糖は「0999 他に分類されない食料品製造業」に分類されている。また、人工甘味料は、「1639 その他の有機化学工業製品製造業(サッカリン)」に分類されている。また、糖質系甘味料のうち、でんぷん由来の糖のうちイソマルトオリゴ糖、トレハロース、その他の糖類、糖アルコール、天然甘味料については、日本標準産業分類の説明などに記載がない。

表 4-14 日本標準産業分類(糖類・甘味料)

糖類・甘味料の種類		該当する糖類・甘味料	日本標準産業分類
糖質系 甘味料	砂糖	砂糖	0951 砂糖製造業 0952 砂糖精製業
	でんぷん由来 の糖	ブドウ糖、麦芽糖、水あめ、異性化糖	0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業
		果糖	0999 他に分類されない食料品製造業
		イソマルトオリゴ糖、トレハロース	記載なし
	その他の糖	フラクトオリゴ糖、ガラクトオリゴ糖、キシロオリゴ糖、乳糖オリゴ糖、大豆オリゴ糖、ラフィノース、乳糖	記載なし
非 糖 質 系 甘 味 料	糖アルコール	ソルビトール、マンニトール、マルチトール、還元水あめ、還元パラチノース、キシリトール、エリスリトール	記載なし
	天然甘味料	ステビア、甘草(グリチルリチン)	記載なし
	人工甘味料	サッカリン、アスパルテーム、アセスルファム K、スクラロース	1639 その他の有機化学工業製品製造業

(出所) 農畜産業振興機構(2017)を参考に作成。

表 4-15 日本標準産業分類(糖質・糖類・甘味料について)

中分類	小分類	細分類	説明	該当する産業	糖質の種類	区分	検討事項
09 食料品製造業	091 畜産食料品製造業	0914 乳製品製造業(処理牛乳, 乳飲料を除く)	主としてバター, チーズ, クリーム, アイスクリームなどの乳製品(乳製品の缶詰, 瓶詰, つぼ詰を含む)を製造する事業所をいう。 主としてクリームを殺菌して, 産業用使用者に販売する事業所は本分類に含まれるが, 直接家庭又は個人消費者に販売する事業所は大分類I－卸売業, 小売業[58]に分類される。	乳製品製造業; バター製造業; チーズ製造業; アイスクリーム製造業; 発酵乳製造業; カゼイン製造業			
	095 糖類製造業	0951 砂糖製造業	主として国内産の甘味資源作物を原料として, 砂糖を製造する事業所をいう。	甘しゅ(蔗)糖製造業(粗糖, 含みつ糖又は耕地白糖を製造するもの); てん菜糖製造業(てん菜糖又はてん菜粗糖を製造するもの)	糖 類 (二 糖 類)	砂糖	-
		0952 砂糖精製業	主として購入した粗糖を精製して, 砂糖を製造する事業所をいう。購入した糖みつを加工処理して砂糖を製造する事業所も本分類に含まれる。	砂糖精製業 氷砂糖製造業 角砂糖製造業 糖みつ製造業	糖 類 (二 糖 類)	砂糖	-
		0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	主としてぶどう糖, 水あめ, 異性化糖を製造する事業所をいう。	ぶどう糖製造業 グルコース製造業 水あめ製造業 麦芽糖製造業 異性化糖製造	・ぶどう糖 : 糖 類 (単 糖 類) ・麦芽糖: 糖 類(二糖類)	でんぷん由来	-
	099 その他の食料品製造業	0999 他に分類されない食料品製造業	主として他に分類されない各種食料品の製造を行う事業所をいう。	果糖製造業 (他、省略)	糖 類 (単 糖 類)	でんぷん由来	「0999 他に分類されない食料品製造業」から「0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」への移動

中分類	小分類	細分類	説明	該当する産業	糖質の種類	区分	検討事項
10 飲料・たばこ・飼料製造業	101 清涼飲料製造業	1011 清涼飲料製造業	主としてアルコールを含まない飲料でサイダー、ラムネ、炭酸水、ジュース、シロップなどの清涼飲料及び嗜好飲料を製造する事業所をいう。	シロップ製造業 (糖みつ製造業でないもの)	-	-	-
16 化学工業 ⁷	163 有機化学工業製品製造業	1639 その他の有機化学工業製品製造業	主として他に分類されない有機化学工業製品を製造する事業所をいう。	サッカリン、シクロヘキシルスルファミン酸ナトリウムなどの人工甘味剤	非糖質系甘味料	化学的合成品	-
	169 その他の化学工業	1699 他に分類されない化学工業製品製造業	主として他に分類されない化学工業製品を製造する事業所をいう。	デキストリン ⁸	多糖類	化工でんぷん ⁹	-

(出所)総務省(2014a)及び文部科学省(2020)を基に作成。

⁷ 中分類 16 化学工業:化学的処理を主な製造過程とする事業所及びこれらの化学的処理によって得られた物質の混合,又は最終処理を行う事業所

⁸ デキストリン:コーンスターチや馬鈴薯デンプンを原料とし、デンプンを化学的あるいは酵素的な方法により低分子化したもの

(出所)三晶株式会社「デキストリンとは」(<http://sansho.co.jp/find/polthknr/dextrin/>,2021/12/27 閲覧)より引用

⁹(参考)独立行政法人農畜産業振興機構「食品メーカーにおける人工甘味料・化工でん粉の利用形態

～平成 28 年度甘味料およびでん粉の仕入動向調査の概要～」(https://www.alic.go.jp/joho-s/joho07_001559.html,2022/1/5 閲覧)

(4) 国際標準産業分類等

1) 国際標準産業分類

国際標準産業分類においては、糖類を一つにまとめた「糖類製造業」という分類はなく、「食料品製造業」内に、主に原材料別に細分化されている。国際標準産業分類では、乳製品を原材料とする「ガラクトース」及び「乳糖」については「1050 酪農製品製造業」、砂糖及び水あめは「1072 砂糖製造業」、でんぷん由来の糖は「1062 澱粉・澱粉製品製造業」に分類されている(表 4-16)。

表 4-16 国際標準産業分類との対応(糖類製造業)

日本標準産業分類		国際標準産業分類(仮訳)		国際標準産業分類の例示
0951	砂糖製造業(砂糖精製業を除く)	1072	砂糖製造業	国内産資源を原料とする砂糖製造
0952	砂糖精製業			糖蜜製造、砂糖の精製
0953	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	1062	澱粉・澱粉製品製造業	グルコース、麦芽糖の製造
		1072	砂糖製造業	砂糖代用品の製造(水あめ)

(出所)総務省(2014c)を基に作成。

国際標準産業分類では、食料品製造業の定義は、農業、林業及び漁業の生産物(自然に由来するもの)を食料に加工することと定義されている。そのため、自然に由来しないもの(化学物質等)を加工した、添加物・甘味料は食料品製造業には含まれないと考えられる(表 4-17)。

表 4-17 国際標準産業分類(食料品製造業)

中分類 10 食料品製造業
農業、林業及び漁業の生産物を人間または動物用の食料に加工することを含み、直接は食料品ではない各種中間製品の生産も含む。
この中分類は、扱っている製品の種類別の活動に分類される。すなわち、肉、魚、果実及び野菜、油脂、乳製品、精穀・製粉、動物用飼料、その他の食料品である。生産は自分のために行っても、注文を受けての屠殺の場合のように第三者のために行ってもよい。

(出所)総務省(2014b)

表 4-18 国際標準産業分類(糖類に関する分類)

中分類	小分類	細分類	詳細	該当する糖類
10 食料品 製造業	105 酪農製品 製造業	1050 酪農製品 製造業	低温殺菌、滅菌、均質化または超高温処理を施した取れたての液状乳の製造 乳をもとにした飲料の製造 低温殺菌、滅菌、均質化処理を施した取れたての液状乳からのクリーム of 製造 乾燥または濃縮乳の製造(甘みをつけているかないかを問わない。) 固体状の乳またはクリームの製造 バターの製造 ヨーグルトの製造 チーズ及びカードの製造 ホエイの製造 <u>カゼインまたは乳糖の製造</u> アイスクリーム及び、シャーベットのようなその他の食用アイスマイルクの製造	乳糖
	106 精穀・製粉業、澱 粉・澱粉製品製造 業	1062 澱粉・澱粉製 品製造業	米、ジャガイモ、メイズなどからのでん粉の製造 水などに浸してから穀類の製粉 <u>グルコース、グルコースシロップ、麦芽糖、イヌリンなどの製造</u> グルテンの製造 タピオカ及びでん粉を調整して得られるタピオカ代用品の製造 コーン油の製造	麦芽糖 ブドウ糖 (グルコース)
	107 その他の食料品 製造業	1072 砂糖製造業	<u>サトウキビ、ビート、かえで及びヤシの汁から作られる砂糖(蔗糖)及び砂糖代用品の製造または精製</u> 砂糖シロップの製造 糖蜜の製造 メープルシロップ及びカエデ糖の生産	砂糖

(出所) 総務省(2014b)を基に作成。

2) 北米産業分類

北米産業分類においても、国際標準産業分類と同様に糖類を一つにまとめた「糖類製造業」という分類はなく、「311 食料品製造業」内に、主に原材料別に細分化されている。ぶどう糖及び果糖は「311221 穀類湿式製粉業」、砂糖は「311313 甜菜糖製造業」、乳糖は「乾燥、濃縮、蒸発乳製品製造業」と原材料によって分類されている(表 4-19)。

表 4-19 北米産業分類(糖類・甘味料に関するもの)

北米産業分類		説 明	該当する糖類
3112 穀物および油糧種子の製粉業	311221 穀類湿式製粉業	穀類やその他の野菜の湿式製粉(エチルアルコールの製造を除く)に従事する事業所 穀類デキストリン製造業 穀類グルテン飼料製造業 穀類グルテン粉製造業 穀類油粕・ミール製造業 穀類油製造所 穀類を湿式製粉した粗製及びコーン油の精製 コーンスターチ製造業 <u>穀類の湿式製粉による穀類甘味料(例:ブドウ糖、果糖、グルコース)製造業</u> 粗製穀類油製造業 <u>穀類を湿式粉碎して製造したデキストリン</u> グルテン飼料、小麦粉、ミール、穀類の湿式製粉によるもの グルテン製造業 高果糖液製造業 マルトデキストリン製造業 穀類を湿式粉碎したマーガリン及びその他の穀類オイル 油脂、穀類の粗精製品及び精製品(穀類を湿式粉碎して製造したもの) ポテトスターチ製造業 米澱粉製造業 根菜類澱粉製造業 澱粉類(洗濯用を除く)製造業 急熱水濃縮物製造業 穀類を湿式製粉して作った糖類 湿式製粉によるシロップ、穀類 湿式製粉によるテーブルオイル(穀類) タピオカ製造業 植物性澱粉製造業 穀類及びその他の野菜のウェットフライス加工	ブドウ糖、果糖、グルコース、異性化糖

北米産業分類		説 明	該当する糖類
3113 砂糖・菓子製品製造	311313 甜菜糖製造業	テンサイから精製甜菜糖を製造する事業所が該当 甜菜糖パルプ(乾燥)製造業 甜菜糖精製 黒砂糖の精製 甜菜糖から製造される黒砂糖 製菓用甜菜糖製造業 顆粒甜菜糖製造業 液状甜菜シロップ製造業 甜菜糖を原料とする液糖 甜菜糖から作られる糖蜜 生甜菜糖製造業 サトウキビを原料とする砂糖、菓子類 砂糖(グラニュー糖)、テンサイを原料とするもの 転化糖、テンサイから製造 砂糖(液体)、テンサイから作られたもの 甜菜糖から製造されたシロップ	砂糖
	311314 甘蔗(かんしよ)糖製造業	(1)サトウキビの加工、および(2)原料サトウキビからサトウキビの精製業が該当 黒糖蜜製造業 黒砂糖製造業 きび砂糖製造業 ケーンシロップ製造業 製菓用粉糖製造業 グラニューきび砂糖製造業 転化糖製造業 液糖製造業 糖蜜製造業 黒糖蜜、黒皮糖蜜製造業 砂糖(サトウキビ)製造業 砂糖(清澄、グラニュー、生)製造業 砂糖、菓子類製造業 砂糖、グラニュー糖製造業 砂糖、転化糖、製造業 砂糖、原料、製造業 砂糖(精製)、製造業 サトウキビ工場 サトウキビ精製 シロップ、サトウキビ製造業	

北米産業分類		説 明	該当する糖類
3115 乾燥、濃縮、蒸発乳製品製造業	311514 乾燥、濃縮、蒸発乳製品製造業	乾燥乳、濃縮乳、蒸発乳、乳製品代替品の製造 粉ミルク、生鮮・加工・瓶詰品製造業 飲料、栄養補助食品、乳製品および非乳製品をベースとするもの カゼイン、ドライおよびウェット製造業 コンデンスミルク製造業 凝縮、蒸発または粉末ホエイ製造業 クリーム(乾燥および粉末)製造業 乳製品缶詰製造業 脱水乳製造業 ダイエット飲料(乳製品・非乳製品をベースとするもの)製造業 ドライミルク製造業 乾燥乳製品・混合物製造業 飼料用乾燥乳製品製造業 エッグノッグ、缶詰、ノンアルコール製造業 蒸発乳製造業 飼料用乾燥乳製品製造業 アイスcreamミックス製造業 アイスミルクミックス製造業 乳児用調製粉乳製造業 <u>乳糖製造業</u> 麦芽乳製造業 乳系飲料(栄養ドリンク)製造業 濃縮乳、濃縮乳、乾燥乳、蒸発乳および粉末乳製造業 乳、麦芽製造業 乳製品、粉体製造業 乳製品、超高温製品製造業 ミルクシェイクミックス製造業 アイスcreamミックス製造業 非乳製品クリーマー、乾燥製造業 無脂肪乾燥乳製造業 粉乳製造業 UHT(超高温)牛乳製造業 乳清、濃縮、乾燥、蒸発、粉末の製造業 ホイップトッピング、ドライミックス製造業 ヨーグルトミックス製造業	乳糖

(出所)北米産業分類検索ページを基に作成。

3) 欧州産業分類

欧州産業分類も、糖類を一つにまとめた「糖類製造業」という分類はなく、「10食料品製造業」内に、主に原材料別に細分化されている。国際標準産業分類と同様に糖類は、原材料別に、乳糖は「10. 51 乳業・チーズ製造業」、ぶどう糖及び麦芽糖は「10. 62澱粉・澱粉製品製造業」、砂糖は「10. 81 砂糖製造業」というように、糖類以外の製造業と共に分類されている。

表 4-20 欧州産業分類(糖類・甘味料に関するもの)

欧州産業分類		説 明	該当する糖類
10.5 乳製品製造業	10.51 乳業・チーズ製造業	低温殺菌、滅菌、ホモジナイズ、超加熱処理された新鮮な液状乳の製造 乳性飲料の製造 殺菌、滅菌、ホモジナイズされた新鮮な液体ミルクからのクリーム ¹⁾ の製造 乾燥乳または濃縮乳の製造(加糖の有無を問わない)。 固形状の乳またはクリームの製造 バター製造 ヨーグルトの製造 チーズおよび凝乳の製造 乳清の製造 <u>カゼインまたは乳糖の製造</u>	乳糖
10.6 穀物粉碎品、澱粉、澱粉製品製造業	10.62 澱粉・澱粉製品製造業	米、馬鈴薯、トウモロコシ等から澱粉を製造すること。 トウモロコシの湿式製粉 <u>グルコース、グルコースシロップ、マルトース、イヌリン等の製造</u> グルテン製造 澱粉から調製したタピオカおよびタピオカ代用品の製造 コーン油の製造	グルコース (ぶどう糖)、 マルトース (麦芽糖)
10.8 その他の食料品製造業	10.81 砂糖製造業	<u>サトウキビ、ビート、カエデ、パームなどの果汁から砂糖(スクロース)および砂糖代用品を製造または精製すること。</u> シュガーシロップの製造 糖蜜の製造 メープルシロップ及び砂糖の製造	砂糖

(出所)EUROSTAT(2008)を基に作成。

(5) まとめ

1) 日本標準産業分類における糖類・糖質の分類の状況

a. 「果糖」について

果糖は、細分類「0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」に該当する糖類と同様にでんぷん由来の単糖類である。各種産業分類における果糖の分類は、表 4-21 のとおり。

- ・ 日本標準産業分類では、小分類「099 その他の食料品製造業」の細分類「0999 他に分類されない食料品製造業」に分類されている。
- ・ 国際標準産業分類では、果糖についての記載は存在しないが、でんぷんに由来する糖である麦芽糖・ブドウ糖などと同様に「1062 澱粉・澱粉製品製造業」に分類されていると考えられる。
- ・ 北米産業分類及び欧州産業分類においても、でんぷん由来の糖は原材料ベースで分類されている。

表 4-21 各種産業分類(果糖製造業)

産業分類	該当する分類	備考
日本標準産業分類	中分類「09 食料品製造業」 小分類「099 その他の食料品製造業」 細分類「0999 他に分類されない食料品製造業」	果糖以外のでんぷんを原料とする糖は、「0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」に該当する。
国際標準産業分類	中分類「10 食料品製造業」 小分類「106 精穀・製粉業、澱粉・澱粉製品製造業」 細分類「1062 澱粉・澱粉製品製造業」	果糖についての記載はないが、澱粉製品と共に、麦芽糖、ブドウ糖(グルコース)が該当するため、果糖も含まれると考えられる。
北米産業分類	3112 穀物および油糧種子の製粉業 311221 穀類湿式製粉業	穀類に由来する製品と共にブドウ糖、果糖、グルコース、異性化糖、デキストリンが該当する。
欧州産業分類	10.6 穀物粉砕品、澱粉、澱粉製品の製造 10.62 澱粉・澱粉製品製造業	果糖についての記載はない。

b. 「乳糖」・「ガラクトース」について

乳糖は、ショ糖・麦芽糖と同様の糖類(二糖類)に分類され、牛乳などに含まれている。主に、チーズ製造の副産物であるホエイ(乳清)を、精製、濃縮、結晶化することで製造される。甘味はショ糖より弱い低甘味料である。甘味料として用いられるだけでなく、幼児用粉乳、錠剤のコーティング等にも用いられている。各種産業分類における乳糖及びガラクトースの分類は、表 4-22 のとおり。

- ・ 乳糖は糖類のため、日本標準産業分類の中分類「095 糖類製造業」に該当すると考えられるが、小分類「0951 砂糖製造業(砂糖精製業を除く)」、「0952 砂糖精製業」、「0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」のいずれも該当しない。
- ・ 国際標準産業分類、北米産業分類、欧州産業分類においては、いずれも、乳糖は原材料ベースで分類されており、主に「乳製品・酪農品」に関連する細分類に分類されている。

- ・ ガラクトースは、乳糖を分解することにより生じる糖類(単糖類)であるが、日本国内の市場においては、化学工業メーカーで製造され、試薬などの化学製品として取り扱われている。そのため、糖類ではあるが食料品に該当しないため、日本標準産業分類上の分類としては、化学製品製造業への分類が妥当であると考えられる。
- ・ 国際標準産業分類等においても、ガラクトースに関しては、乳糖が該当している食料品製造業上での分類には記載はない。

表 4-22 各種産業分類(乳糖製造業)

産業分類	該当する分類	備考
日本標準産業分類	記載無し	-
国際標準産業分類	中分類「10 食料品製造業」 小分類「105 酪農製品製造業」 細分類「1050 酪農製品製造業」	ガラクトースについての記載はない。
北米産業分類	3115 乾燥、濃縮、蒸発乳製品製造業 311514 乾燥、濃縮、蒸発乳製品製造業	
欧州産業分類	10.5 乳製品製造業 10.51 乳業・チーズ製造業	

c. 糖類以外の糖質(デキストリン等)

デキストリンは、コーンスターチや馬鈴薯デンプンを原料とした多糖類である。

- ・ 北米産業分類では、食料品製造業の中の「311221 穀類湿式製粉業」に分類されており、これに対応する国際標準産業分類は「1062 澱粉・澱粉製品製造業」であり、共に食料品である。これは、国際標準産業分類における食料品製造業の定義では「農業、林業及び漁業の生産物を人間または動物用の食料に加工すること」とも整合的である。
- ・ デキストリンは現在の日本標準産業分類では、化学的あるいは酵素的な方法により低分子化する製造過程に着目し、食料品製造業ではなく、細分類「1699 他に分類されない化学工業製品製造業」に分類されており、国際的な分類と整合的でない。
- ・ 合成甘味料の一種サッカリンについては、農業、林業及び漁業の生産物を原料とせず、化学合成品であることから、日本標準産業分類において、「1639 その他の有機化学工業製品製造業」に分類されていることは妥当と考えられる。
- ・ その他、糖質に該当する、少糖類(オリゴ糖)・糖アルコール(キシリトール、ソルビトール)・天然甘味料(ステビア、甘草)等も日本標準産業分類の説明に記載が無いが、いずれも農業、林業及び漁業の生産物を原料としていることから、食料品製造業に該当すると考えられる。

2) 検討結果

日本標準産業分類には、糖類を原材料別でなく、一つの細分類「095糖類製造業」にまとめられているように見えるが、実際には、乳糖や果糖は、糖類であっても細分類「0951 砂糖製造業(砂糖精製業を除く)」、「0952 砂糖精製業」、「0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」のいずれにも含まれ

ていない。上記 a～b で記載した、日本標準産業分類「095 糖類製造業」に分類されていない糖類及び、記載のない糖類・糖質の、日本標準産業分類での記載にあたっては、現行の日本標準産業分類と整合的な案 1 と、国際標準産業分類等と整合的な案 2 が考えられる。

a. 案 1: 現行の日本標準産業分類に整合的な案

案1として、現行の日本標準産業分類に整合的な案が考えられる。案1では、ア)～イ)の変更を行うことで、糖類製造業に該当する「糖類」と糖類以外の糖質を明確に分け分類する。

表 4-23 糖類製造業等の見直し案1

分類			該当する糖類・甘味料	案1の場合の JSIC 細分類
糖 質	糖 類	単糖類	ぶどう糖	<u>0953 その他の糖類製造業</u>
			果糖	
			<u>ガラクトース</u>	
		二糖類	ショ糖(砂糖)	0951 砂糖製造業 0952 砂糖精製業
			<u>乳糖</u>	<u>0953 その他の糖類製造業</u>
			麦芽糖	<u>0953 その他の糖類製造業</u>
	少糖類		オリゴ糖	<u>0999 他に分類されない食料品製造業</u>
	多糖類		でんぷん	0991 でんぷん製造業
			デキストリン	0999 他に分類されない食料品製造業
	糖アルコール		キシリトール、ソルビトール	0999 他に分類されない食料品製造業
	その他		アスパルテーム、アセスルファム K、ステビアなど	0999 他に分類されない食料品製造業

(注)上表の赤文字下線部は、改定案の該当箇所を示す。

ア) 糖類の分類

現在、「0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」ではでん粉に由来する糖が該当するとの定義は定められていないため、本分類の定義を広め、砂糖以外のその他の糖を含むと定義し、果糖・ガラクトース・乳糖等の、現在「095 糖類製造業」に含まれていない糖類を分類する。これにより、果糖は、「0999 他に分類されない食料品製造業」から「095 糖類製造業」に移動、乳糖も「095 糖類製造業」内に記載が可能となり、糖類を「糖類製造業」に含むことが可能になる。

表 4-24 日本標準産業分類の見直し案 1-1(果糖製造業、乳糖製造業の変更)

小分類	095 糖類製造業
細分類	0953 <u>その他の糖類製造業</u>
説明	主として糖類(砂糖を除く)を製造する事業所をいう。 主な製品は、ぶどう糖、水あめ、異性化糖、その他の糖類などである。 ○ぶどう糖製造業;グルコース製造業;水あめ製造業;麦芽糖製造業;異性化糖製造業; <u>果糖製造業;乳糖製造業</u>

	変更前	変更後
小分類	095 糖類製造業	095 糖類製造業
細分類	0951 砂糖製造業(砂糖精製業を除く)	0951 砂糖製造業(砂糖精製業を除く)
	0952 砂糖精製業	0952 砂糖精製業
	0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	<u>(名称変更)0953 その他の糖類製造業</u>

(注)上表の赤字下線部は、改定案の該当箇所を示す。

イ) 糖類以外の糖質(デキストリン等)の分類

上記ア)の「糖類製造業」に該当しない、糖類以外の糖質及び甘味料については、以下の追記案を示した。

表 4-25 日本標準産業分類の見直し案 1-2(デキストリン及びその他の糖質の追記)

小分類	099 その他の食料品製造業
細分類	0999 他に分類されない食料品製造業
説明	主として他に分類されない各種食料品の製造を行う事業所をいう。 ○パン種製造業;ふくらし粉製造業;イースト製造業;きのこ種菌製造;酵母剤製造業;クロレラ製造(培養)業;しいたけ種駒製造業;こうじ製造業;種こうじ製造業;麦芽製造業;いり豆製造業;こんにやく製造業;ふ・焼ふ製造業;ゆば製造業;玄米乳製造業;甘酒製造業;納豆製造業;即席ココア製造業;春さめ(豆素めん)製造業;麦茶製造業;はま茶製造業;こぶ茶製造業;プレミックス食料品製造業;最中かわ製造業;バナナ熟成加工業;粉末ジュース製造業;せんべい生地製造業;野菜つくだ煮製造業; <u>果糖製造業;(移動)もち製造業(あんもちを除く);なめ味そ製造業;パン粉製造業;フラワーペースト製造業;デキストリン製造業</u>

項目	変更内容
果糖・乳糖以外の記載のない糖質・天然由来の甘味料(デキストリン、甘草、ステビアなど)	<u>「0999 他に分類されない食料品製造業」の内容例示に新たに記載</u>
人工甘味料等、天然由来でない甘味料(サッカリンなど)	<u>「1639 その他の有機化学工業製品製造業」の内容例示に新たに記載</u>
ガラクトース	<u>主に化学製品として用いられているため、「1699 他に分類されない化学工業製品製造業」の内容例示に新たに記載</u>

(注)上表の赤字下線部は、改定案の該当箇所を示す。

b. 案 2:国際標準産業分類に整合的な案

国際標準産業分類等の日本標準産業分類以外の分類では「糖類製造業」の分類を設けず、原材料に由来して分類を定めている。案 2 では、ア)～イ)の変更を行うことで、糖類製造業に該当する「糖類」と糖類以外の糖質を明確に分け分類する。

表 4-26 糖類製造業等の見直し案2

分類			該当する糖類・甘味料	案2の場合の JSIC 細分類
糖 質	糖 類	単糖類	ぶどう糖	<u>0991 でんぷんおよびでんぷん製品製造業</u>
			果糖	
			ガラクトース	<u>1699 他に分類されない化学工業製品製造業</u>
		二糖類	ショ糖(砂糖)	0951 砂糖製造業 0952 砂糖精製業
			乳糖	<u>0914 乳製品製造業(処理牛乳, 乳飲料を除く)</u>
			麦芽糖	<u>0991 でんぷんおよびでんぷん製品製造業</u>
	少糖類		オリゴ糖	<u>0999 他に分類されない食料品製造業</u>
	多糖類	でんぷん	<u>0991 でんぷんおよびでんぷん製品製造業</u>	
		デキストリン	<u>0999 他に分類されない食料品製造業</u>	
	糖アルコール		キシリトール、ソルビトール	<u>0999 他に分類されない食料品製造業</u>
	その他		アスパルテーム、アセスルファム K、ステビアなど	<u>0999 他に分類されない食料品製造業</u>

(注)上表の赤字下線部は、改定案の該当箇所を示す。

ア) でんぷん製造業

糖類の分類において、国際標準産業分類等と整合性を持たせる場合、砂糖、でん粉に由来する糖（ぶどう糖、水飴、果糖など）を原材料とした分類にする必要性があると考えられる。

「095 糖類製造業」においては、「095 砂糖製造業」等に名称変更し砂糖製造業の単独分類にした上で、「0991 でんぷん製造業」を新設し、「0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」を「0991 でんぷん製造業」に統合する。

表 4-27 日本標準産業分類の改定案2-1(でんぷん製造業)

小分類	099 その他の食料品製造業
細分類	<u>0991 でんぷんおよびでんぷん製品製造業</u>
説明	主としてかんしょ、ばれいしょ、穀類からでんぷんを製造、 <u>およびぶどう糖、水あめ等ででんぷんを原料とするでんぷん製品を製造</u> する事業所をいう。 ○でんぷん製造業；かんしょでんぷん製造業；ばれいしょでんぷん製造業；コーンスターチ製造業 <u>ぶどう糖製造業；グルコース製造業；水あめ製造業；麦芽糖製造業；異性化糖製造業；果糖製造業</u>

	変更前	変更後
小分類	095 糖類製造業	<u>(名称変更)095 砂糖製造業</u>
細分類	0951 砂糖製造業(砂糖精製業を除く)	0951 砂糖製造業(砂糖精製業を除く)
	0952 砂糖精製業	0952 砂糖精製業
	0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	<u>→0991 でんぷん製造業と名称変更の上結合</u>

(注)上表の赤文字下線部は、改定案の該当箇所を示す。

イ) 乳糖について

乳糖については、「0914 乳製品製造業(処理牛乳、乳飲料を除く)」に、説明文を追加する。

表 4-28 日本標準産業分類の見直し案 2-2(乳糖製造業)

小分類	091 畜産食料品製造業
細分類	0914 乳製品製造業(処理牛乳、乳飲料を除く)
説明	主としてバター、チーズ、クリーム、アイスクリームなどの乳製品(乳製品の缶詰、瓶詰、つぼ詰を含む)を製造する事業所をいう。 主としてクリームを殺菌して、産業用使用者に販売する事業所は本分類に含まれるが、直接家庭又は個人消費者に販売する事業所は大分類I－卸売業、小売業[58]に分類される。 乳製品製造業；バター製造業；チーズ製造業；アイスクリーム製造業；発酵乳製造業；カゼイン製造業； <u>乳糖製造業</u>

(注)上表の赤文字下線部は、改定案の該当箇所を示す。

4.1.3 つい立製造業

(1) 概要

つい立の製造業は、日本標準産業分類小分類「131 家具製造業」の定義文中の「つい立」と細分類「1391 事務所用・店舗用装備品製造業」の定義文「事務所用つい立」に記載があり、両者の定義・範囲を明確化する必要がある。

表 4-29 「つい立製造業」と日本標準産業分類の対応における課題

日本標準産業分類	明確化されていない内容
1311 木製家具製品製造業(漆塗りを除く)	・ 木製つい立は、全て 1311 でよいか。 ・ 木製のつい立で、1391 の「事務所用つい立」、1392 の「びょうぶ製造業」や「つい立製造業(和式のもの)」との違いは何か。
1312 金製家具製品製造業(漆塗りを除く)	・ 金属製つい立では、全て 1312 でよいか。 ・ 金属製のつい立で、1391 の「事務所用つい立」に分類されるものはないか。
1391 事務所用・店舗用装備品製造業	・ 日本標準産業分類では、学校、集会場、図書館などに用いられるつい立は、131 と明示されているが、「事務所用・店舗用」の範囲はどこまでか。
1392 窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ等製造業	・ 1392 には、「びょうぶ製造業」及び「つい立製造業(和式のもの)」が含まれるが、「和式」の定義はどのようなものか。

(2) 改定案の検討上の課題

家具製造業には、生産技術と用途による分類が混在していることや、日本標準産業分類の家具の定義が国際標準産業分類等と比べ広く、また、細かく区分されているため、「つい立」の説明の追記案を示すに至らなかった。

1) 生産技術と用途の混在

- ・ 日本標準産業分類の中分類「13 家具・装備品製造業」では、原材料(木製、金属製)に着目した生産技術による分類と、用途(事務所用、店舗用装飾品、宗教用等)に着目した分類が混在している。また、用途基準と原材料のいずれを優先して分類するかについて曖昧である。
- ・ 国際標準産業分類では、家具製造業で用いられる工程の一部は、他の製造業部門で用いられている工程と等しいと認識しているが、家具製造特有の多様な工程や専門的技術を加味して、木製品製造業などと分離して、「31 家具製造業」を設定している。「31 家具製造業」の細分類は「3100 家具製造業」のみであり、各種の目的のために、どこかの場所用として、何らかの素材(石、コンクリートまたはセラミックを除く。)で作られるあらゆる種類の家具の製造をこの分類に含めている。したがって、国際標準産業分類では、「つい立」は、すべて「3100 家具製造業」に分類されている。なお、ISIC Rev.4 見直し案においても、家具製造業の変更の予定はない。
- ・ 北米産業分類は、主に設置場所別に「3371 施設用家具、台所用キャビネット製造業」、「3372 オフィス家具製造業(備品を含む。）」、「3379 その他の家具関連製品製造業」に分類されている。詳細分類(6 桁)で、木製、金属製など一部、原材料による分類となっている。

- ・ 欧州産業分類の「31.0 家具製造業」は、「31.1 事務所用・店舗用家具製造業」、「31.2 台所用家具製造業」、「31.34 マットレス製造業」、「31.4 その他家具製造業」と用途を基準に分類されている。

2) 家具の定義

- ・ “furniture”の日本語訳は、「家具、備品、調度品」¹⁰であり、国際標準産業分類等を家や事務所、店舗などの建物に、備え付けられるテーブル、ソファ、キャビネット、ベッドなどを範囲としており、耐久財を対象としている。目的別家計消費分類(COICOP2008)の「05.1.1 家具、調度品、ルーズカーペット」においても、耐久財に分類されている。
- ・ 国際標準産業分類「3100 家具製造業」に対応している中央生産物分類(CPC2.1)は、「38 家具；他に分類されない輸送可能財」は、表 4-34 のとおりである。
- ・ 「財の生産物分類」(2021年生産物分類策定研究会決定)の「台所・調理用家具」には、流し台・調理台・ガス台(ほうろう製を除く)やシステムキッチンなどの住宅設備が含まれているが、国際的な産業分類では、これらは家具製造業に含まれていない。さらに、「財の生産物分類」の「その他の家具、装備品」には、「車両・船舶・航空機用家具」が含まれているが、国際標準産業分類などは、鉄道車両や航空機の椅子は、輸送用機械製造業に分類されている。このように、日本の家具製造業の範囲は、「家具」の定義より広い範囲になっている。
- ・ 日本標準産業分類における家具製造業は、家や建物内(庭を含む)に備え付けて使用する輸送可能な耐久財(機械類を除く)のように限定するなど、定義・範囲の再検討することが必要である。

¹⁰ 「コンパローズ英和辞典」(研究社)より。

表 4-30 日本標準産業分類(家具製造業・その他の家具・装備品製造業)

日本標準産業分類	説 明
131 家具製造業	主として家庭及び事務所で普通に使われる家具を製造する事業所をいう。 ○ 学校, 集会所, 図書館などに用いる家具, つい立, 戸棚, ロッカー, 輸送設備, 研究室, 病院, その他専門用のために特に考案された研究室用テーブルなどを製造する事業所も本分類に含まれる。 × 主として宗教用具を製造する事業所は小分類 132[1321]に, 漆塗り家具を製造する事業所は中分類 32[3271]に, 石製・プラスチック製家具を製造する事業所は小分類 139[1399]に分類される。
1311 木製家具製造業(漆塗りを除く)	主として木製家具を製造する事業所をいう。 主な製品は, たんす, 鏡台, 和机, 食卓, 座卓, 水屋, 木製火鉢及び客間, 居間に用いる洋家具, 音響機器用木製キャビネット, ミシンテーブル(脚を除く), 食器戸棚, 書架, 育児用洋家具などである。 ○ 和家具製造業; さし物製造業; たんす製造業; 鏡台製造業; 和机製造業; 座卓製造業; 座机製造業; 水屋製造業; はえ帳製造業; さし物火鉢製造業; 長持製造業; 竹製家具製造業; とう製家具製造業; きりゅう製家具製造業; はり板製造業; へら台製造業; アイロン台製造業; 洋家具製造業(木製のもの); テーブル製造業(木製のもの); いす製造業(木製のもの, 折たたみ式を含む); 応接セット製造業(木製のもの); 船舶用木製家具製造業; 学校用木製家具製造業; ベッド製造業(木製のもの); ラジオ・テレビジョン・ステレオ用キャビネット製造業(木製のもの); ミシンテーブル製造業(脚を除く); 戸棚製造業(木製のもの); 書棚製造業(木製のもの); 病院用木製家具製造業; 薬品棚製造業(木製のもの); 家具塗装業(金属製, 漆製を除く) × 金属製家具製造業[1312]; 宗教用具製造業[1321]; 漆塗り製家具製造業[3271]; 石製家具製造業[1399]; プラスチック製家具製造業[1399]; 組スプリング製造業[1313]
1312 金属製家具製造業	主として金属製家具を製造する事業所をいう。 主な製品は, 机, テーブル, いす, ファイリングキャビネット, カードキャビネット, 保管庫, 書庫, 戸棚などである。 ○ 金属製家具製造業; キャビネット製造業(金属製のもの); ロッカー製造業(金属製のもの); いす製造業(金属製のもの); ベッド製造業(金属製のもの); テーブル製造業(金属製のもの); 保管庫・戸棚類製造業(金属製のもの, ノックダウン方式を含む) × 金庫・金庫室製造業[2491]; プラスチック製家具製造業[1399]; 組スプリング製造業[1313]
1313 マットレス・組スプリング製造業	主として材料のいかんを問わず, ベッド用マットレス(フォームラバー, ポリウレタンフォーム製のものと及び箱スプリング製のものを含む)及びベッド, いすなどに用いるクッション用組スプリング, スプリングクッションを製造する事業所をいう。 個々のスプリングを製造する事業所は中分類 24[2492]に分類される。 ○ マットレス製造業(ベッド用); 組スプリング製造業(クッション用のもの); スプリングクッション製造業 × ワイヤスプリング製造業[2492]; マットレス製造業(和室用)[1191]
139 その他の家具・装備品製造業	主として材料のいかんを問わず, 事務所用又は店舗用の装備品及びこれに附随する製品を製造する事業所をいう。 主な製品は, 陳列棚, 陳列ケース, 事務所用つい立及び間仕切り, 飲食店の装備品, 肉屋の設備などである。 ただし, 金庫及び金庫内箱を製造する事業所は中分類 24[2491]に分類される。 ○ 陳列ケース製造業(網棚, 台を含む); 事務所用備品製造業(事務所用つい立など); つい立製造業(事務所用仕組品); 間仕切り製造業 × 電気冷蔵庫製造業[2931]; 金庫製造業[2491]; 金属製保管庫・戸棚類製造業(ロッカーを含む)[1312]
1391 事務所用・店舗用装備品製造業	

日本標準産業分類		説 明
	1392 窓用・扉用日よけ, 日本 びょうぶ等製造業	主として窓及び扉用日よけ, よろい戸, カーテンロッド, びょうぶ, 衣こう, すだれ, つい立, 掛軸及びその他部品, 附属品を製造する事業所をいう。 ベネシヤブラインドを製造する事業所も本分類に含まれるが, 金属製のものは中分類 24[2445]に分類される。 また, 主として事務所用仕組つい立を製造する事業所は細分類 1391 に分類され, また, 個人の注文によってつくるいわゆる表具屋は大分類Rーサービス業(他に分類されないもの)[9031]に分類される。 ○日よけ製造業(部品・附属品製造を含む);ブラインド製造業(部品・附属品製造を含む);よろい戸製造業(金属製を除く);カーテン部品製造業(カーテンロッド, カーテンの部品・附属品);びょうぶ製造業;衣こう・つい立製造業(和式のもの);すだれ製造業;掛軸製造業(業務用, 広告用などの掛軸を製造するもの) ×日よけ製造業(金属製のもの)[2445];金属製よろい戸製造業[2445];よしず製造業[1299];日よけ製造業(帆布製のもの)[1194];事務所用仕組つい立製造業[1391];表具業[9031]
	1393 鏡縁・額縁製造業	主として鏡縁, 額縁, 画入れ額縁を製造する事業所をいう。 ○鏡縁製造業;額縁製造業;画入れ額縁製造業;さお縁製造業;写真入れ額縁製造業 ×漆塗り製鏡縁・額縁製造業[3271]
	1399 他に分類されない家具・ 装備品製造業	主として他に分類されない家具及び装備品を製造する事業所をいう。 ○石製家具製造業;黒板製造業;プラスチック製家具・装備品製造業;強化プラスチック製家具製造業 ×竹製家具製造業[1311];とう製家具製造業[1311];金属製家具製造業[1312]

(注1)○:事例、×:不適用事例。

(注2)青文字は、「つい立」に該当する記述。

(出所)総務省(2014a)を基に作成。

表 4-31 国際標準産業分類(家具製造業)

国際標準産業分類	説 明
31 家具製造業	この中分類は、石、コンクリート及びセラミックを除くあらゆる材料の家具及び関連製品の製造を含む。 ・ 家具製造に用いられる工程は、切断、成型及び積層加工を含む標準的な材料の成形及び構成品の組立方法である。 ・ 美的、機能的品質の両面における品物の設計は生産工程 の重要な一面である。 ・ 家具製造業で用いられる工程の一部は、他の製造業部門で用いられている工程と等しい。例えば、切断及び組立は、中分類 16(木材及び木製品製造業)に分類される木製トラスの生産においても見られる。しかしながら、多様な工程の木製家具製造業と木製品製造業を区別する。同様に、金属家具製造業は、中分類 25(金属製品製造業)に分類される圧延成形製品の製造にも用いられる技術を用いる。プラスチック家具の成型工程は他のプラスチック製品の成型と等しい。しかしながら、プラスチック家具の製造は、専門的な活動となる傾向がある。
310 家具製造業 3100 家具製造業	この細分類は、各種の目的のために、どこかの場所用として、何らかの素材(石、コンクリートまたはセラミックを除く。)で作られるあらゆる種類の家具の製造を含む。 ○この細分類には以下が含まれる。 －事務所、仕事部屋、ホテル、レストラン、公共及び個人の建物用の椅子及び座席の製造 －劇場、映画館及びそれに類する場所用の椅子及び座席の製造 －ソファ、ソファベッド及びソファセットの製造 －ガーデンチェア及び庭園用座席の製造 －カウンター、陳列ケース、棚などの店舗用特別家具の製造 －教会、学校、レストラン用の家具の製造 －オフィス用家具の製造 －台所用家具の製造 －寝室、居間、庭など用の家具の製造 －ミシン、テレビなど用の戸棚の製造 －実験室用のベンチ、スツール、その他の実験室用座席、実験室用家具(例えば、戸棚や机)の製造 －教会、学校、レストラン用の家具の製造 －椅子及び座席の布張りのような仕上げ加工 －噴霧、ペンキ塗り、フラスワニス塗り、布張りのような家具の仕上げ加工 －マットレス支持材の製造 －マットレスの製造 ・スプリングを使うか詰め物をしたマットレスなど －デザートカート、フードワゴンなどの装飾的なレストラン用カート ×この細分類は以下を除く。 －枕、クッション、キルト及び羽布団の製造(1322 参照) －ふくらませることができるゴム製マットレスの製造(2219 参照) －セラミック、コンクリート及び石製の家具の製造(2393、2395、2396 参照) －照明器具またはランプの製造(2740 参照) －黒板(2817 参照) －カーシート、鉄道座席、航空機座席の製造(2930、3020、3030 参照) －モジュール式家具の連結及び設置、間仕切りの設置、実験室用の装置及び家具の設置(4330 参照)

(注)ISIC Rev.4 見直し案においても、家具製造業の変更予定はない(<https://unstats.un.org/unsd/classifications/ISIC/revision>)(2022 年 1 月 18 日公開情報)の新旧対応表を確認。
(出所)総務省(2014b)を基に作成。

表 4-32 北米産業分類(337 家具・家具関連製品製造業)

337	Furniture and Related Product Manufacturing	家具・家具関連製品製造業
3371	Household and Institutional Furniture and Kitchen Cabinet Manufacturing	家庭用・施設用家具, 台所用キャビネット製造業
33711	Wood Kitchen Cabinet and Countertop Manufacturing	木製台所用キャビネット, カウンター製造業
337110	Wood Kitchen Cabinet and Countertop Manufacturing	木製台所用キャビネット, カウンター製造業
33712	Household and Institutional Furniture Manufacturing	家庭用・施設用家具製造業
337121	Upholstered Household Furniture Manufacturing	布張りの家庭用家具製造業
337122	Nonupholstered Wood Household Furniture Manufacturing	布張りでない木製家庭用家具製造業
337124	Metal Household Furniture Manufacturing	金属製家庭用家具製造業
337125	Household Furniture (except Wood and Metal) Manufacturing	家庭用家具(木材・金属を除く)製造業
337127	Institutional Furniture Manufacturing	施設用家具製造業
3372	Office Furniture (including Fixtures) Manufacturing	オフィス家具製造業(備品を含む。)
33721	Office Furniture (including Fixtures) Manufacturing	オフィス家具製造業(備品を含む。)
337211	Wood Office Furniture Manufacturing	木製オフィス家具製造業
337212	Custom Architectural Woodwork and Millwork Manufacturing	建築用木工品・造作品製造業
337214	Office Furniture (except Wood) Manufacturing	オフィス家具(木材を除く)製造業
337215	Showcase, Partition, Shelving, and Locker Manufacturing	ショーケース・パーティション・棚・ロッカー製造業
3379	Other Furniture Related Product Manufacturing	その他の家具関連製品製造業
33791	Mattress Manufacturing	マットレス製造業
337910	Mattress Manufacturing	マットレス製造業
33792	Blind and Shade Manufacturing ^T	ブラインド・シェード製造業
337920	Blind and Shade Manufacturing	ブラインド・シェード製造業

(注)「337127 施設用家具」における施設とは、図書館、学校、劇場、教会用、病院、研究所などである。

(出所)北米産業分類検索ページを基に作成。

表 4-33 欧州産業分類(31.0 家具製造業)

欧州産業分類		説明
31.01	事務所用・店舗用家具製造業	この中分類は、石、コンクリート及びセラミックを除くあらゆる材料の家具及び関連製品の製造を含む。 この分類には以下が含まれる。 －事務所、作業室(workroom)、ホテル、レストラン、公共施設用の椅子及び座席の製造 －劇場、映画館及びそれに類する場所用の椅子及び座席の製造 －ソファ、ソファベッド及びソファセットの製造 －カウンター、陳列ケース、棚などの店舗用特別家具の製造 －教会、学校、レストラン用の家具の製造 －実験室用のベンチ、スツール、その他の実験室用座席、実験室用家具(例えば、戸棚や机)の製造 －教会、学校、レストラン用の家具の製造 －デザートカート、フードワゴンなどの装飾的なレストラン用カート この分類には以下を除く。 －黒板(28.32) －カーシート(29.32)、鉄道座席(30.20)、航空機座席の製造(30.30) －モジュール式家具の連結及び設置、間仕切りの設置、実験室用の装置及び家具の設置(43.32)
31.02	台所用家具製造業	この分類には、台所用家具が含まれる。
31.03	マットレス製造業	この分類には、次のものが含まれる。 －マットレス支持材の製造 －マットレスの製造・スプリングを使うか詰め物をしたマットレスなど この細分類は以下を除く。 －ふくらませることができるゴム製マットレス、ゴム製ウォーターベッドの製造(22.19)
31.09	その他家具製造業	この細分類には以下が含まれる。 －ソファ、ソファベッド及びソファセットの製造 －ガーデンチェア及び庭園用チェアの製造 －寝室、居間、庭など用の家具の製造 －ミシン、テレビなど用の戸棚の製造 －椅子及び座席の布張りのような仕上げ加工 －噴霧、ペンキ塗り、フランスワニス塗り、布張りのような家具の仕上げ加工 この細分類は以下を除く。 －照明器具またはランプの製造(27.40) －カーシート(29.32)、鉄道座席(30.20)、航空機座席の製造(30.30) －家具の修復(95.24)

(出所)EUROSTAT(2008)を基に作成。

表 4-34 CPC2.1「38 家具;他に分類されない輸送可能財」

中分類	38 家具;他に分類されないその他の輸送可能財		
381	家具		
	3811	椅子	
		38111	メタルフレームの椅子
		38112	木製フレームの椅子
		38119	その他の椅子
	3812	その他の事務用家具	
		38121	その他の事務用金属製家具
		38122	その他の事務用木製家具
	3813	38130	その他の台所用木製家具
	3814	38140	他に分類されないその他の家具
	3815	38150	マットレスの枠;スプリング付きマットレス、多孔性ゴム又はプラスチックの詰め物がされているマットレス(カバーの有無を問わない)
	3816	38160	家具の部品

(出所)国連統計部, 中央生産物分類(CPC2.1)のうち、国際標準産業分類「3100 家具製造業」に対応するものを整理。

表 4-35 COICOP2008 の「家具、調度品、ルーズカーペット」

05.1 家具、調度品、ルーズカーペット
05.1.1 家具、調度品、ルーズカーペット (D)
・ ソファ、カウチ、テーブル、椅子、食器棚、タンス、本棚、ハンガースタンド、コートスタンド ・ 二段ベッド、ベビー家具 ・ ベッド、マットレス、ベースマットレス、(タタミ)、ワードローブ、ベッドサイドテーブル ・ キッチン用テーブル、椅子、食器棚、調理台 ・ 主にバスルームの家具 ・ 主に庭園用に使用される家具 ・ 錬鉄製のベンチとテーブル、アーバー ・ 園芸用具や機械を収納するための小型ガーデンハウス ・ キャンプ用家具 ・ 照明器具(シーリングライト、スタンダードランプ、グローブライト、ベッドサイドランプなど) ・ インフレーターソファ、アームチェア、ベッド ・ 顧客のために特別に作られた家具の一部 ・ ルーズカーペット、ラグ ・ 絵、彫刻、彫刻、タペストリー、その他の美術品(複製品を含む)、 ・ 陶磁器、クリスタルガラス製の彫像、その他の装飾品 ・ 壁掛け時計、床置き時計、目覚まし時計、旅行用時計 ・ スクリーン、折りたたみ式パーティション、非テキスタイルのブラインド、鏡、 ・ キャンドルホルダー、燭台。 ・ 庭園用装飾材料 ・ 椅子張り用および室内装飾用の革および毛皮。
×含まれないもの
・ 家庭用・庭園用・キャンプ用家具および照明器具の修理およびレンタル(05.1.2.0 ・ 寝具(ベッドリネン)(05.2.1.2)。 ・ 日除け(05.2.1.9); ・ 金庫 (05.3.1.9)。 ・ 装飾用ガラスおよびセラミック製品 (05.4.0.1) ・ 電球、チューブ、LED (05.5.2.2)

- ・ ルーズカーペットおよびその他の家具・調度品の配送・設置（有償の場合を別途定める（07.4.9.2））。
- ・ クリスマスツリー用ライトストリング（09.2.1.3）。
- ・ キャンプ用品（09.2.2.2）。
- ・ 庭園用の装飾品（09.3.1.1）。
- ・ キャリーコット、ベビーカー、壁掛け温度計、気圧計（13.2.9.1）
- ・ 主に価値の貯蔵として取得した美術品やアンティーク家具（資本形成）

（出所）目的別家計消費分類（https://unstats.un.org/unsd/classifications/unsdclassifications/COICOP_2018_-_pre-edited_white_cover_version_-_2018-12-26.pdf）を基に作成。

表 4-36 財の生産物分類（家具製造業関連）

財分野の生産物分類（2021 年生産物分類策定研究会決定）				JSIC 小分類 符号
暫定分類 コード		分類項目名	説明及び内容例示	
13100300	9	机, テーブル, いす		
13100303	9	木製机, テーブル, いす	脚部の材質が木であるもの ○ 和机, 座机, ガスクッキングテーブル, 座卓, 座いす, 応接セット(木製), 教卓, 学校用机, 学校用いす, 劇場いす, ベンチ, 図書館用机, 食堂テーブル・いす × 木製机・テーブル・いすの部分品・半製品	131
13100306	9	金属製机, テーブル, いす	脚部の材質が金属であるもの ○ 学校用机, 事務用机, 学習机, ガスクッキングテーブル, 回転式いす, 折りたたみいす, 学校用いす, 連結いす(劇場用, 競技用など), 理髪店用いす, ベンチ × 電動いす(理・美容)	131
13100309	9	漆器製机, テーブル	脚部の材質が漆器であるもの	327
13100600	9	台所・調理用家具		
13100603	9	流し台・調理台・ガス台(ほうろう製を除く)		131
13100606	9	ほうろう製流し台・調理台	キャビネットの材質がほうろうであるもの	219
13100609	9	システムキッチン		131
13100900	9	たんす, 棚, 戸棚, キャビネット		
13100903	9	たんす	○ 洋服たんす, 整理たんす, 和たんす, ベビーたんす, ロッカーたんす	131
13100906	9	棚, 戸棚	○ 食器棚, サイドボード, 飾り棚, 吊り棚, 水屋, 茶たんす, 本棚, 本箱, オーディオラック, 事務用・家庭用書架, 移動式書架, 保管庫(書庫), 物品棚, 台所用戸棚, 収納壁, ロッカー × 金庫	131, 139, 327
13100909	9	音響機器用キャビネット	○ ラジオ・テレビ・ステレオ用キャビネット	131, 139
13101200	9	ベッド		
13101203	9	ベッド	○ 二段ベッド, ベビーベッド, ソファベッド	131
13101206	9	電動ベッド		131
13130300	9	マットレス, 組スプリング		
13130303	9	ベッド用マットレス, 組スプリング	× 個々のスプリング	131
13210300	9	宗教用具		
13210303	9	宗教用具	○ 仏壇, 神棚, 位牌, 仏具台, 香盤, 木魚, 仏像, 祭壇, 数珠, 神仏具, 御輿, お宮, みこし, 三方(節句用, ひな祭り用を除く)	132, 214, 321, 322, 327

財分野の生産物分類(2021年生産物分類策定研究会決定)				JSIC 小分類 符号
暫定分類 コード		分類項目名	説明及び内容例示	
13310300	1	建具		
13310303	1	建具(金属製を除く)	○ 雨戸, 格子, 障子, 欄間(銘板を除く), 網戸, ドア, ふすま(骨, 縁を含む) × 木製サッシ枠, プラスチック製サッシ	133
13910300	1	事務所用・店舗用装備品		
13910303	1	事務所用・店舗用装備品	○ <u>事務所用ついで</u> , 陳列台, 陳列ケース, アコーディオンドア, アコーディオンカーテン, 間仕切り, バーのスタンド	139
13920300	9	窓用・扉用日よけ, 日本 びょうぶ等		
13920303	9	窓用・扉用日よけ	○ よろい戸, ブラインド, カーテンロッド, 日おい, カーテン 部品・附属品 × 金属製よろい戸・日よけ, よしず	139
13920306	9	びょうぶ, 衣こう, すだれ, <u>ついで</u> (掛軸, 掛地図を 含む)等	× 金属製よろい戸・日よけ, よしず	139
13930300	9	鏡縁, 額縁		
13930303	9	鏡縁, 額縁	○ 画入れ額縁, さお縁, 写真入れ額縁	139
13009900	9	その他の家具, 装備品		
13009999	9	その他の家具, 装備品	○ げた箱, 鏡台, 傘立, アイロン台, ハンガー掛, 張板(洗 張用), こたつ板, こたつやぐら, レコードキャビネット, カラー ボックス, 火ばち, 電話台, 裁縫箱, 人形ケース, はえ帳, 長 持, へら台, 育児用家具(ベビーベッドを除く), コート掛, 竹・ 籐・きりゅう製家具, ミシンテーブル(脚を除く), 工場作業台, 食堂用取付家具, 実験台, 麻雀台, <u>車両・船舶・航空機用家 具</u> , ファイリングキャビネット, 引出箱, ワゴン類, 傘立, 衣裳 ケース, マガジンラック, <u>洗面化粧台</u> , 什器, 黒板, 設計図入 れ, 人形ケース(プラスチック製枠のもの)	131,139
13000300	1K	くず, 廃物(家具, 装備品)		
13000303	1K	くず, 廃物(家具, 装備品)		131, 132, 133, 139
13000600	1U	家具加工サービス		
13000603	1U	家具の塗装		131
13000606	1U	木製建具の塗装		133
13000609	1U	家具用材, 欄間等の彫刻		131,132, 133

(出所)「財の生産物分類 参考2 分類項目名、説明及び内容例示」

(https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/zai/index.htm)を抜粋

4.1.4 洗浄剤・磨用剤製造業

(1) 概要

1) 洗浄剤と漂白剤の製造事業所の分類

消費者庁の製品別品質表示の手引きにおいて¹¹住宅用又は家具用の洗浄剤は、「洗浄剤とは、酸、アルカリ又は酸化剤及び洗浄補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗浄の作用が酸、アルカリ又は酸化剤の化学作用によるもの。研磨材を含むものを除く。」と定義されている。表示品名については、「その用途を適切に表現した用語を用いることとし、必ず「洗浄剤」の用語を付記して表示しなければならない。具体的には「浴室用洗浄剤」「カビ取り用洗浄剤」「トイレ用洗浄剤」「換気扇・レンジ用洗浄剤」のように表示する。」と定められている。

洗浄剤とは別に漂白剤は、消費者庁の製品別品質表示の手引き¹²において、「主たる成分が酸化剤又は還元剤から成り、衣料品等の黄ばみ、しみ等を分解し、又は変化させて白くする化学作用を有するもの。」と定義されている。表示品名については「その用途を適切に表現した用語に「漂白剤」の用語を付して表示する。」と定められており、台所用漂白剤やトイレ用漂白剤などに表示することとなっている。

主として石けん・合成洗剤以外の洗浄剤、磨用剤、つや出し剤及びその関連製品を製造する事業所が分類される日本標準産業分類「1646 洗浄剤・磨用剤製造業」に、漂白剤を製造する事業所は分類されず、「1699 他に分類されない化学工業製品製造業」に分類される。

2) 身体用以外と身体用石けん・合成洗剤の製造業事業所の分類

日本標準産業分類「1646 洗浄剤・磨用剤製造業」に含まれない、主として石けん・合成洗剤を製造する事業所は、「1642 石けん・合成洗剤製造業」に分類される。消費者庁の製品別品質表示の手引き¹³において洗濯用又は台所用の石けんは、「界面活性剤又は界面活性剤及び洗浄補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗浄の作用が純石けん分の界面活性作用によるもの（洗濯用の石けんについては、純石けん分の含有重量が界面活性剤の総含有重量の 70%以上のものに限り、台所用の石けんについては 60%以上のものに限る）。ここでいう「純石けん分」は、界面活性剤の一種であるが、脂肪酸塩であって、その含有率が JIS K3304(石けん試験方法)により求められるもの。」と定義されている。表示品名については、「洗濯用に供されるものであって、純石けん分以外の界面活性剤を含有しないものは「洗濯用石けん」、含有するものは「洗濯用複合石けん」の用語を、台所用に供されるものであって、純石けん以外の界面活性剤を含有しないものは「台所用石けん」、含有す

¹¹ 消費者庁「製品別品質表示の手引き 住宅用又は家具用の洗浄剤」
(https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/guide/zakka/zakka_06.html) (2021 年 12 月 23 日閲覧)

¹² 消費者庁「製品別品質表示の手引き 衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤」
(https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/guide/zakka/zakka_31.html) (2021 年 12 月 23 日閲覧)

¹³ 消費者庁「製品別品質表示の手引き 洗濯用又は台所用の石けん」
(https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/guide/zakka/zakka_05.html) (2021 年 12 月 23 日閲覧)

るものは「台所用複合石けん」の用語を用いてそれぞれ表示する。ここに定められた「洗濯用石けん」「洗濯用複合石けん」「台所用石けん」「台所用複合石けん」以外の品名を使うことはできない。「洗濯用」及び「台所用」の両方に使用できるものについては、どちらか一方の用語を用いるか「洗濯用、台所用石けん」と表示する。」と定められている。また、合成洗剤は、消費者庁の製品別品質表示の手引き¹⁴において「界面活性剤又は界面活性剤及び洗浄補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗浄作用が純石けん分以外の界面活性剤の界面活性作用によるもの（洗濯用は純石けん分以外の界面活性剤が界面活性剤の総含有重量の30%を超えるものに限り、台所用は40%を超えるものに限る）。研磨材を含むもの及び化粧品を除く。ここでいう「純石けん分」は、界面活性剤の一種であるが、脂肪酸塩であって、その含有率が JIS K3304(石けん試験方法)により求められるもの。」と定義されている。表示品名については、「洗濯用に供されるものは「洗濯用合成洗剤」、台所用に供されるものは「台所用合成洗剤」の用語を用いて表示する。それ以外のものについては、その用途を適切に表現した用語に「合成洗剤」の用語を付したものを表示する(例:浴室用合成洗剤)。「無公害洗剤」「万能洗剤」等の品名表示は、用途を適切に表現したものではない。」と定められている。

消費者庁の製品別品質表示の手引きにおいて定義されている洗濯用又は台所用の石けんや合成洗剤は、身体用以外の石けん・合成洗剤であり、身体に直接用いる身体用石けん・合成洗剤は薬機法の規制を受け、配合成分について厳しい規定がある。薬機法では、一般の化粧石鹸は「化粧品」に該当し、一定の効能をうたうことができる「薬用石鹸」は、「医薬部外品」に該当する。

身体用の固形石鹸は、一般総称としては「化粧石鹸」と呼ばれているが、表示品名の規定はなく洗顔用石鹸、浴用石鹸、手洗い用石鹸、薬用石鹸(含むデオドラント石鹸)などと様々な表示名がある¹⁵。また、身体用の固形石鹸以外は、洗顔クリーム、ハンドソープ、ボディソープ、シャンプー、リンスなどがある。

身体用石けん・合成洗剤のうちシャンプーやリンスなどの頭髮用については、日本標準産業分類「1662 頭髮用化粧品製造業」に分類される。頭髮用以外は、説明例示に浴用石けん製造業と表記がある「1642 石けん・合成洗剤製造業」と、定義に洗顔クリームと記載がある¹⁶「1661 仕上用・皮膚用化粧品製造業(香水、オーデコロンを含む)」のどちらかの分類にも該当する。このため、身体用の石けん・合成洗剤の製造事業所の分類は、この2つの分類が混在している状況となっている課題がある。

¹⁴ 消費者庁「製品別品質表示の手引き 合成洗剤」

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/guide/zakka/zakka_04.html) (2021年12月23日閲覧)

¹⁵ 日本石鹸洗剤工業会「せっけんメモシート(7)化粧石鹸と薬用石鹸 また種類と分類」(https://jsda.org/w/06_clage/4clean_201-4.html) (2022年1月5日閲覧)

¹⁶ 「1661 仕上用・皮膚用化粧品製造業(香水、オーデコロンを含む)」は「主として口紅、ファンデーションなどの仕上用化粧品及びクリーム、化粧水、乳液、洗顔クリームなどの皮膚用化粧品を製造する事業所をいう。」と説明の記載がある。

(2) 製造品例と定義

1) 洗淨剤と漂白剤

洗淨剤の製造事業所は日本標準産業分類「1646 洗淨剤・磨用剤製造業」に、漂白剤の製造事業所は日本標準産業分類「1699 他に分類されない化学工業製品製造業」に分類される。洗淨剤、漂白剤についての消費者庁「製品別品質表示の手引き」での定義などは、表 4-37、表 4-38 を参照。

表 4-37 住宅用又は家具用の洗淨剤の定義

製造品	主たる成分	主たる洗淨の作用	表示品名
住宅用の洗淨剤 家具用の洗淨剤	酸、アルカリ、酸化剤及び洗淨補助剤その他の添加剤	・ 主たる洗淨の作用が酸、アルカリ又は酸化剤の化学作用によるもの。(研磨剤を含むものを除く)	その用途を適切に表現した用語を用いることとし、必ず「洗淨剤」の用語を付記して表示しなければならない。 (例)浴室用洗淨剤、カビ取り用洗淨剤、トイレ用洗淨剤、換気扇・レンジ用洗淨剤

(出所)消費者庁「製品別品質表示の手引き 住宅用又は家具用の洗淨剤」(https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/guide/zakka/zakka_06.html) (2021 年 12 月 23 日閲覧)を基に作成。

表 4-38 漂白剤の定義

製造品	主たる成分	主たる洗淨の作用	表示品名
・ 衣料用漂白剤 ・ 台所用漂白剤	酸化剤 還元剤	・ 衣料品等の黄ばみ、しみ等を分解し、又は変化させて白くする化学作用を有する	その用途を適切に表現した用語に「漂白剤」の用語を付して表示する。 (例)衣料用漂白剤、台所用漂白剤

(出所)消費者庁「製品別品質表示の手引き 衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/guide/zakka/zakka_31.html) (2021 年 12 月 23 日閲覧)を基に作成。

2) 身体用以外と身体用の石けん・合成洗剤

身体用以外の石けん・合成洗剤の製造事業所は日本標準産業分類「1642 石けん・合成洗剤製造業」に分類されるが、身体用の石けん・合成洗剤で、頭髮用以外については「1642 石けん・合成洗剤製造業」と「1661 仕上用・皮膚用化粧品製造業(香水, オーデコロンを含む)」のどちらにも分類できる状況があり、分類が混在している課題がある。身体用以外の石けん・合成洗剤についての製造品例と定義は表 4-39、身体用の石けん・合成洗剤について製造品例と定義は表 4-40 を参照。

a. 身体用以外

表 4-39 身体用以外の石けん・合成洗剤の製造品例と定義

製造品	成分	主たる洗浄の作用	表示品名	備考
洗濯用の石けん 台所用の石けん	界面活性剤 界面活性剤及び洗浄補助剤その他の添加剤	主たる洗浄の作用が純石けん分の界面活性作用によるもの。 ※ここでいう「純石けん分」は、界面活性剤の一種であるが、脂肪酸塩であって、その含有率が JIS K3304(石けん試験方法)により求められるもの。	洗濯用石けん 洗濯用複合石けん 台所用石けん 台所用複合石けん ※上記以外の品名を使うことはできない。「洗濯用」及び「台所用」の両方に使用できるものについては、どちらか一方の用語を用いるか「洗濯用、台所用石けん」と表示する。	洗濯用の石けんは、純石けん分の含有重量が界面活性剤の総含有重量の 70% 以上のものに限る。 台所用の石けんは、純石けん分の含有重量が界面活性剤の総含有重量の 60% 以上のものに限る。
合成洗剤		主たる洗浄作用が純石けん分以外の界面活性剤の界面活性作用によるもの(研磨剤を含むもの及び化粧品を除く) ※ここでいう「純石けん分」は、界面活性剤の一種であるが、脂肪酸塩であって、その含有率が JIS K3304(石けん試験方法)により求められるもの。	洗濯用合成洗剤 台所用合成洗剤 ※上記以外のものについては、その用途を適切に表現した用語に「合成洗剤」の用語を付したものを表示する(例:浴室用合成洗剤)。「無公害洗剤」「万能洗剤」等の品名表示は、用途を適切に表現したものではない。	洗濯用は純石けん分以外の界面活性剤が界面活性剤の総含有重量の 30% を超えるものに限る。 台所用は純石けん分以外の界面活性剤が界面活性剤の総含有重量の 40% を超えるものに限る。

(出所) 以下を基に作成。

消費者庁「製品別品質表示の手引き 洗濯用又は台所用の石けん」(https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/guide/zakka/zakka_05.html) (2021 年 12 月 23 日閲覧)

消費者庁「製品別品質表示の手引き 合成洗剤」(https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/guide/zakka/zakka_04.html) (2021 年 12 月 23 日閲覧)

b. 身体用

表 4-40 身体用の石けん・合成洗剤の製造品例と定義

製造品	主な成分	表示品名例	備考
固形石鹸	石けん素地 (脂肪酸ナトリウム=脂肪酸+水酸化ナトリウム) ※界面活性剤	化粧石鹸(身体用固形石鹸の一般 総称。洗顔用石鹸、浴用石鹸、 手洗用石鹸、薬用石鹸(含む デオドラント石鹸)など)	・ 純石鹸、過脂肪石鹸がある。 ・ JIS(日本工業規格)K3301 では、脂肪酸ナトリウムもしくは脂肪酸カリウムが93%以上の石鹸を純石鹸としている。 ・ 薬機法では、一般の化粧石鹸は「化粧品」に該当し、一定の効能をうたうことができる「薬用石鹸」は、「医薬部外品」に該当する。 ・ 「殺菌石鹸」は、殺菌剤を加えた製品で、菌の殺菌・除去によって汗や皮脂を分解して、体臭をもたらす菌の生育を抑えることから「デオドラント石鹸」とも呼ばれる。
液体石鹸	カリ石けん素地 (脂肪酸カリウム=脂肪酸+水酸化カリウム) ※界面活性剤	洗顔クリーム ハンドソープ ボディソープ シャンプー	
合成洗剤	以下(一例)などの合成界面活性剤 ・ アルファスルホ脂肪酸エステルナトリウム(MES, α-SF) ・ [2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエステルナトリウム塩] ・ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム(LAS) ・ [直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩] ・ アルキル硫酸エステルナトリウム(AS, ラウリル硫酸ナトリウム) ・ [ドデシル硫酸ナトリウム] ・ アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム(AES, ラウレス硫酸ナトリウム) ・ [ポリ(オキシチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム] ・ ポリオキシエチレンアルキルエーテル(AE, POE・R) ・ [ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル]		

(出所)日本石鹸洗剤工業会ホームページ(せっけんメモシート)(https://jsda.org/w/06_clage/4clean_195-4.html, 2022年1月5日閲覧)などを基に作成。

表 4-41 日本標準産業分類(洗浄剤、漂白剤、石けん・合成洗剤に関するもの)

小分類	細分類	細分類の説明	適用事例	不適用事例
164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	1642 石けん・合成洗剤製造業	主として石けん, 合成洗剤を製造する事業所をいう。 主として石けん, 合成洗剤以外の洗浄及び磨用剤などを製造する事業所は細分類 1646 に, また, シャンプー, ひげそりクリームを製造する事業所は小分類 166 に分類される。	石けん製造業; 浴用石けん製造業; 洗濯石けん製造業; 工業用石けん製造業; カリ石けん製造業; 家庭用合成洗剤製造業; 工業用合成洗剤製造業	洗浄剤(石けん, 合成洗剤を除く)・磨用剤製造業[1646]; シャンプー製造業[1662]; ひげそりクリーム製造業[1669]
	1646 洗浄剤・磨用剤製造業	主として石けん・合成洗剤以外の洗浄剤, 磨用剤, つや出し剤及びその関連製品を製造する事業所をいう。 主として石けん, 合成洗剤を製造する事業所は細分類 1642 に, 繊維及び皮革工業などの用に供する界面活性剤を製造する事業所は細分類 1643 に分類される。	クレンザー製造業; つや出し剤製造業; 洗浄剤(石けん, 合成洗剤でないもの)製造業; 磨粉製造業; 金属磨用剤製造業; 革つや出し製造業; 靴クリーム製造業; 塗装ワックス製造業	石けん・合成洗剤製造業[1642]; 繊維用油剤製造業[1643]
165 医薬品製造業	1652 医薬品製剤製造業	主として医薬品, 医薬部外品の製剤(他に分類されるものを除く)を製造(一貫製造及び小分けを含む)する事業所をいう。	内服薬製造業; 注射剤製造業; 外用薬製造業; 殺虫・殺そ(鼠)剤製造業(農薬を除く); 蚊取り線香製造業; 殺菌・消毒剤製造業(農薬を除く); 診断用試薬製造業; 医療用植物油脂製造業; 医療用動物油脂製造業; 薬用酵母剤製造業	はえ取り紙製造業[3299]; 試薬製造業(診断用試薬を除く)[1697]
166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	1661 仕上用・皮膚用化粧品製造業(香水, オーデコロンを含む)	主として口紅, ファンデーションなどの仕上用化粧品及びクリーム, 化粧水, 乳液, 洗顔クリームなどの皮膚用化粧品を製造する事業所をいう。 また, 香水, オーデコロンを製造する事業所も本分類に含まれる。	仕上用化粧品製造業; 皮膚用化粧品製造業; 香水製造業; オーデコロン製造業	頭髮用化粧品製造業[1662]; 日焼け止め・日焼け用化粧品製造業[1669]; 脱毛料製造業[1669]; 石けん製造業[1642]

小分類	細分類	細分類の説明	適用事例	不適用事例
	1662 頭髪用化粧品製造業	主としてシャンプー、整髪料、養毛料などの頭髪用化粧品を製造する事業所をいう。	頭髪料製造業；染毛料製造業	仕上用・皮膚用化粧品製造業[1661]；香水・オーデコロン製造業[1661]；脱毛料製造業[1669]
	1669 その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品製造業	主として他に分類されない化粧品、歯磨、その他の化粧用調整品を製造する事業所をいう。	日焼け止め・日焼け用化粧品製造業；脱毛料製造業；ひげそり用化粧品製造業；歯磨製造業；ひげそりクリーム製造業	仕上用・皮膚用化粧品製造業[1661]；頭髪用化粧品製造業[1662]
169 その他の化学工業	1699 他に分類されない化学工業製品製造業	主として他に分類されない化学工業製品を製造する事業所をいう。 主な製品は、筆記用及びスタンプ用インキ、デキストリン、家庭用防臭剤、防水剤、骨炭、浄水剤、イオン交換樹脂などである。	デキストリン製造業；浄水剤製造業；イオン交換樹脂製造業；防臭剤製造業；筆記用インキ製造業；スタンプ用インキ製造業；プラスチック安定剤製造業（無機系及び有機系混成のもの）；めっき薬品製造業	カゼイン製造業[0914]；ふのり製造業[0922]；蚊取り線香製造業[1652]；線香製造業[3299]；診断用試薬製造業[1652]；接着剤製造業[1694]；事務用のり製造業[3269]；墨・墨汁製造業[3269]

（出所）総務省（2014a）を基に作成。

(3) 国際標準産業分類等

石けん・洗浄剤は、国際標準産業分類では「2023 石けん、洗剤、クリーニング・つや出し剤、香水及び化粧品類製造業」に、欧州産業分類では「20.41 石けんと洗剤、洗浄剤と研磨剤の製造業」に、北米産業分類では、「3256 石けん、洗浄剤、化粧品製造業」に分類されている。

1) 国際標準産業分類

国際標準産業分類では、石けん・洗浄剤の製造は、「2023 石けん、洗剤、クリーニング・つや出し剤、香水及び化粧品類製造業」に含まれており、日本標準産業分類「1642 石けん・合成洗剤製造業」「1646 洗浄剤・磨用剤製造業」の2つの分類に対応している。

なお、国際標準産業分類「2023 石けん、洗剤、クリーニング・つや出し剤、香水及び化粧品類製造業」の対象は広範囲にわたり、石けん・洗浄剤・化粧品製造業等幅広い産業を含む。

表 4-42 国際標準産業分類との対応(洗浄剤関連)

日本標準産業分類		国際標準産業分類(仮訳)		国際標準産業分類の例示
1642	石けん・合成洗剤製造業	2023	石けん、洗剤、クリーニング・つや出し剤、香水及び化粧品類製造業	石けんの製造、洗濯用・食器用の合成洗剤の製造
1646	洗浄剤・磨用剤製造業			つや出し剤の製造
1661	仕上用・皮膚用化粧品製造業(香水、オーデコロンを含む)			香水及び化粧水の製造、美容及びメーキャップ用品製造
1662	頭髮用化粧品製造業			シャンプー、ヘアラッカー、髪をウェーブさせたり真っ直ぐにさせる調合剤製造
1669	その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品製造業			歯磨き剤及び口腔衛生のための調合剤製造、シェービング用調合剤製造、脱毛剤製造

(出所)総務省(2014c)を基に作成。

表 4-43 国際標準産業分類(洗浄剤に関するもの)

202 その他の化学製品製造業
2023 石けん、洗剤、クリーニング・つや出し剤、香水及び化粧品類製造業
この細分類には以下が含まれる。 -<u>有機表面活性剤の製造</u> -<u>石けんの製造</u> -石けんまたは洗剤でコーティングあるいは被覆を行った紙・詰め物・フェルトなどの製造 -粗製グリセリンの製造 -<u>表面活性調合品の製造</u> ・固体または液体形状の洗濯用石けん及び洗剤 ・皿洗い調合品 ・繊維柔軟剤 -クリーニング及びつや出し製品の製造 ・部屋の香水または脱臭剤の調合 ・人造ワックス及び調整ワックス ・皮革用のつや出し剤及びクリーム ・木材用のつや出し剤及びクリーム ・自動車車体、ガラス及び金属用のつや出し剤 ・すり磨き用のペーストまたは粉末をコーティングまたは被覆した紙、詰め物などを含むすり磨き用のペースト及び粉末 -調合された香水及び化粧品の製造 ・香水及び化粧水 ・美容及びメーキャップ用品 ・日焼け止め及び日焼け用調合剤 ・マニキュア及びペディキュア用調合剤 ・シャンプー、ヘアラッカー、髪をウェーブさせたり真っ直ぐにさせる調合剤 ・義歯固定用の調合剤を含む歯磨き剤及び口腔衛生のための調合剤 ・プレシェービング及びアフターシェービング用調合剤を含むシェービング用調合剤 ・デオドラント及びバスソルト・脱毛剤

(出所)総務省(2014b)を基に作成。

2) 北米産業分類

北米産業分類では、石けん・洗浄剤は北米産業分類「3256 石けん、洗浄剤、化粧品製造業」の「325611 石けん、その他洗剤製造業」に含まれており、合成洗剤と洗浄剤の違いによる区別はない。漂白剤については、家庭用漂白剤は「325612 研磨剤、その他の衛生用品製造業」に含まれる。

表 4-44 北米産業分類(洗浄剤に関するもの)

北米分類産業分類	説 明	具体例
3256 石けん、洗浄剤、化粧品製造業	この産業分類には、主に(1)石けん、洗剤、研磨剤、界面活性剤、繊維および皮革仕上げ剤、その他の衛生用品の製造、包装、(2)化粧品の混合、配合、包装を行う事業所が含まれる。	
325611 石けん、その他洗剤製造業	石けんおよびその他の洗剤(洗濯洗剤や食器用洗剤など)の製造および包装を行う事業所が含まれる。	<u>固形石けん</u> 、 <u>歯磨剤</u> 、 <u>洗剤</u> (<u>食器用</u> 、 <u>工業用</u> 、 <u>洗濯用</u> など)、食器洗い機用洗剤、天然グリセリン(<u>グリセロール</u>)、 <u>ハンドソープ</u> (<u>硬石けん</u> 、 <u>液体</u> 、 <u>ソフト石けん</u> など)、 <u>洗濯石けん・チップ</u> ・ <u>粉末洗剤</u> 、整備工・修理工用ハンドソープ、浸漬洗浄剤、精練クレンザー(ペースト、パウダーなど)、 <u>石けん</u> (<u>固形</u> 、 <u>チップ</u> 、 <u>粉末</u> など)、 <u>歯のホワイトニング剤</u> (ペースト、ジェルなど)、 <u>化粧石けん</u> 、 <u>歯磨き粉</u> ・ <u>ジェル</u> ・ <u>粉状の歯磨き粉</u> 、水のいらないハンドソープ
325612 研磨剤、その他の衛生用品製造業	研磨剤及び特殊な洗浄剤の製造および包装を行う事業所が含まれる。	芳香剤、家庭用アンモニア(水酸化アンモニウム)、自動車用研磨剤およびクリーナー、蜜蝋の研磨剤およびワックス、 <u>家庭用漂白剤</u> 、真ちゅう研磨剤、バフ研磨用研磨剤、除塵・研磨用の化学的処理をされた布、銅クリーナー、家庭用脱脂剤、デオドラント(身体用を除く)、家庭用および工業用の消毒剤、排水管クリーナー、ドライクリーニング用の洗濯用剤、柔軟剤、床磨き・ワックス、家具磨き・ワックス、ガラス・タイルの洗浄剤、銲用の洗浄剤、インク消し、キッチン用脱脂剤・洗浄剤、洗濯用ブルーイング剤、ライ・ソープ、金属研磨剤(変色除去剤)、オープンクリーナー、研磨剤(自動車・家具・金属・靴用など)、研磨剤、再利用ドライクリーニング用洗濯用剤、敷物クリーニング用の洗濯用剤、防錆剤、革用洗浄剤、靴磨きとクリーナー、シルバーポリッシュ、煤除去薬品、スポットリムーバー(洗濯物の浸透液を除く)、洗濯糊、吸収剤、便器クリーナー、 <u>浴槽・タイル用洗浄剤</u> 、 <u>壁紙クリーナー</u> 、ワックスリムーバー、ワックス・研磨剤(床・家具用)、窓用クリーナー、フロントガラス洗浄液

北米分類産業分類	説 明	具体例
325613 界面活性剤製造業	(1)湿潤剤、乳化剤、および浸透剤として使用するためのバルク界面活性剤の製造、または(2)張力の低減または乾燥プロセスを加速するために使用される繊維および皮革仕上げ剤の製造を行う事業所が含まれる。	・革の仕上げ助剤、乳化剤(界面活性剤)、繊維及び皮革の仕上げ材、媒染剤、油性・可溶性の繊維仕上げ助剤、浸透剤、皮革・繊維の軟化剤、界面活性剤、繊維仕上げ助剤、繊維用精練剤、ロート油、湿潤剤
325620 香水、化粧品類製造業	香水、シェービング剤、ヘア剤、フェイスクリーム、ローション(日焼け止めを含む)などの化粧品、およびその他の化粧品の調製、混合、配合、および包装を行う事業所が含まれる。	アフターシェーブ化粧品、身体用制汗剤、ベビーパウダー・ベビーオイル、バスソルト、香水ベースのブレンドと配合、頬紅、バブルバス用入浴剤、コロン、化粧用クリーム・ローション・オイル、デンタルフロス、入れ歯接着剤、発泡性入れ歯洗浄剤、身体用消臭剤、脱毛剤、アイメイク用品(アイシャドウ、眉毛ペンシル、マスカラなど)、フェイスクリーム(クレンジング、保湿など)、メイク用ファンデーション、ヘアカラー剤、毛髪製剤(コンディショナー、染料、リンス、シャンプー)、ヘアスプレー、ハンドローション、口紅、身体・顔・手用のローション、化粧品、マニキュア、マウスウォッシュ(薬用を除く)、マニキュアリムーバー、ネイルポリッシュ、香水、パーマ用剤、パウダー(乳児用、身体用、顔用、タルクパウダー、化粧用)、化粧用ルージュ、サシェ、 <u>髪用シャンプー・コンディショナー</u> 、シェービング製剤(クリーム、ゲル、ローション、粉末等)、日焼け止めローション・オイル、日焼けローション・オイル、タルカムパウダー、髪用ティント・染料・リンス、洗面用品(化粧品、消臭剤、香料等)、化粧水、ウェットタオル

(出所)北米産業分類検索ページを基に作成。

3) 欧州産業分類との対応

欧州産業分類では、石けん・洗剤は「20.4 石けん、洗剤・洗浄剤・研磨剤、香水・化粧品製造業」のうち、「20.41 石けん、洗剤、洗浄剤と研磨剤の製造業」に含まれており合成洗剤と洗浄剤で分類はされていない。

表 4-45 欧州産業分類(石けん、洗剤・洗浄剤・研磨剤製造業)

20.41 石けん、洗剤・洗浄剤・研磨剤製造業

この分類には、以下が含まれる。

- 有機界面活性剤の製造
- 石けんまたは洗剤でコーティングまたは覆われた紙、詰め物、フェルトなどの製造
- グリセロールの製造
- 化粧石けんを除く石けんの製造
- 界面活性剤の製造:
 - ・固体または液体の粉末と洗剤を洗浄する
 - ・食器洗い洗剤
 - ・繊維柔軟剤
- 洗浄および研磨製品の製造
 - ・部屋用芳香剤または脱臭剤
 - ・人工ワックスおよび調製ワックス
 - ・革用ポリッシュとクリーム
 - ・木材用のポリッシュとクリーム
 - ・車体、ガラス、金属の研磨剤
 - ・紙または綿等で覆われた精練ペーストおよびパウダー

この分類には、以下を除く。

- 化学的に定義された別個の化合物の製造(20.13、20.14 参照)
- 石油製品から合成されたグリセロールの製造(20.14 参照)
- 化粧石けんの製造(20.42 参照)

(出所)EUROSTAT(2008)を基に作成。

表 4-46 欧州産業分類(20.42 香水・化粧品製造業)

20.42 香水・化粧品製造業

この分類には、以下が含まれる。

-香水と化粧品の製造:

- ・香水と化粧水
- ・美容とメイクアップ化粧品
- ・日焼け止めと日焼け用化粧品
- ・マニキュアとペディキュア液
- ・シャンプー、ヘアラッカー、パーマおよび矯正剤
- ・義歯固定剤を含む、口腔衛生のための歯磨剤および調合材
- ・シェービング前およびアフターシェーブ化粧品を含むシェービング剤
- ・デオドラントとバスソルト
- ・除毛剤

-化粧石けんの製造

この分類には、以下を除く。

- 天然エッセンシャルオイルの抽出と精製(20.53 参照)

(出所)EUROSTAT(2008)を基に作成。

4.1.5 ドローン(小型航空機)

(1) 概要

小型航空機は、従来からの農薬散布だけでなく、画像解析や自動制御などAI技術の発展に伴い、インフラ点検、土地測量、精密農業、宅配、警備、防災・災害対応など様々な分野での活用が進んでいる。また、インターネットサイトで、多数販売されており、個人の趣味としての利用も拡大していると思われる。

今後、無人航空機が業務用、家庭用のいずれも拡大することが見込まれることから、日本標準産業分類に、無人航空機、小型無人機、ドローン、マルチコプター等に関する記載へのニーズがある。

そこで、まず、無人航空機を、航空機か、娯楽用・がん具のいずれに分類するかについて検討する。

航空法では、航空の用に供する機器のうち、機体重量200g以上を無人航空機としているが、2022年6月から開始される無人航空機登録制度では機体重量100g以上を登録義務の対象としている。法律に沿って、重量基準(200g以上、または100g以上のいずれか)を「3141 航空機製造業」、それ未満を「3251 娯楽用具・がん具製造業(人形を除く)」と定義する案が考えられる。

一方で、重量基準がない輸出統計品目分類のHS2022を参考に、専ら娯楽用に設計された飛行する玩具以外を、無人航空機を航空機とする案も考えられる。

(2) 無人航空機の定義

航空法、無人航空機登録制度、輸出統計品目分類における「無人航空機」の定義が異なる(表4-47)。

表 4-47 無人航空機の重量基準

法令など	内 容
航空法	重量200g以上
無人航空機登録制度	重量100g以上
輸出統計品目分類 (HS2022)	重量の規定はない。 ただし、無人航空機に、専ら娯楽用に設計された飛行する玩具を含まれない。

1) 航空法

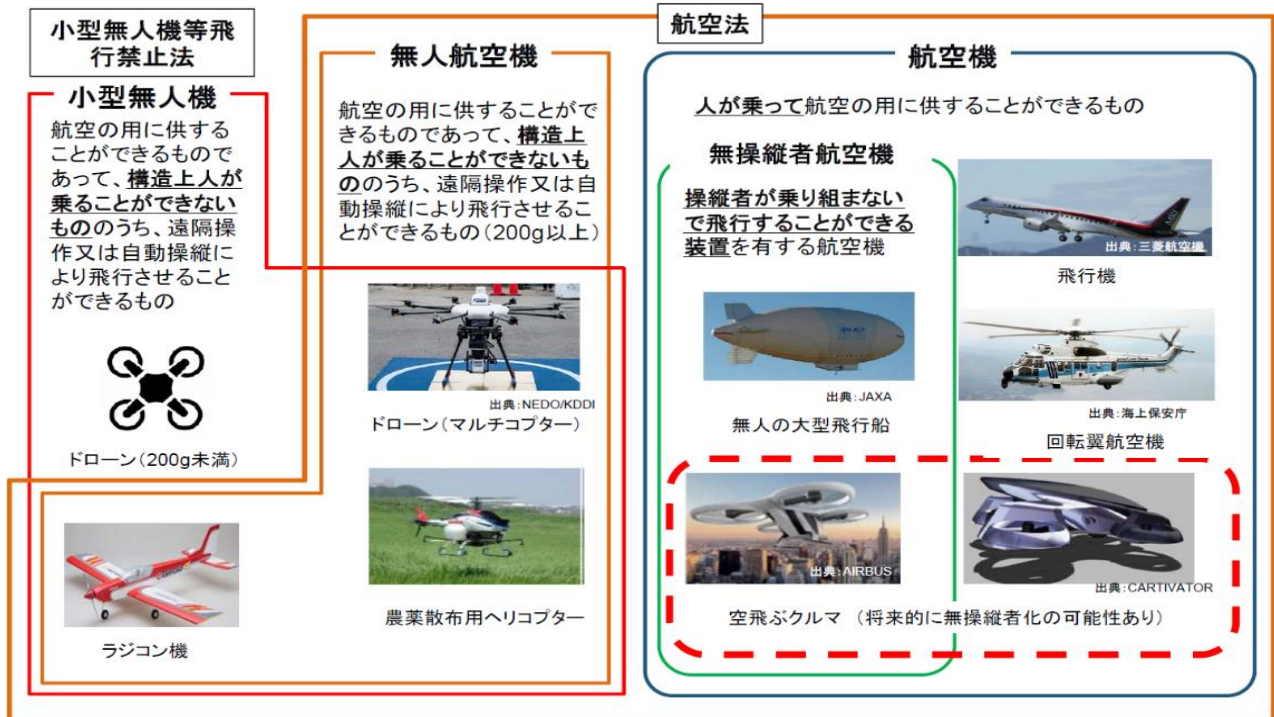
航空法における無人航空機の定義は、表 4-48 のとおり。

表 4-48 航空法における無人航空機の定義・範囲

航空法第二条22 無人航空機 航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器(※)であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦(プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。)により飛行させることができるもの(その重量その他の事由を勘案してその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。)をいう。 ※現在、政令で定める機器はない
航空法第二条22の解釈 ここで、上記の解釈は次のとおりである。 ○「構造上人が乗ることができないもの」とは、当該機器の概括的な大きさや潜在的な能力を含めた構造、性能等を確認することにより、これに該当すると判断されたものをいう。 ○「遠隔操作」とは、プロポ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。 ○「自動操縦」とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。具体的には、事前に設定した飛行経路に沿って飛行させることができるものや、飛行途中に人が操作介入することができず離陸から着陸まで完全に自律的に飛行するものが存在する。 無人航空機から除かれるもの 航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして、航空法施行規則第5条の2により、重量が 200 グラム未満のものは無人航空機の対象からは 除外される。ここで、「重量」とは、<u>無人航空機本体の重量及びバッテリーの重量の合計</u>を指しており、バッテリー以外の取り外し可能な付属品の重量は含まないものとする。

(出所)国土交通省(2021)

図 4-5 小型無人機・無人航空機と航空機の分類



(出所) 首相官邸「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会(第8回)(2018年5月29日)の資料1-2,
(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kogatamujinki/kanminkyougi_dai8/s1-2.pdf)

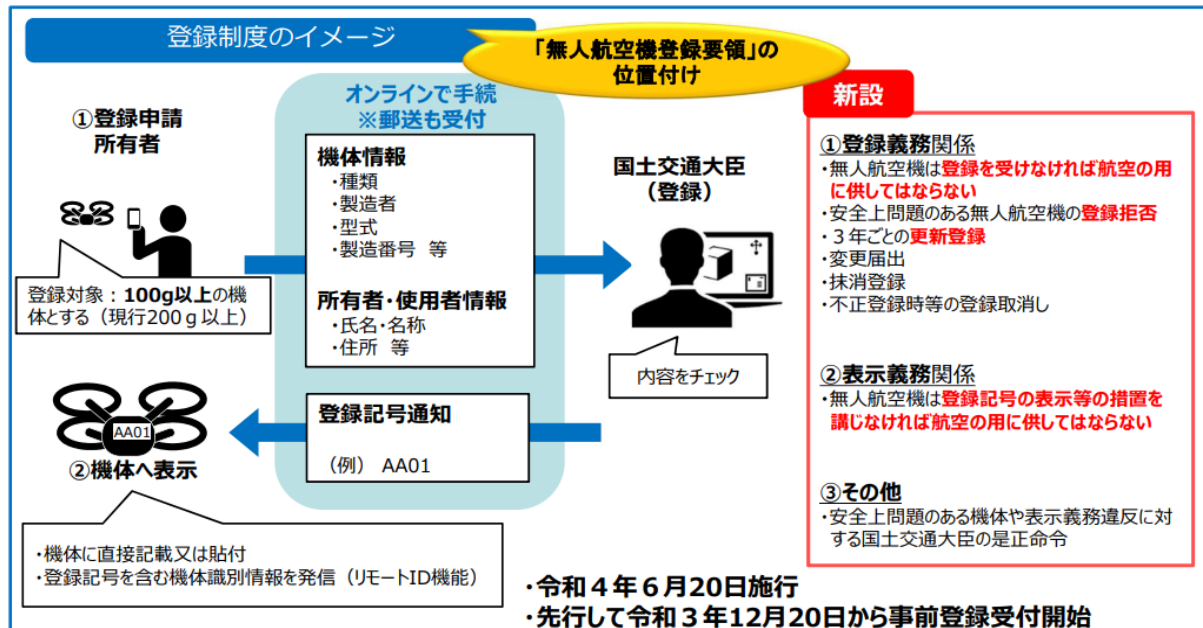
2) 無人航空機登録制度

無人航空機登録制度において、登録が義務付けられる無人航空機には、屋外を飛行させる 100g以上のすべてのドローンやラジコン機が含まれる(図 4-6)。

図 4-6 無人航空機の登録制度

無人航空機の登録制度の創設(航空法の一部改正/令和2年6月24日公布) 国土交通省

- 令和2年6月24日に公布された改正航空法に基づき、無人航空機の機体の登録制度が創設。
→ 所有者等の把握、危険性を有する機体の排除等を通じ無人航空機の飛行の安全の更なる向上を図ります。
- 令和3年11月25日に公布された政省令等により、令和4年6月20日に無人航空機の登録が義務化。
→ 本制度の手続等の詳細が規定されるとともに、令和3年12月20日から事前登録が受付開始します。



(出所)国土交通省(<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001443264.pdf>) (2022年1月7日閲覧)

3) 輸出統計品目表(2022年版)

2022年1月1日より、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)の改正(HS2022改正)が実施され、これに伴い、関税率法等の法令及び輸出入統計品目表の改正が同日より施行された。

HS2022では、「第17部車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品」の「第88類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品」の中に、無人航空機が新設された(図4-7)。

無人航空機には、積載物を運搬するように設計したもの又は恒久的に組み込まれたデジタルカメラ若しくは飛行中に実用的機能を発揮可能なその他の装置を装備したものを含む。ただし、無人航空機には、専ら娯楽用に設計された飛行する玩具を含まない。

図 4-7 HS品目表(HS2022)における無人航空機

無人航空機(ドローン)(第88.06項及び第88.07項(新設))											
ドローン及びその部分品を分類する項を新設。 併せて、第95類の玩具にドローンが含まれないことを明確化。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">HS2022</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> 第88類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品 注 1 この類において、「無人航空機」とは、第88.01項の物品を除き、操縦士が搭乗せずに飛ぶように設計した航空機をいう。無人航空機には、積載物を運搬するように設計したもの又は恒久的に組み込まれたデジタルカメラ若しくは飛行中に実用的機能を発揮可能なその他の装置を装備したものを含む。 ただし、無人航空機には、専ら娯楽用に設計された飛行する玩具を含まない(第95.03項参照)。 号注 1 (省 略) 2 第8806.21号から第8806.24号まで及び第8806.91号から第8806.94号までにおいて、「最大離陸重量」とは、その航空機が正常に離陸できる重量の最大値(積載物、装置及び燃料の重量を含む。)をいう。 </td></tr> <tr> <td>88.02</td><td> その他の航空機(例えば、ヘリコプター及び飛行機。第88.06項の無人航空機を除く。)並びに宇宙飛行体(人工衛星を含む。)及び打上げ用ロケット </td></tr> <tr> <td> 88.06 8806.10 8806.21 8806.22 8806.23 8806.24 8806.29 8806.91 8806.92 8806.93 8806.94 8806.99 </td><td> 無人航空機 ー旅客の輸送用に設計したもの ーその他のもの(遠隔制御飛行専用のものに限る。) ー最大離陸重量が250グラム以下のもの ー最大離陸重量が250グラムを超え7キログラム以下のもの ー最大離陸重量が7キログラムを超え25キログラム以下のもの ー最大離陸重量が25キログラムを超え150キログラム以下のもの ーその他のもの ー最大離陸重量が250グラム以下のもの ー最大離陸重量が250グラムを超え7キログラム以下のもの ー最大離陸重量が7キログラムを超え25キログラム以下のもの ー最大離陸重量が25キログラムを超え150キログラム以下のもの ーその他のもの </td></tr> <tr> <td> 88.07 8807.10 8807.20 8807.30 8807.90 </td><td> 部分品(第88.01項、第88.02項又は第88.06項の物品のみに限る。) ープロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品 ー着陸装置及びその部分品 ー飛行機、ヘリコプター又は無人航空機のその他の部分品 ーその他のもの </td></tr> </tbody> </table>	HS2022		第88類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品 注 1 この類において、「無人航空機」とは、第88.01項の物品を除き、操縦士が搭乗せずに飛ぶように設計した航空機をいう。無人航空機には、積載物を運搬するように設計したもの又は恒久的に組み込まれたデジタルカメラ若しくは飛行中に実用的機能を発揮可能なその他の装置を装備したものを含む。 ただし、無人航空機には、専ら娯楽用に設計された飛行する玩具を含まない(第95.03項参照)。 号注 1 (省 略) 2 第8806.21号から第8806.24号まで及び第8806.91号から第8806.94号までにおいて、「最大離陸重量」とは、その航空機が正常に離陸できる重量の最大値(積載物、装置及び燃料の重量を含む。)をいう。		88.02	その他の航空機(例えば、ヘリコプター及び飛行機。第88.06項の無人航空機を除く。) 並びに宇宙飛行体(人工衛星を含む。)及び打上げ用ロケット	88.06 8806.10 8806.21 8806.22 8806.23 8806.24 8806.29 8806.91 8806.92 8806.93 8806.94 8806.99	無人航空機 ー旅客の輸送用に設計したもの ーその他のもの(遠隔制御飛行専用のものに限る。) ー最大離陸重量が250グラム以下のもの ー最大離陸重量が250グラムを超え7キログラム以下のもの ー最大離陸重量が7キログラムを超え25キログラム以下のもの ー最大離陸重量が25キログラムを超え150キログラム以下のもの ーその他のもの ー最大離陸重量が250グラム以下のもの ー最大離陸重量が250グラムを超え7キログラム以下のもの ー最大離陸重量が7キログラムを超え25キログラム以下のもの ー最大離陸重量が25キログラムを超え150キログラム以下のもの ーその他のもの	88.07 8807.10 8807.20 8807.30 8807.90	部分品(第88.01項、第88.02項又は第88.06項の物品のみに限る。) ープロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品 ー着陸装置及びその部分品 ー飛行機、ヘリコプター又は無人航空機のその他の部分品 ーその他のもの
HS2022											
第88類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品 注 1 この類において、「無人航空機」とは、第88.01項の物品を除き、操縦士が搭乗せずに飛ぶように設計した航空機をいう。無人航空機には、積載物を運搬するように設計したもの又は恒久的に組み込まれたデジタルカメラ若しくは飛行中に実用的機能を発揮可能なその他の装置を装備したものを含む。 ただし、無人航空機には、専ら娯楽用に設計された飛行する玩具を含まない(第95.03項参照)。 号注 1 (省 略) 2 第8806.21号から第8806.24号まで及び第8806.91号から第8806.94号までにおいて、「最大離陸重量」とは、その航空機が正常に離陸できる重量の最大値(積載物、装置及び燃料の重量を含む。)をいう。											
88.02	その他の航空機(例えば、ヘリコプター及び飛行機。第88.06項の無人航空機を除く。) 並びに宇宙飛行体(人工衛星を含む。)及び打上げ用ロケット										
88.06 8806.10 8806.21 8806.22 8806.23 8806.24 8806.29 8806.91 8806.92 8806.93 8806.94 8806.99	無人航空機 ー旅客の輸送用に設計したもの ーその他のもの(遠隔制御飛行専用のものに限る。) ー最大離陸重量が250グラム以下のもの ー最大離陸重量が250グラムを超え7キログラム以下のもの ー最大離陸重量が7キログラムを超え25キログラム以下のもの ー最大離陸重量が25キログラムを超え150キログラム以下のもの ーその他のもの ー最大離陸重量が250グラム以下のもの ー最大離陸重量が250グラムを超え7キログラム以下のもの ー最大離陸重量が7キログラムを超え25キログラム以下のもの ー最大離陸重量が25キログラムを超え150キログラム以下のもの ーその他のもの										
88.07 8807.10 8807.20 8807.30 8807.90	部分品(第88.01項、第88.02項又は第88.06項の物品のみに限る。) ープロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品 ー着陸装置及びその部分品 ー飛行機、ヘリコプター又は無人航空機のその他の部分品 ーその他のもの										

HS2022	
第95類 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(o)(省 略) (p)無人航空機(第88.06項参照)	
(q)～(x) (省 略)	

(出所)財務省関税局・税関、「HS品目表 2022 年改正(HS2022)の概要」

(https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/classification/hs2022_shiryo.pdf) (2022 年 1 月 7 日閲覧)

表 4-49 輸出品目表(無人航空機)

H.S.code	品目名
88.06	無人航空機
8806.10	－ 旅客の輸送用に設計したもの
	－ その他のもの（遠隔制御飛行専用のものに限る。）
8806.21	－ 最大離陸重量が 250 グラム以下のもの
8806.22	－ 最大離陸重量が 250 グラムを超え 7 キログラム以下のもの
8806.23	－ 最大離陸重量が 7 キログラムを超え 25 キログラム以下のもの
8806.24	－ 最大離陸重量が 25 キログラムを超え 150 キログラム以下のもの
8806.29	－ その他のもの
	－ その他のもの
8806.91	－ 最大離陸重量が 250 グラム以下のもの
8806.92	－ 最大離陸重量が 250 グラムを超え 7 キログラム以下のもの
8806.93	－ 最大離陸重量が 7 キログラムを超え 25 キログラム以下のもの
8806.94	－ 最大離陸重量が 25 キログラムを超え 150 キログラム以下のもの
8806.99	－ その他のもの

(出所)「輸出統計品目表(2022 年版)」を抜粋。

表 4-50 輸出統計品目表(がん具(抜粋))

H.S.code	品目名
95.03	
9503.00	三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型(作動するかしないかを問わない。)及びパズル

(出所)「輸出統計品目表(2022 年版)」を抜粋。

(3) 国際産業分類等

1) 国際標準産業分類等

国際標準産業分類の「3030 航空機及び宇宙船並びに関連機械製造」には、ドローン、小型航空機、に関する記載はない。

表 4-51 国際標準産業分類(航空機製造業)

3030 航空機及び宇宙船並びに関連機械製造

この細分類には以下が含まれる。

- － 貨物または旅客の輸送用、国防用、スポーツ用またはその他の目的に使われる航空機の製造
- － ヘリコプターの製造

- －グライダー、ハンググライダーの製造
- －可動気球及び熱気球の製造
- －この細分類に含まれる航空機の部品及び付属品の製造
 - ・胴体、翼、ドア、操縦翼面、着陸装置、燃料タンク、エンジン室などの大型組立品
 - ・プロペラ、ヘリコプター回転翼及びプロペラ・ローターブレード
 - ・航空機に使用されている代表的な種類のモーター及びエンジン
 - ・航空機用ターボジェット及びターボプロペラエンジンの部品
- －飛行訓練用シミュレーターの製造
- －宇宙船及び打ち上げロケット、衛星、惑星探査機、軌道ステーション、シャトルの製造
- －大陸間弾道弾(ICBM)及び類似のミサイルの製造

この細分類には以下も含まれる。

- －航空機または航空機エンジンのオーバーホール及び改造
- －航空機座席の製造

この細分類は以下を除く。

- －パラシュートの製造(1322 参照)
- －軍需品及び弾薬の製造(2520 参照)
- －衛星用電気通信装置の製造(2630 参照)
- －航空機計器類及び航行装置の製造(2651 参照)
- －航行装置の製造(2651 参照)
- －航空機用照明装置の製造(2740 参照)
- －内燃機関用の点火部品やその他の電気部品の製造(2790 参照)
- －ピストン、ピストンリング、キャブレターの製造(2811 参照)
- －飛行機の離陸装置、航空母艦の飛行機射出機及び関連装置の製造(2829 参照)

(出所)総務省(2014b)

2) 北米産業分類

北米産業分類の「336411 航空機製造業」には、「無人標的・航空機製造業」及び「超軽量航空機」の記載がある。

表 4-52 北米産業分類(航空機製造業)

336411 航空機製造業
・ 航空機製造業
・ 航空機のオーバーホール・再構築
・ オートジャイロ製造業
・ 飛行船製造業
・ 航空機のプロトタイプの開発・製造業
・ グライダー製造業
・ ハンググライダー製造業

- ・ ヘリコプター製造業
- ・ 無人標的・航空機製造業 (Target drones, aircraft, manufacturing)
- ・ 超軽量航空機
- ・ Unmanned and robotic aircraft manufacturing

(出所) 北米産業分類検索ページを基に作成。

(4) ドローンの市場規模

「ドローンビジネス調査報告書 2021」(株式会社インプレス総合研究所)によると、2020 年度の日本国内のドローンビジネスの市場規模は 1,841 億円、うち、サービス市場(ドローンを活用した業務の提携事業の売上高)828 億円、機体市場(業務用完成品機体の国内での販売金額(輸入品を含む。))607 億円、周辺サービス市場(バッテリー等の消耗品販売額、定期メンテナンス費用、人材育成や任意保険等の市場規模)405 億円と推測している。

サービス市場は、2025 年度に 4,361 億円に成長すると予想しており、農業(農薬散布)、土木・建築、橋梁、鉄塔、基地局、発電施設などインフラや施設の点検、公共といった様々な分野でドローンを活用したサービスが進むとしている。

日本標準産業分類の細分類「4621 航空機使用業(航空運送業を除く)」は、「航空機を使用して、主として請負により航空運送以外の薬剤散布、宣伝広告、魚群探見、空中写真測量などを行う事業所」と説明があり、この定義に、無人航空機によるこれらのサービスもこの分類に含まれると考えられる。

(5) 機体製造関連企業

1) DJI

世界最大のドローンメーカーは、2006 年創業の DJI 社であり、本社は中国の深センにあり、アメリカ、ドイツ、日本、北京、上海、香港に拠点を拡大し、民生用のドローン市場で世界シェアの 7 割を占めている。DIJ JAPAN 株式会社は、DIJ 社の日本法人であり、事業内容は、マルチコプター・ドローンの企画、研究、製造、販売及び輸入撮影設備及びその部品の企画、研究、製造、販売及び輸入などである¹⁷。

2) ヤマハ発動機株式会社

国内の無人小型航空機製造の代表的な企業は、ヤマハ発動機株式会社である。ヤマハ発動機は、1990 年に世界発の産業用無人ヘリコプター R-50 の発売以降、農薬散布用に長年利用されている。また、2018 年には、産業用無人ヘリコプターのノウハウをもとに、ヤマハ産業用マルチローター(YMR-08)を、TDK 株式会社(専用バッテリー)と、日本電産株式会社(産業用モーター)と共同開発し発売している。

¹⁷ DIJ JAPAN 株式会社ホームページ情報(<https://www.dji.com/jp/company?site=brandsite&from=footer>)を基に作成。(2022 年 1 月 28 日閲覧)。

3) 株式会社ACSL

株式会社ACSL(東京都, 2013 年設立)は、商業用ドローンの製造販売及び自律制御技術を用いた無人化・IoT 化に係るソリューションサービスの提供事業を行っている。2021 年 12 月期通期決算説明資料¹⁸によると、同社は、国内のドローン関係企業約 700 社中唯一のドローン専業上場企業であり、国内の量産メーカーである。同社の製品には、日本初のセキュアな小型空撮ドローン「SOTEN(蒼天)」(2021 年 12 月リリース)や、「閉鎖環境点検(Fi4)」(2021 年5月リリース)がある。現在、煙突点検どや物流ドローンの量産開発を行っている。

株式会社ACSLでは、2030 年の日本の空撮、物流、閉鎖環境点検、煙突点検の4つのドローン事業の市場規模を 3,000 億円と推計し、売上高 1,000 億円以上を目指している。

4) 株式会社プロドローン(PRODRONE)

PRODRONE(愛知県, 2015 年設立)は、産業用ドローンシステムの研究・開発・製造、産業用ドローンに関する各種受託開発及び ODM・量産など、ドローンに関連する事業を行っている。

(6) 小売情報

2022 年 1 月時点の国内でのドローンのインターネット販売価格を調査した。

機体重量 100g未満は、5千円～1万円程度で販売されており、製品説明に「ホビードローン」など、がん具として使用する商品か判別できる。また、航空法の無人航空機 200gを超えない 199gの製品は 5～10 万円程度で多くの商品が存在する。200～500gの製品は少なく、500g以上の製品は 20～25 万円で販売されている。

¹⁸ <https://ssl4.eir-parts.net/doc/6232/tdnet/2085517/00.pdf>

(7) 検討結果

2020 年度の機体市場規模(業務用完成品機体の国内での販売金額)は、607 億円と推計されているが、輸入も多いことから、現時点では、無人航空機製造業の新設の必要性は高くない。

一方で、無人航空機の利活用がますます進むことが予想されることから、日本標準産業分類の説明文に、どの分類に含まれるかを明確にする。

無人航空機に関する説明文の案は、HS2022 を参考に、表 4-53 のとおり、がん具以外は「3141 航空機製造業」、がん具は「3251 娯楽用具・がん具製造業(人形を除く)」に分けて記載する。

なお、がん具かがん具以外かを区別する定義については、航空法を参考に重量で決める方法が考えられるが、法律の改正や技術革新に伴う軽量化の影響をうけるため、重量基準を設定せず、小売価格帯などから総合的に判断することが適当であろう。

表 4-53 日本標準産業分類(無人航空機に関する説明文の改定案)

大分類	中分類	小分類	細分類	細分類の説明	適用事例	不適用事例
E 製造業	31 輸送用機械器具製造業	314 航空機・同附属品製造業	3141 航空機製造業	主として飛行機、滑空機、飛行船及び気球のような航空機の製造若しくは組立てを行う事業所をいう。 また、航空機部分品及び補助装置を併せて製造する事業所も本分類に含まれる。 主として原動機、プロペラ及びその他の航空機部分品及び補助装置を製造するが、航空機の製造若しくは組立てを行わない事業所は細分類 3142 又は 3149 に分類される。 なお、<u>無人航空機等(がん具に該当しない小型無人機、ドローン、マルチコプターを含む)の製造</u>、航空機のオーバーホールを行う事業所も本分類に含まれる。	飛行機製造業；滑空機製造業；飛行船製造業；気球製造業	航空原動機・同部分品製造業[3142]；航空機プロペラ・同部分品製造業[3149]；宣伝用気球(アドバルン)製造業[3292]；気象観測用バルン製造業[3199]；航空機整備業[9011] <u>がん具用ドローン製造業[3251]</u>
I 卸売業、小売業	54 機械器具卸売業	549 その他の機械器具卸売業	5491 輸送用機械器具卸売業(自動車を除く)	主として自動車以外の輸送用機械器具を卸売する事業所をいう。	輸送用機械器具卸売業(自動車を除く)；自転車卸売業；自転車部分品卸売業；自転車タイヤ・チューブ卸売業；荷車卸売業；リヤカー卸売業；運搬車卸売業；手押車卸売業；運搬用トラクタ卸売業；船舶卸売業；航空機卸売業； <u>無人航空機卸売業</u> ；ヨット卸売業；モーターボート卸売業	幼児用乗り物卸売業[5594]；農業用トラクタ卸売業[5411]；動力耕うん機卸売業[5411]；<u>がん具用ドローン卸売業[5594]</u>
	59 機械器具小売業	593 機械器具小売業(自動車、自転車を除く)	5939 その他の機械器具小売業	主としてその他の機械器具を小売する事業所をいう。	ガス器具小売業；ミシン・編機・同部分品小売業；石油ストーブ小売業；度量衡器小売業；金庫小売業；浄水器小売業； <u>無人航空機小売業</u>	<u>がん具用ドローン小売業[6072]</u>

(注) 上表の赤字下線部は、改定案の該当箇所を示す。

(出所) 総務省(2014a)を基に作成。

表 4-54 日本標準産業分類(小型無人機に関するもの)

大分類	中分類	小分類	細分類	細分類の説明	適用事例	不適用事例
E 製造業	32 その他の製造業	325 がん具・運動用品製造業	3251 娯楽用具・がん具製造業(人形を除く)	主として室内娯楽用具, がん具(人形を除く)及び児童乗物を製造する事業所をいう。	家庭用テレビゲーム機製造業; 携帯用電子ゲーム機製造業; がん具用ドローン製造業 ; ラジオコントロールカー製造業; 娯楽用具製造業; がん具製造業(人形, 児童乗物を除く); 囲碁用品製造業; 将棋用品製造業; マージャンパイ製造業; かるた製造業; トランプ製造業; ゲーム盤製造業; 教材がん具製造業; 風船製造業; 折紙製造業; 積木製造業; 羽子板製造業; 押絵羽子板製造業; パーティ用品製造業; モデルシップ製造業; がん具用変圧器製造業; 塗り絵製造業; プラモデル製造業; 乳母車製造業; 子供用自転車製造業(径12インチ未満); 三・四輪車製造業(児童用)	業務用テレビゲーム機製造業[2722]; ゲーム用カセット製造業[3296]; 自転車製造業(径12インチ以上)[3191]; スケート(アイス, ローラ)製造業[3253]
I 卸売業, 小売業	55 その他の卸売業	559 他に分類されない卸売業	5594 娯楽用品・がん具卸売業	主として娯楽用品, がん具を卸売する事業所をいう。	娯楽用品卸売業(囲碁, 将棋, マージャン, トランプ, 花札, かるたなど); がん具卸売業; 人形卸売業; 幼児用乗り物卸売業; テレビゲーム機卸売業; 携帯ゲーム機卸売業; ゲーム用ソフト卸売業; がん具用ドローン卸売業	
	60 その他の小売業	607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	6072 がん具・娯楽用品小売業	主としてがん具及び娯楽用品を小売する事業所をいう。	おもちゃ屋; 人形小売業; 模型がん具小売業; 教育がん具小売業; 羽子板小売業; 娯楽用品小売業(囲碁, 将棋, マージャン, トランプ, 花札, かるたなど); テレビゲーム機小売業; ゲーム用ソフト小売業; がん具用ドローン小売業	

(注) 上表の赤字下線部は、改定案の該当箇所を示す。

(出所) 総務省(2014a)を基に作成。

4.2 卸売業・小売業

4.2.1 無店舗小売業

(1) 概要

店舗を持たず商品を販売する業態は、日本標準産業分類でも「中分類61-無店舗小売業」として分類されている。従来の通信販売や電話での注文だけではなく、インターネットの普及により店舗を持たずに販売する業態が多様化している。ここでは無店舗小売業のうち、「食材宅配サービス業」、「宅配専門牛乳店」、「宅配水販売業」について分類を整理する。

(2) 食材宅配サービス業

1) 業態

食材宅配サービスの業態には、店舗を持たない無店舗と、食材の宅配を行うが食材を扱う店舗を有する2種類がある。

表 4-55 無店舗小売業(食材宅配サービス業)の業態

店舗	詳細	企業例
無店舗	電話やインターネット等で注文し、食材の宅配を依頼する。スーパーなどの店舗は置かず、顧客からの直接の注文に基づき食材を宅配する。	オイシックス・ラ・大地株式会社、ヨシケイ開発株式会社、
店舗有	食材の宅配を行うが、食材を扱う店舗も設置している。	生協、楽天西友ネットスーパー株式会社

2) 関係法令

食材宅配サービス業に関連する法令には、食品衛生法があり、販売する食品の種類などによって営業許可の必要の有無が異なるなど、十分に確認が必要である。

食品衛生法

第一章 総則

第一条 この法律は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とする。

第二条 国、都道府県、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

②国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

③国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。

第三条 食品等事業者（食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。以下同じ。）は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装（以下「販売食品等」という。）について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

②食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行つた者の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

③食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため、前項に規定する記録の国、都道府県等への提供、食品衛生上の危害の原因となつた販売食品等の廃棄その他の必要な措置を適確かつ迅速に講ずるよう努めなければならない。

3) 日本標準産業分類

食材宅配サービス業はサービス自体が拡大しており、今後も高齢化に伴う交通弱者の増加や、共働き世帯の増加に伴う時短料理に対する需要の増加が予想され、市場の拡大が見込まれる。

平成 28 年経済センサス-活動調査の調査票情報の 4 項目「事_主な事業の内容_生産品」及び「取扱い品目①」～「取扱い品目③」の中に、「宅配」又は「配達」を含み、かつ、「食料」、「食品」、「食材」のいずれか1つ以上を含む条件を満たす事業所は、869 事業所、従業者合計 1.6 万人、売上(収入)金額合計 3,726 億円であった。

産業大分類別売上(収入)金額の構成比では、「I卸売業、小売業」が 93%を占めており、「I卸売業、小売業」について、産業細分類別の状況を確認した。

この条件を満たす事業所の産業分類は、売上(収入)金額が多い順に、「6113 無店舗小売業(飲食料品小売)」、「6199 その他の無店舗小売業」、「5216 鮮魚介卸売業」である。

なお、店舗を有する事業所が食材宅配サービスを行う場合には、「無店舗小売業」に分類されず「58 飲食料品小売業」に分類され、「5892 牛乳小売業」、「5811 各種食料品小売業」、「5821 野菜小売業」などが含まれていた。

表 4-56 食材宅配サービス業を行っている主な事業所

産業細分類	事業所数	従業者	売上(収入)金額
6113 無店舗小売業(飲食料品小売)	45.1%	63.0%	68.1%
6199 その他の無店舗小売業	11.3%	13.2%	14.3%
5216 生鮮魚介卸売業	6.8%	3.6%	3.6%
5892 牛乳小売業	4.7%	1.9%	0.6%
5811 各種食料品小売業	2.8%	1.4%	1.1%
5229 その他の食料・飲料卸売業	2.6%	3.3%	2.1%
5821 野菜小売業	1.6%	0.3%	0.2%
5851 酒小売業	1.6%	0.4%	0.3%
5895 料理品小売業	1.6%	0.4%	0.1%
5899 他に分類されない飲食料品小売業	1.6%	0.3%	0.2%
5213 野菜卸売業	1.2%	0.9%	1.1%

(注)上表の構成比は、「宅配」又は「配達」を含み、かつ、「食料」、「食品」、「食材」のいずれか1つ以上を含む宅配又は配達を含み、目視で「食材宅配サービス業」に無関係のものを除いた事業所の合計を100%とし、産業大分類「卸売業、小売業」の産業細分類別事業所構成比が大きい順に記載した。

(出所)平成28年-経済センサス活動調査票情報を基に集計。

表 4-57 日本標準産業分類(無店舗小売業)

中分類61－無店舗小売業

総説

この中分類には、店舗を持たず、カタログや新聞・雑誌・テレビジョン・ラジオ・インターネット等で広告を行い、通信手段によって個人からの注文を受け商品を販売する事業所、家庭等を訪問し個人への物品販売又は販売契約をする事業所、自動販売機によって物品を販売する事業所及びその他の店舗を持たない小売事業所が分類される。ただし、店舗を持つ小売事業所がインターネット等による通信販売又は自動販売機による販売を併せて行う場合及び露天販売又は自動車等の移動販売により小売する事業所は、取り扱う商品の種類により中分類56～60に分類される。なお、製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、大分類E－製造業に分類される。

611 通信販売・訪問販売小売業

6113 無店舗小売業(飲食料品小売)

無店舗により、飲食料品を小売する事業所をいう。ただし、店舗によるものは中分類58に分類される。

○飲食料品カタログ販売小売業;飲食料品インターネット販売小売業;栄養補助食品(サプリメント)インターネット販売小売業

×酒小売業(店舗によるもの)[5851];食肉小売業(店舗によるもの)[5831, 5832];菓子・パン小売業(店舗によるもの)[586]

619 その他の無店舗小売業

6199 その他の無店舗小売業

他に分類されないその他の無店舗により小売する事業所をいう。

○他に分類されないその他の無店舗小売

(出所)総務省(2014a)

表 4-58 日本標準産業分類(飲食料品小売業)

中分類 58－飲食料品小売業 総説 この中分類には、主として飲食料品を小売する事業所が分類される。ただし、客の注文によって調理をし提供（持ち帰り又は配達）する事業所、仕出屋、ケータリングサービスなどの飲食サービスを提供する事業所は大分類M－宿泊業、飲食サービス業（中分類 77－持ち帰り・配達飲食サービス業）に分類される

(出所)総務省(2014a)

4) 国際標準産業分類等

食材宅配サービスに関連する国際分類等は以下のとおり。国際的な産業分類をみると、食材宅配サービスに直接言及した例は見当たらないが、インターネットや通販を通じての小売業などの分類はある。

表 4-59 国際標準産業分類(食材宅配サービス関連)

47.9 店舗、露店または市場によらない小売業 この小分類は、通信販売、インターネット経由、戸別訪問販売、自動販売機などによる小売り活動を含む。 47.91 通信販売またはインターネットによる小売業 この細分類は、通信販売あるいはインターネットを利用した小売りを含む。すなわち、広告、カタログ、ウェブサイト上で提供される情報、見本や、他の何らかの広告手段に基づいて買い手が自分で選択し、郵便、電話またはインターネット経由（通常、ウェブサイトで提供される特別の手段を通じて）で発注する方式の小売りである。購入される製品は、インターネットから直接ダウンロードしても、物理的に顧客のもとに配達されてもよい。 この細分類には以下が含まれる。 －あらゆる種類の製品の通信販売による小売り －あらゆる種類の製品のインターネット経由の小売り この細分類には以下も含まれる。 －テレビ、ラジオ及び電話経由の直接販売 －インターネット小売りオークション 47.99 店舗、露店または市場によらないその他小売業 この細分類には以下が含まれる。 －何らかの商品の、上に挙げられた細分類の中には入っていない何らかの方法での小売り・直接販売または戸別販売員によるもの・自動販売機などによるもの －顧客の家屋に直接配達される燃料（ヒータリングオイル、薪など）の直接販売 －無店舗オークション（小売り）活動 －（無店舗）仲買人による小売り この細分類は以下を除く。 －商店による製品の配達（小分類 471～477 参照）

(出所)総務省(2014b)

表 4-60 北米産業分類(食材宅配サービス関連)

454110 電子ショッピング及び通信販売業者 この業種は、カタログ、フリーダイヤル、双方向テレビ、インターネットなどの電子メディアなど、店舗以外の手段を用いたあらゆる種類の商品の小売に主として従事する事業所から構成される。この産業に含まれるのは、通信販売会社のカタログ、ショールームでの小売を主とする事業所である。 【具体例】 ・通信販売会社のカタログ(＝受注)事務所 ・コレクターズアイテム、通信販売 ・コンピューターソフトウェア、通信販売 ・ホームショッピングのテレビ注文 ・インターネットオークションサイト、小売 ・通信販売ブッククラブ(出版以外) ・通信販売会社 ・ウェブ販売業者 454390 その他の直販事業所 この業種は、自社販売(パーティープランの商品化)、トラック・ワゴン販売、移動式出店(露店)などの手段による顧客への直接販売による商品(即時消費用の食品および燃料を除く)の小売に主として従事する事業所から構成される。 【具体例】 ・ペットボトル水の直販業者 ・宅配新聞のルート直販 ・コーヒーブレイク用品の直販 ・ロッカーミート直販店 ・冷凍食品・冷凍ミールプランの直販事業者 ・パーティープランの直販商社

(出所)北米産業分類検索ページを基に作成。

表 4-61 欧州産業分類(食材宅配サービス関連)

47.9 店舗、露店、市場以外的小売業 この小分類には、通信販売、インターネット、訪問販売、自動販売機による小売販売活動が含まれます。 47.91 通信販売、インターネットを通じた小売業 この細分類には、通信販売またはインターネットを介した小売販売活動、すなわち、購入者が以下のことを行う小売販売活動が含まれます。 広告、カタログ、ウェブサイト上の情報、模型、その他何らかの手段に基づいて選択すること。 広告を行い、郵便、電話またはインターネット(通常はウェブサイトが提供する特定の手段)により注文を行います。 購入された製品は、インターネットから直接ダウンロードされるか、または物理的に顧客に配送されるかのいずれかです。 この細分類には以下が含まれます。 - 通信販売によるあらゆる種類の製品の小売販売
--

- インターネットによるあらゆる種類の製品の小売販売 この細分類には、以下も含まれます。 - テレビ、ラジオ、電話による直接販売 - インターネット小売オークション この細分類は以下を除きます。 - インターネットによる自動車及び自動車部品並びに付属品の小売販売(45.1, 45.3 項参照) - インターネットによるオートバイ及びオートバイの部品・付属品の小売販売 (45.40 項参照) 47.99 店舗、露店、市場でないその他の小売販売 この細分類には以下が含まれる。 - 前各号に含まれないあらゆる方法による商品の小売販売。 ・直接販売又は戸別訪問販売員によるもの ・自動販売機などによるもの - 燃料(暖房用オイル、薪など)の直接販売、顧客宅への配達。 - 無店舗型オークション(小売、インターネットを除く)の活動 - (無店舗型)委託販売業者による小売販売
--

(出所)EUROSTAT(2008)を基に作成。

5) 検討結果

以上の状況を踏まえ、また、食材宅配サービスは今後のサービスの拡大が見込まれることも踏まえ、現行の日本標準産業分類の考え方に沿った説明文の追記案は以下のとおり。

表 4-62 日本標準産業分類の変更案(食材宅配サービス業)

【無店舗で食材宅配サービスを行う場合】

大分類	I 卸売業・小売業
中分類	61 無店舗小売業
小分類	611 通信販売・訪問販売小売業
細分類	6113 無店舗小売業
細分類の説明	無店舗により、飲食料品を小売する事業所をいう。ただし、店舗によるものは中分類 58 に分類される。
適用事例	飲食料品カタログ販売小売業; 飲食料品インターネット販売小売業; 栄養補助食品(サプリメント)インターネット販売小売業; <u>食材宅配サービス業(店舗によらないもの)</u>
不適合事例	酒小売業(店舗によるもの)[5851]; 食肉小売業(店舗によるもの)[5831, 5832]; 菓子・パン小売業(店舗によるもの)[586]、 <u>食材宅配サービス業(店舗によるもの)[5811]</u>

【店舗販売及び食材宅配サービスを行う場合】

大分類	I 卸売業・小売業
中分類	58 飲食料品小売業
小分類	581 各種食料品小売業
細分類	5811 各種食料品小売業
細分類の説明	主として各種食料品を一括して一事業所で小売する事業所をいう。
適用事例	各種食料品店; 食料雑貨店; <u>食材宅配サービス(店舗販売によるもの)</u>
不適合事例	-

(注)上表の赤字下線部は、改定案の該当箇所を示す。

(出所)総務省(2014a)を基に作成。

(3) 宅配専門牛乳店

1) 業態

牛乳の宅配事業は、1900 年代初頭に開始された歴史のあるサービスであるが、時代の変化に応じて事業形態を変化させながら事業として継続している。

宅配業務の形態としては、牛乳メーカーの工場から、それぞれの地域の特約店に牛乳を出荷し、特約店から顧客に配達する仕組みとなっている。

また、宅配専門牛乳店が宅配する商品は牛乳だけにとどまらず、ヨーグルトや多機能乳製品、野菜ジュースなど健康志向ニーズに基づいた商品も取り揃えている。

2) 関連法令

乳製品の販売を行うには、食品衛生法で「乳類販売業」の届出を保健所に行うことが義務付けられている。

3) 日本標準産業分類

平成 28 年経済センサス-活動調査の調査票情報の 4 項目「事_主な事業の内容_生産品」及び「取扱い品目①」～「取扱い品目③」の中に、「宅配」又は「配達」を含み、かつ「乳」を含む 2,278 事業所（従業者計 1.3 万人、売上(収入)金額計 899 億円）を抽出した。

産業大分類別売上(収入)金額の構成比では、「I卸売業, 小売業」が 93%、「E製造業」が 6.1%を占めていた。また、「I卸売業, 小売業」の産業細分類別の事業所数の多い順に、「5892 牛乳小売業」、「6199 その他の無店舗小売業」、「5227 牛乳・乳製品卸売業」であった。

表 4-63 牛乳の宅配を行っている主な事業所

産業細分類	事業所数	従業者	売上(収入)金額
5892 牛乳小売業	77.5%	72.5%	69.9%
6199 その他の無店舗小売業	8.1%	12.4%	8.7%
5227 牛乳・乳製品卸売業	4.9%	4.7%	7.5%
6113 無店舗小売業(飲食料品小売)	2.7%	2.7%	2.5%
5893 飲料小売業(別掲を除く)	0.7%	0.4%	0.3%
6063 新聞小売業	0.6%	1.5%	0.7%
5899 他に分類されない飲食料品小売業	0.4%	0.3%	0.5%
6121 自動販売機による小売業	0.3%	0.3%	0.6%

(注) 上表の構成比は、「宅配」又は「配達」を含み、かつ、「乳」を含む事業所の合計を 100%とし、産業大分類

「I卸売業, 小売業」の産業細分類別事業所構成比が大きい順に記載した。

(出所) 平成 28 年-経済センサス活動調査票情報を基に集計。

表 4-64 日本標準産業分類(宅配専門牛乳店関連)

中分類58－飲食料品小売業 総 説 この中分類には、主として飲食料品を小売する事業所が分類される。ただし、客の注文によって調理をし提供(持ち帰り又は配達)する事業所、仕出屋、ケータリングサービスなどの飲食サービスを提供する事業所は大分類M－宿泊業、飲食サービス業(中分類 77－持ち帰り・配達飲食サービス業)に分類される。 5892 牛乳小売業 主として牛乳を小売する事業所をいう。 ○牛乳小売業;牛乳スタンド ×乳酸菌飲料小売業[5893];乳製品小売業(ヨーグルト, バター, チーズなど) [5899];アイスクリーム小売業[5861, 5862]
5899 他に分類されない飲食料品小売業 主として他に分類されない飲食料品を小売する事業所をいう。 ○氷小売業;乾めん類小売業;インスタントラーメン小売業;缶詰小売業;乳製品 小売業(ヨーグルト, バター, チーズなど);調味料小売業(塩, 味そ, しょう油, 食酢, ソース, 砂糖, 食用油脂, 香辛料, 七味とうがらしなど

(出所)総務省(2014a)を基に作成

4) 国際標準産業分類等

国際分類を確認すると、日本のように牛乳を取扱う専門の店舗ではなく、乳製品を取扱う専門店として区分されている。

表 4-65 国際標準産業分類(宅配専門牛乳店関連)

472 専門店による食料品、飲料及びたばこ小売業 この小分類は、食料品、飲料またはたばこを販売する専門店における小売業を含む。
4721 専門店による食料品小売業 この細分類には以下が含まれる。 －下記の商品群のうちいずれかの小売り ・生鮮のまたは保存加工した果物及び野菜 ・乳製品及び卵 ・食肉及び肉製品(鶏肉を含む。) ・魚類その他の海産食品、及びそれらで作った製品 ・パンや、小麦粉をベースにした菓子類 ・砂糖菓子 ・その他の食料品 この細分類は以下を除く。 －パン製品の製造、すなわち、店舗内でのパン焼き(1071 参照)

(出所)総務省(2014b)

表 4-66 北米産業分類(宅配専門牛乳店関連)

445299 その他の専門食料品店
この分類は、主に雑多な特定の食品(肉、魚、海産物、果物、野菜、菓子、ナッツ、ポップコーン、焼き菓子を除く)の小売に従事する事業所で構成され、即食用ではなく、また施設内で製造されていない製品を扱う事業所である。
【具体例】
・コーヒー、紅茶(例:パック入り)店
・清涼飲料水(ボトル入りなど)販売店
・乳製品店
・香辛料店
・グルメ食品店
・水(ペットボトル)販売店

(出所)北米産業分類検索ページを基に作成。

表 4-67 欧州産業分類(宅配専門牛乳店)

47.2 専門店での食品、飲料、たばこの小売販売
47.29 その他の専門店での食料品小売販売
この細分類には以下が含まれる。
－ 乳製品・卵の小売販売
－ その他の食品(前述を除く)の小売販売

(出所)EUROSTAT(2008)を基に作成。

5) 検討結果

宅配専門牛乳店の追記案は、以下のとおり。

大分類	I 卸売業・小売業
中分類	58 飲食料品小売業
小分類	589 その他の飲食料品小売業
細分類	5892 牛乳小売業
細分類の説明	主として牛乳を小売する事業所をいう。
適用事例	牛乳小売業;牛乳スタンド; <u>宅配専門牛乳店</u>
不適合事例	乳酸菌飲料小売業[5893];乳製品小売業(ヨーグルト, バター, チーズなど) [5899];アイスクリーム小売業[5861, 5862]

(注)上表の赤文字下線部は、改定案の該当箇所を示す。

(出所)総務省(2014a)を基に作成。

なお、牛乳以外の商品を取り扱っている店が多く、その観点から分類を行った追記案は以下のとおり。

大分類	I 卸売業・小売業
中分類	58 飲食料品小売業
小分類	589 その他の飲食料品小売業
細分類	5899 他に分類されない飲食料品小売業
細分類の説明	主として他に分類されない飲食料品を小売する事業所をいう。
適用事例	氷小売業;乾めん類小売業;インスタントラーメン小売業;缶詰小売業;乳製品 小売業(ヨーグルト, バター, チーズなど);調味料小売業(塩, 味そ, しょう油, 食酢, ソース, 砂糖, 食用油脂, 香辛料, 七味とうがらしなど); <u>宅配専門牛乳店</u>

(注)上表の赤文字下線部は、改定案の該当箇所を示す。(出所)総務省(2014a)を基に作成。

(4) 宅配水販売業

1) 業態

家庭用浄水器やミネラルウォーターの消費が増加する中、飲料用の水そのものを配達し、ウォーターサーバーに設置し使用する「宅配水販売」が増加している。当初は法人向けに、会社の食堂などに設置し使用することが多かったが、個人用にも広がり、一般家庭にサーバーを設置し、定期的に水を購入していくサービスが普及した。

事業形態としては、フランチャイズ形式を導入している企業が多く、地域の小売店やガス・電気設備の会社といった個人宅にかかわることが多い業態の企業が主にフランチャイズ契約を締結している。

2) 関係法令

一般社団法人日本宅配水&サーバー協会によると、ウォーターサーバーに関する各種法規制は、以下のとおり。

法令及び規制	適用される主な内容
食品衛生法	輸入食品等の適合検査、ポジティブリスト制度
電気用品安全法	PSE(丸型)の適合検査
消費生活活用安全法	製品事故情報報告・公表制度
廃棄物処理法	廃棄物の処理方法
フロン排出抑制法	フロンガスの回収及び破壊処理
JDSA 適合マーク表示制度	乳幼児の火傷防止対策に関する指針
消費電力測定基準	消費電力の測定方法及び電気料金の算出

(出所)一般社団法人 日本宅配水&サーバー協会「JDSA ウォーターサーバーガイドライン」
(https://jdsa-net.org/pdf/waterserver_guideline.pdf)

3) 日本標準産業分類

宅配水販売業については、上記のように直近 20 年程度で一般家庭にも浸透してきており、特に近年はその市場規模も拡大している。ただし、国際標準産業分類等には記載がなく、日本の産業分類にも記載がないため検討した。

平成 28 年経済センサス-活動調査の調査票情報の 4 項目「事_主な事業の内容_生産品」及び「取扱い品目①」～「取扱い品目③」の中に、「宅配」又は「配達」を含み、かつ、「水」、「ウォーター」のいずれか1つ以上を含む 276 事業所(従業者計 0.3 万人、売上(収入)金額計 699 億円)を抽出した。

産業大分類別売上(収入)金額の構成比では、「I卸売業, 小売業」85%、「E 製造業」7.5%を占めていた。また、「I卸売業, 小売業」の産業細分類別の事業所数の多い順に、「6113 無店舗小売業(飲食料品小売)」、「6199 その他の無店舗小売業」、「5893 飲料小売業(別掲を除く)」、「6052 燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)」、「5892 牛乳小売業」であった。

表 4-68 宅配水販売業の主な事業所

事 産業細分類		事業所数	従業者	売上(収入)金額
6113	無店舗小売業(飲食料品小売)	25.7%	24.6%	37.5%
6199	その他の無店舗小売業	13.4%	11.6%	7.4%
5893	飲料小売業(別掲を除く)	8.0%	3.1%	0.8%
6052	燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)	4.7%	11.5%	17.1%
5892	牛乳小売業	3.3%	2.3%	0.8%
5225	飲料卸売業(別掲を除く)	2.5%	1.1%	0.9%
5851	酒小売業	2.2%	1.3%	0.7%
6119	無店舗小売業(その他の小売)	1.1%	1.5%	0.5%
5226	茶類卸売業	0.7%	0.5%	0.5%

(注) 上表の構成比は、「宅配」又は「配達」を含み、かつ、「食料」、「食品」、「食材」のいずれか1つ以上を含む宅配又は配達を含み、目視で「食材宅配サービス業」に無関係のものを除いた事業所の合計を100%とし、産業大分類「I卸売業, 小売業」の産業細分類別事業所構成比が大きい順に記載した。
(出所) 平成28年経済センサス活動調査情報を基に作成。

表 4-69 日本標準産業分類(宅配水販売関連)

101 清涼飲料製造業
1011 清涼飲料製造業
主としてアルコールを含まない飲料でサイダー、ラムネ、炭酸水、ジュース、シロップなどの清涼飲料及び嗜好飲料を製造する事業所をいう。
主として天然炭酸水の瓶詰を行う事業所は大分類I-卸売業, 小売業 に分類される。
○ 清涼飲料製造業; 嗜好飲料製造業; サイダー製造業; ラムネ製造業; 炭酸水製造業; ジュース製造業; シロップ製造業(糖みつ製造業でないもの); ミネラルウォーター製造業; 果実飲料製造業; 茶系飲料製造業; コーヒー飲料製造業
× 糖みつ製造業[0952]; ジュース原液製造業[0931]; 乳酸菌飲料製造業[0913]; 発酵乳製造業[0914]; はちみつ処理加工業[0919]; 粉末ジュース製造業[0999]
6113 無店舗小売業(飲食料品小売)
無店舗により、飲食料品を小売する事業所をいう。ただし、店舗によるものは中分類58に分類される。
○ 飲食料品カタログ販売小売業; 飲食料品インターネット販売小売業; 栄養補助食品(サプリメント)インターネット販売小売業
× 酒小売業(店舗によるもの)[5851]; 食肉小売業(店舗によるもの)[5831, 5832]; 菓子・パン小売業(店舗によるもの)[586]
6199 その他の無店舗小売業
他に分類されないその他の無店舗により小売する事業所をいう。
○ 他に分類されないその他の無店舗小売

(出所) 総務省(2014a)

4) 国際標準産業分類等

表 4-70 国際標準産業分類(宅配水販売)

11 飲料製造業 この中分類は、非アルコール飲料やミネラルウォーターといった飲料の製造業、主として発酵 によるアルコール飲料、ビール及びワインの製造業、蒸留アルコール飲料の製造業を含む。 この中分類は、果実ジュース及び野菜ジュースの製造(1030 参照)、乳をもとにした飲料の 製造(細分類 1050 参照)、コーヒー、茶及びマテ茶製品の製造(1079 参照)を除く。 1104 清涼飲料製造業;ミネラルウォーターその他の瓶詰め水生産業 この細分類には以下が含まれる。 －ノンアルコールのビール及びワインを除く非アルコール飲料の製造 －天然ミネラルウォーター及びその他の瓶詰め水の生産 －清涼飲料の製造 ・レモネード、オレンジード、コーラ、果実飲料、トニックウォーターなどの香味または甘味、あるいはそのどちらかが付いた非アルコール飲料 この細分類は以下を除く。 －果実ジュース及び野菜ジュースの生産(1030 参照) －乳をもとにした飲料の製造(1050 参照) －コーヒー、茶及びマテ茶製品の製造(1079 参照) －アルコールをもとにした飲料の製造(1101、1102、1103 参照) －ノンアルコールワインの製造(1102 参照) －ノンアルコールビールの製造(1103 参照) －単なる瓶詰め及びラベル貼り(卸売業の一部として行われる場合は 4630、料金制または請 負制で行われる場合は 8292 参照) 47 小売業(自動車及びオートバイを除く。) 4791 通信販売またはインターネットによる小売業 この細分類は、通信販売あるいはインターネットを利用した小売りを含む。すなわち、広告、 カタログ、ウェブサイト上で提供される情報、見本や、他の何らかの広告手段に基づいて買い手が自分で選択し、郵便、電話またはインターネット経由(通常、ウェブサイトで提供される特別の手段を通じて)で発注する方式の小売りである。購入される製品は、インターネットから直接ダウンロードしても、物理的に顧客のもとに配達されてもよい。 この細分類には以下が含まれる。 －あらゆる種類の製品の通信販売による小売り －あらゆる種類の製品のインターネット経由の小売り －テレビ、ラジオ及び電話経由の直接販売 －インターネット小売りオークション 4799 店舗、露店または市場によらないその他小売業 この細分類には以下が含まれる。 －何らかの商品の、上に挙げられた細分類の中には入っていない何らかの方法での小売り ・直接販売または戸別販売員によるもの ・自動販売機などによるもの －顧客の家屋に直接配達される燃料(ヒーティングオイル、薪など)の直接販売 －無店舗オークション(小売り)活動 －(無店舗)仲買人による小売り この細分類は以下を除く。 －商店による製品の配達(小分類 471～477 参照)
--

(出所)総務省(2014b)

表 4-71 北米産業分類(宅配水販売)

312112 瓶詰飲料水製造

この産業は、主に水(天然炭酸を含む)の精製および瓶詰に従事する事業所から構成される。

なお、炭酸水やフレーバーウォーターの製造は、米国産業分類 312111「ソフトドリンク製造」に分類される。購入した精製水の瓶詰は、「424490 他に分類されない食料品・関連製品卸売業」に分類される。

454110 電子ショッピング及び通信販売業者

この産業は、カタログ、フリーダイヤル、双方向テレビ、インターネットなどの電子メディアなど、店舗以外の手段を用いたあらゆる種類の商品の小売に主として従事する事業所から構成される。この産業に含まれるのは、通信販売会社のカタログ、ショールームでの小売を主とする事業所である。

【具体例】

- ・通信販売会社のカタログ(=受注)事務所
- ・コレクターズアイテム、通信販売
- ・コンピューターソフトウェア、通信販売
- ・ホームショッピングのテレビ注文
- ・インターネットオークションサイト、小売
- ・通信販売ブッククラブ(出版以外)
- ・通信販売会社
- ・ウェブ販売業者

454390 その他の直販事業所

この産業は、自社販売(パーティープランの商品化)、トラック・ワゴン販売、移動式出店(露店)などの手段による顧客への直接販売による商品(即時消費用の食品および燃料を除く)の小売に主として従事する事業所から構成される。

【具体例】

- ・ペットボトル水の直販業者
- ・宅配新聞のルート直販
- ・コーヒーブレイク用品の直販
- ・ロッカーミート直販店
- ・冷凍食品・冷凍ミールプランの直販事業者
- ・パーティープランの直販商社

(出所)北米産業分類検索ページを基に作成。

表 4-72 欧州産業分類(宅配水販売業関連)

11.07 清涼飲料水の製造、ミネラルウォーターおよびその他瓶詰飲用水の製造 本類には、ノンアルコール飲料(ノンアルコールビール及びノンアルコールワインを除く)の製造が含まれる。 - ナチュラルミネラルウォーター及びその他瓶詰飲用水の製造 - 清涼飲料水の製造 ノンアルコールフレーバー及び／又は加糖水:レモネード、オレンジード、コーラ、フルーツドリンク、トニックウォーターなど。 この分類は除く。 - 果物及び野菜ジュースの製造(10.32 参照) - 乳飲料の製造(10.51 参照) - コーヒー、紅茶およびマテ製品の製造(10.83 項参照) - アルコール系飲料の製造 (11.01, 11.02, 11.03, 11.04, 11.05 参照) - ノンアルコールワインの製造(11.02 参照) - ノンアルコールビールの製造,(11.05 参照) - 氷の製造 (35.30 参照) - 単に瓶詰め及びラベル貼付を行う場合 46.34(卸売の一部として行う場合)及び 82.92(有料または契約ベース受託製造の場合)参照 47.91 通信販売、インターネットを通じた小売業 この細分類には、通信販売またはインターネットを介した小売販売活動、すなわち、購入者が以下のことを行う小売販売活動が含まれます。 広告、カタログ、ウェブサイト上の情報、模型、その他何らかの手段に基づいて選択すること。 広告を行い、郵便、電話またはインターネット(通常はウェブサイトが提供する特定の手段)により注文を行います。 購入された製品は、インターネットから直接ダウンロードされるか、または物理的に顧客に配送されるかのいずれかです。 この細分類には以下が含まれます。 - 通信販売によるあらゆる種類の製品の小売販売 - インターネットによるあらゆる種類の製品の小売販売 この細分類には、以下も含まれます。 - テレビ、ラジオ、電話による直接販売 - インターネット小売オークション この細分類は以下を除きます。 - インターネットによる自動車及び自動車部品並びに付属品の小売販売(45.1, 45.3 項参照) - インターネットによるオートバイ及びオートバイの部品・付属品の小売販売 (45.40 項参照) 47.99 店舗、露店、市場でないその他の小売販売 この細分類には以下が含まれる。 - 前各号に含まれないあらゆる方法による商品の小売販売。 ・直接販売又は戸別訪問販売員によるもの ・自動販売機などによるもの - 燃料(暖房用オイル、薪など)の直接販売、顧客宅への配達。 - 無店舗型オークション(小売、インターネットを除く)の活動 - (無店舗型)委託販売業者による小売販売

(出所)EUROSTAT(2008)を基に作成。

5) 検討結果

宅配水事業を行っている企業情報をみると、飲料水の製造から販売まで行っている企業が主流であるが、事業所ごとにみると、飲料水の「製造」を行っている事業所と、飲料水を「販売」している事業所の双方がある。また販売する事業所でも「水」など飲食料品を扱う事業所とそれ以外を扱う事業所があり区分が必要と考える。

以上の検討結果を踏まえた、宅配水販売業のうち、飲料水の製造に着目し追記案は以下のとおり。

大分類	E 製造業
中分類	10 飲料・たばこ・飼料製造業
小分類	101 清涼飲料製造業
細分類	1011 清涼飲料製造業
細分類の説明	主としてアルコールを含まない飲料でサイダー、ラムネ、炭酸水、ジュース、シロップなどの清涼飲料及び嗜好飲料を製造する事業所をいう。主として天然炭酸水の瓶詰を行う事業所は大分類I－卸売業、小売業 に分類される
適用事例	清涼飲料製造業；嗜好飲料製造業；サイダー製造業；ラムネ製造業；炭酸水製造業；ジュース製造業；シロップ製造業(糖みつ製造業でないもの)；ミネラルウォーター製造業；果実飲料製造業；茶系飲料製造業；コーヒー飲料製造業； <u>宅配水販売業(専ら飲料水の製造を行うもの)</u>
不適合事例	糖みつ製造業[0952]；ジュース原液製造業[0931]；乳酸菌飲料製造業[0913]；発酵乳製造業[0914]；はちみつ処理加工業[0919]；粉末ジュース製造業[0999]

(注)上表の赤文字下線部は、改定案の該当箇所を示す。

(出所)総務省(2014a)を基に作成。

一方、宅配水販売業は店舗を持たず、基本的にインターネット経由で注文を受け、定期的に配達を行う業態となっていることに着目し追記案は以下のとおり。

大分類	I 卸売業・小売業
中分類	61 無店舗小売業
小分類	611 通信販売・訪問販売小売業
細分類	6113 無店舗小売業(飲食料品小売)
細分類の説明	無店舗により、飲食料品を小売する事業所をいう。ただし、店舗によるものは中分類 58 に分類される。
適用事例	飲食料品カタログ販売小売業；飲食料品インターネット販売小売業；栄養補助食品(サプリメント)インターネット販売小売業； <u>宅配水販売業</u>
不適合事例	酒小売業(店舗によるもの)[5851]；食肉小売業(店舗によるもの)[5831, 5832]；菓子・パン小売業(店舗によるもの)[586]

(注)上表の赤文字下線部は、改定案の該当箇所を示す。

(出所)総務省(2014a)を基に作成。

4.2.2 調剤薬局

(1) 概要

現在の日本標準産業分類では、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の「薬局」については、産業大分類「I 卸売業,小売業」中分類「その他の小売業」小分類「603 医薬品・化粧品小売業」細分類「6033 調剤薬局」に分類されている。

厚生労働省から、法律に沿って、「薬局」に名称変更すること、さらに、産業大分類「I 卸売業,小売業」から「P 医療,福祉」へ要望があり、調剤薬局に関連する国際産業分類等や業態などについて調査した。

調剤薬局は、コンビニエンスストア、オンラインストア、スーパーマーケット等との一体化の事例も見られ、今後拡大する傾向にあることが予想されている。調剤医療法の医療提供施設としての定義と整合を図り、大分類「医療,福祉」に移る場合でも、各店舗の主たる売上が調剤薬局以外の場合は、小売業に残ることに留意が必要である。

(2) 関連法規

薬局に関連する法令は、以下のとおり。

医療法(抄)

一条の二 2 医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設(以下「医療提供施設」という。)、医療を受ける者の居宅等(居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。以下同じ。)において、医療提供施設の機能に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(抄)

第二条

12 この法律で「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務並びに薬剤及び医薬品の適正な使用に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の業務を行う場所(その開設者が併せ行う医薬品の販売業に必要な場所を含む。)をいう。ただし、病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設の調剤所を除く。

(3) 国際標準産業分類等

国際標準産業分類、北米産業分類、欧州産業分類のいずれにおいても、薬局は、医薬品を販売する「小売業」に含まれており、処方箋か否かによる区分はない。

1) 国際標準産業分類

日本標準産業分類		国際標準産業分類(仮訳)		国際標準産業分類の例示
6031	ドラッグストア	4772	専門店による医薬品、 医療品及び化粧・洗面 用品小売業	
6032	医薬品小売業(調剤薬局を除く)			医療品小売
6033	調剤薬局			薬剤小売
6034	化粧品小売業			香水類小売業、化粧品店

(出所)総務省(2014c)を基に作成。

2) 北米産業分類

国際標準産業分類「4772 専門店による医薬品、医療品及び化粧・洗面用品小売業」に対応する北米産業分類は、「446110 薬局とドラッグストア」「446120 化粧品、美容用品、香水店」、「446199 他のすべてのヘルスケアおよびパーソナルケアストア」である。

北米産業分類「446110 薬局とドラッグストア」は、「44 小売業」のうち「4461 ヘルスケア及びパーソナルケア」に含まれ、処方箋、非処方箋及び医薬品の小売りに従事する薬局及びドラッグストアを範囲とする。

3) 欧州産業分類

国際標準産業分類「4772 専門店における医薬品、医療品及び化粧・洗面用品小売業」に対応する欧州産業分類は、「47.7 専門店におけるその他の小売業」のうち、「47.73 専門店における薬剤調合」、「47.74 専門店舗での医療品・整形外科用品小売業」、「47.75 専門における化粧品・洗面用品小売業」であり、薬剤調合も小売業に分類されている。

(4) 平成 28 年経済センサス-活動調査の調査票情報分析

平成 28 年経済センサス-活動調査の調査票情報において、事業所の「[事]生産品、取扱商品又は営業種目①(全角 40 文字)」～「[事]生産品、取扱商品又は営業種目③(全角 40 文字)」のいずれかに「薬局」の記載がある事業所を抽出した結果、約 2.5 万事業所、売上(収入)金額の合計は約 4 兆円であった。さらに、抽出したデータを産業別事業所数及び売上高(収入)金額の構成比を集計した。

産業細分類別売上高(収入)金額の構成比は、「6033 調剤薬局」90.0%、「6031 ドラッグストア」2.2%、医薬品小売業(調剤薬局を除く)1.5%、「552 医薬品卸売業」0.4%であった(表 4-73)。

表 4-73 事業内容等「薬局」が含まれる事業所の産業別事業所数・売上(収入)金額構成比

産業小分類	産業細分類	事業所	売上高(収入)金額
603 医薬品・化粧品小売業	603 合計	97.2%	97.5%
	6031 ドラッグストア	1.2%	2.2%
	6032 医薬品小売業(調剤薬局を除く)	1.9%	1.5%
	6033 調剤薬局	84.4%	90.0%
	6034 化粧品小売業	0.0%	0.0%
	不詳	9.6%	3.7%
552 医薬品・化粧品等卸売業	5521 医薬品卸売業	0.4%	0.9%
549 その他の機械器具卸売業	5493 医療用機械器具卸売業(歯科用機械器具を含む)	0.2%	0.7%
391 ソフトウェア業	3913 パッケージソフトウェア業	0.1%	0.4%
619 その他の無店舗小売業	6199 その他の無店舗小売業	0.1%	0.1%
600 管理, 補助的経済活動を行う事業所	6000 主として管理事務を行う本社等	1.2%	0.0%
上記以外計		0.7%	0.4%

(出所)平成 28 年経済センサス-活動調査票情報を基に集計。

(5) 検討結果

名称を「調剤薬局」から、「薬局」への変更は、特に留意することはないと思われる。一方、産業大分類を国際標準産業分類等と整合的な「I 卸売業、小売業」から「P 医療、福祉業」への移動については、統計の国際比較可能性が低下する点に留意する必要がある。

4.2.3 ワンプライスショップ

(1) 概要

ワンプライスショップについて、日本標準産業分類での記載は無い。国際標準産業分類においても分類・内容例示に「ワンプライスショップ」等の均一価格ショップに関する記載は見られない。

一方で、アメリカでは、“Dollar tree”等の「均一価格ショップ」(dollar store:ドルストア)が展開されており、北米産業分類においては、「452319 All Other General Merchandise Stores(その他の雑貨店)」において、「ドルストア」についての内容例示がなされている。なお「ドルストア」においては、均一価格ショップだけでなく、10 ドル以下の安価な商品を販売する小売店も含まれる。¹⁹

表 4-74 各種産業分類(ワンプライスショップ)

産業分類	分類の存在	内容例示への記載の有無
日本標準産業分類	×	×
国際標準産業分類	×	×
北米産業分類	×	“Dollar store”についての記載有
欧州産業分類	×	×

表 4-75 北米産業分類(ワンプライスショップ)

中分類	45 Retail Trade (小売業)
小分類	4523 General Merchandise Stores, including Warehouse Clubs and Supercenters (倉庫クラブやスーパーセンターを含む雑貨店)
細分類	452319 All Other General Merchandise Stores(その他の雑貨店)
内容例示	主に雑貨店(デパート、倉庫クラブ、スーパーストア、スーパーセンターを除く)で新商品の小売を行う施設 (例)ドルストア、総合カタログショールーム(カタログ通販を除く)、ホーム&オートサプライストア、バラエティショップ
米国 ドルストア企業	・ Dollar General 社 1939 年創業。全米 46 州で 17,000 店以上を展開。食品、家庭用品、掃除用品等を主に 10 ドル以下の低価格で販売。プライベートブランドも展開。 ・ Dollar tree 社 1953 年創業。全米 48 州とカナダで 15,000 店以上を展開。全米食品、家庭用品、掃除用品等を主に 1.25 ドルで販売。2015 年には大手ドルストア事業を展開する“Family Dollar”を買収。

(出所)北米産業分類検索ページ、各社ホームページ情報を基に作成。

¹⁹Chain Store Guide” The 50 Fastest Growing Discount Stores & Specialty Retailers(https://www.chainstoreguide.com/static_content/pdf/50-Fastest-Growing-Discount-Specialty-Retailers-2010.pdf) (2022 年 2 月 15 日閲覧)

(2) ワンプライスショップの動向

100 円ショップ業界は、現在大創産業(ダイソー)、セリア、キャンドゥ、ワッツの寡占状態であり、20年度の売上高(原則として非連結)1位は大創産業(ダイソー)で、2 位セリア、3 位キャンドゥ、4 位ワッツである²⁰。

また、100 円以外の商品・ブランドの導入、コンビニエンスストアとの連携・オンライン店舗の導入など、価格や販路の多様化も見られる。

(3) 平成 28 年経済センサス調査票情報の分析

平成 28 年経済センサス-活動調査の調査票情報を基に、ワンプライスショップの上位5社がどこに分類されているか確認したところ、事業所の「主な事業の内容」の記載が、同じ内容であっても、複数の産業小分類に分類されていた。

表 4-76 産業中分類別ワンプライスショップの事業所数等

産業中分類	事業所数	売上(収入)金額	付加価値額	従業者数
57 織物・衣服・身の回り品小売業	2,561	383,962	89,665	35,660
60 その他の小売業	2,532	230,178	47,959	22,317
58 飲料品小売業	106	14,314	13,089	1,624
上記以外	9	9,269	469	254
総計	5,208	637,723	151,182	59,855

(注1)金額:百万円単位 (注2)ワンプライスショップ企業大手5社の事業所を集計。

(出所)平成28年経済センサス-活動調査の調査票情報

表 4-77 産業細分類別ワンプライスショップの事業所数等(上位 5 件)

産業細分類	事業所数	売上(収入)金額	付加価値額	従業者数
5793 洋品雑貨・小間物小売業	2,549	383,565	89,552	35,575
6099 他に分類されないその他の小売業	1,696	166,520	34,225	16,552
6022 荒物小売業	520	39,699	7,900	2,394
6091 ホームセンター	192	22,204	3,729	2,230
産業細分類不詳	100	571	1,016	835
5893 飲料小売業(別掲を除く)	98	13,033	12,684	1,521
上記以外	53	12,130	2,075	748
総計	5,208	637,723	151,182	59,855

(注1)金額:百万円単位 (注2)ワンプライスショップ企業大手5社の事業所を集計。

(出所)平成28年経済センサス-活動調査の調査票情報を基に作成

²⁰ 日本経済新聞社「日本の専門店調査」(2021年8月)

表 4-78 産業細分類別ワンプライスショップ事業所の「主な事業の内容」

産業細分類		事 主な事業の内容
5793	洋品雑貨・小間物小売業	100 円ショップ、生活雑貨の販売 均一価格商品販売、
6099	他に分類されないその他の小売業	100 円ショップ、雑貨の小売、日用雑貨、文具、食品等の販売、雑貨の 販売(100 円 SHOP)、雑貨・酒類・食品小売販売、日曜雑貨の小売、 日用品雑貨の小売
6022	荒物小売業	100 円ショップ、¥100shop、100 円商品の小売、日用品・雑貨の小 売(100 円ショップの運営)、100 均商品販売
6091	ホームセンター	日用雑貨及び加工食品を直営店舗において販売する小売業、小売業、
5893	飲料小売業(別掲を除く)	日用雑貨品・食料品の小売業、日用雑貨の小売業、日用雑貨の小売 業、小売業(100 円均一ショップ)

(出所)平成 28 年経済センサス-活動調査の調査票情報を基に作成

(4) まとめ

ワンプライスショップの大手 5 社について、平成 28 年経済センサス-調査の調査票情報の「主な事業内容」が、「100 円ショップ」や「生活雑貨」など同じ記載であっても、様々な産業分類に分類されていたことが分かった。

4.2.4 水素ステーション・充電ステーション

(1) 概要

世界的な環境対策や気候変動への対応から、温室効果ガスの削減が世界的な潮流となっている。特に近年は温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「脱炭素」の取り組みが社会的に強く要求されるようになった。

その中で、自動車業界は脱炭素化に対応するため、温室効果ガスを排出しない様々な自動車を開発しており、電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCV)はその代表例である。

これらの自動車の普及に伴い、近年FCVの動力である水素を充填する「水素ステーション」やEVの動力である電気を充填する「充電ステーション」の設置が増加しており、日本標準産業分類への記載のニーズも強まっている。以下では、まず水素ステーションと充電ステーションでは対象とする車種(EV:充電ステーション、FCV:水素ステーション)や業態が大きく異なるため、各々個別に業態等を整理した後、分類案を示す。

(2) 水素ステーション

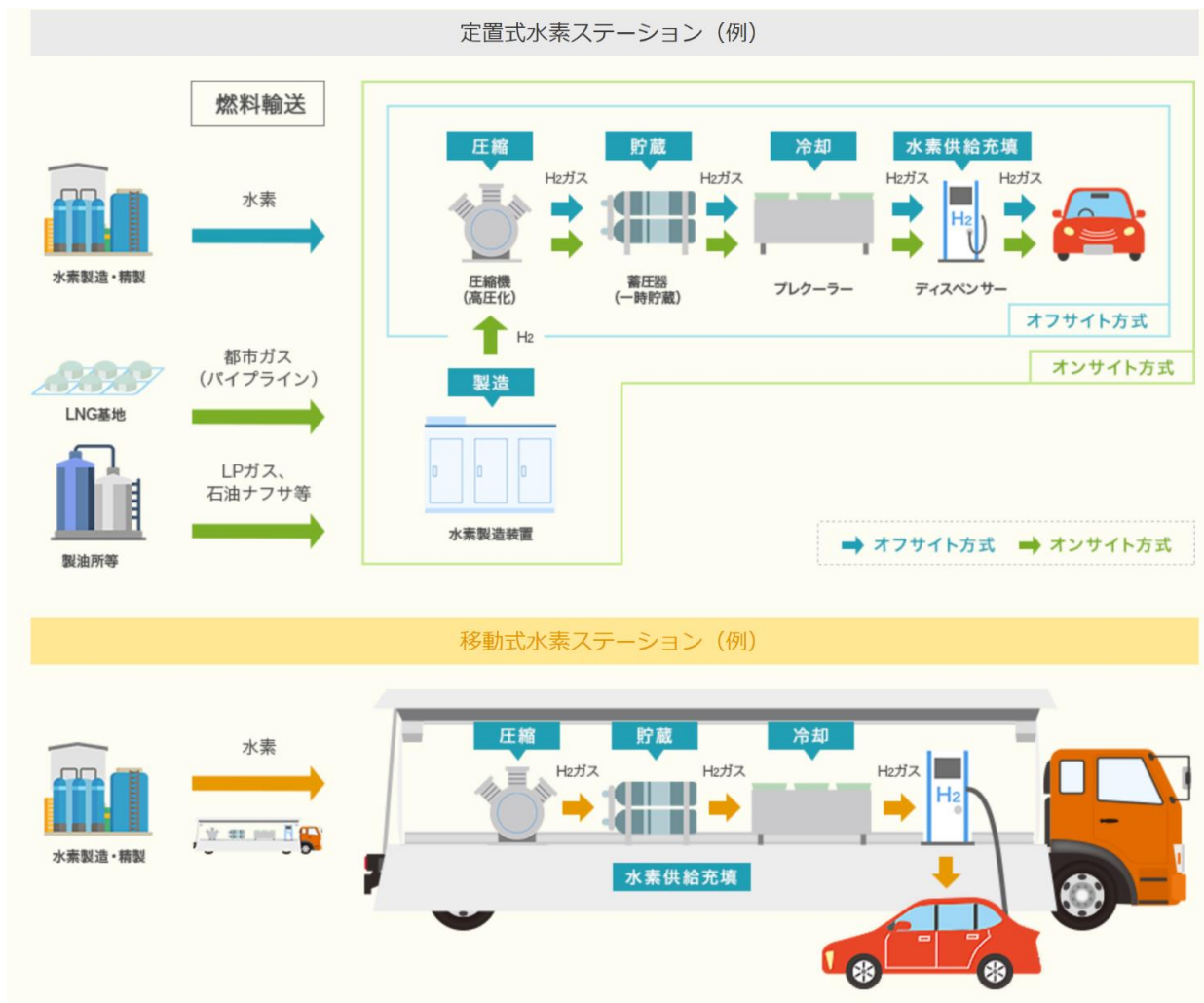
1) 業態

水素ステーションの方式は、水素の製造施設と販売の場所の組み合わせにより、の定置式(オンサイト方式、オフサイト方式)、移動式がある(表 4-79、図 4-8)。

表 4-79 水素ステーションの種類(説明)

定置式	オンサイト方式	都市ガス・LPガスなどの燃料を用いて、水素ステーション内で水素を製造する方式。
	オフサイト方式	製油所や化学工場等の製造施設で製造された水素を水素ステーションに輸送する方式。
移動式		大型トレーラーに水素供給設備を積み、移動が可能な方式。

図 4-8 水素ステーションの種類(概要図)



(出所)一般社団法人次世代自動車振興センター「クリーンエネルギー自動車 AtoZ」(http://www.cev-pc.or.jp/lp_clean/spot/) (2022年2月14日閲覧)

2) 関連法令

水素ステーションの関連法令として「高圧ガス保安法」「一般高圧ガス保安規則」などがある。

高圧ガス保安法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保することを目的とする。

高圧ガスの自主的な保安を示した法律である。水素ガスはこの高圧ガスに該当し、第八条では許可について明記されている。

(許可の基準)

第八条 都道府県知事は、第五条第一項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、許可を与えなければならない。

- 一 製造(製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下この条、次条、第十一条、第十四条第一項、第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十条の三、第二十一条第一項、第二十七条の二第四項、第二十七条の三第一項、第二十七条の四第一項、第三十二条第十項、第三十五条第一項、第三十五条の二、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一号及び第二号、第三十九条の六、第三十九条の十一第一項、第三十九条の十二第一項第四号、第六十条第一項、第八十条第二号及び第三号並びに第八十一条第二号において同じ。)のための施設の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 二 製造の方法が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 三 その他製造が公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること。

また高圧ガス保安法に基づき具体的に保安を規定したのが「一般高圧ガス保安規則」である。

一般高圧ガス保安規則

第一章 総則

(適用範囲)

第一条 この規則は、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。)に基づいて、高圧ガス(冷凍保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十一号)及び液化石油ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十二号)の適用を受ける高圧ガスを除く。以下同じ。)に関する保安(コンビナート等保安規則(昭和六十一年通商産業省令第八十八号)に規定する特定製造事業所に係る高圧ガスの製造に関する保安を除く。)について規定する。

以下、「一般高圧ガス保安規則」から水素ステーションに関わる部分を抜粋する。
高圧水素の出荷設備を有する水素ステーションの技術基準はこの第六条に準拠する。

(定置式製造設備に係る技術上の基準)

第六条 製造設備が定置式製造設備(コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。)である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一般的な水素ステーションの技術基準はこの第七条の三に準拠する。

(圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)

第七条の三 製造設備が圧縮水素スタンド(当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用の圧力が八十二メガパスカル以下のものに限り、顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせるものを除く。以下この条において同じ。)である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

3) 水素ステーションの設置状況

水素ステーションは各種補助金政策などの効果などにより、2021 年8月現在全国に154箇所整備されている²¹。今後も設置が計画されている場所もあり、増加していく見込みである。

²¹ 経済産業省 資源エネルギー庁「今後の水素ステーション政策の方向性について」
(https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/suiso_nenryo/pdf/027_02_00.pdf)(2022 年 2 月 14 日閲覧)

(3) 充電ステーション

1) 業態

充電設備は戸建住宅やマンションなどの個人利用の設置から、コンビニや病院など公共利用の設置まで様々な場所で設置されている。また、電圧の違いで普通充電器と急速充電器に分類することができる。ここでは、「充電ステーション」は、自家用の家庭利用の充電設備を除き、不特定多数が利用料を支払い利用できる充電設備を有する事業所と定義し、分類の検討を行った。

表 4-80 充電ステーションの種類

充電設備の種類		普通充電		急速充電	
		コンセント			ポール型 普通充電器
		100V	200V		200V
					
想定される 充電場所 (例)	プライベート	戸建住宅・マンション、ビル、屋外 駐車場等		マンション、ビ ル、屋外駐車場	- (ごく限定的)
	パブリック	カーディーラー、コンビニ、病院、商業施設、時間貸し 駐車場等			道の駅、ガソリ ン スタンド、高速道 路 SA、カーディー ラー、商業施設 等
充電時間	航続距離 160km	約14時間	約7時間		約30分
	航続距離 80km	約8時間	約4時間		約15分
充電設備本体価格例 (工事費は含まない)		数千円		数十万円	百万円以上

(出所) 経済産業省「EV・PHV 情報プラットフォーム」

(<https://www.meti.go.jp/policy/automobile/evphv/what/charge/index.html>)より抜粋。(2022年2月14日閲覧)

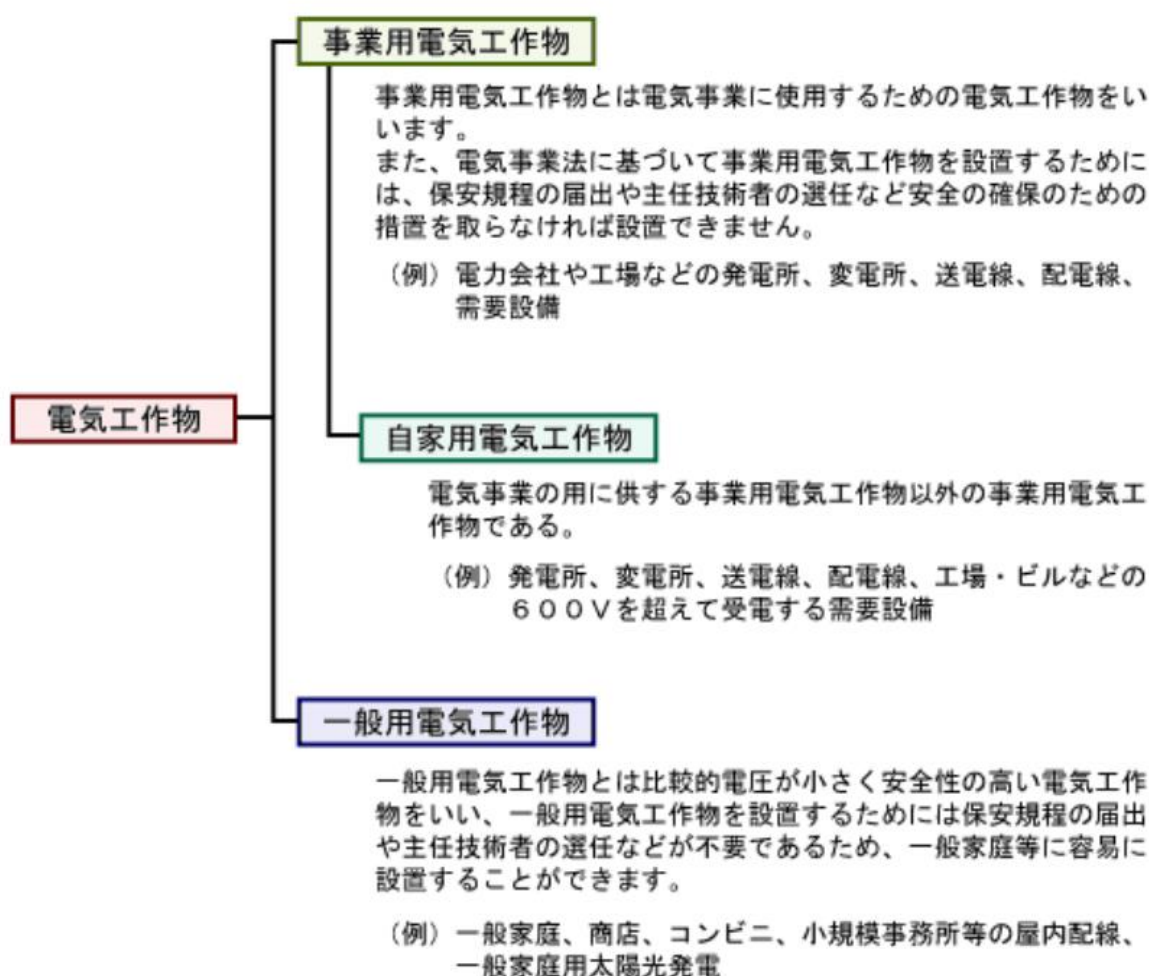
2) 関連法令

充電ステーション個別の法令はないが、「電気事業法」以下の電気関係法令にて法規制があり、法令上「電気工作物」に分類される。

電気工作物とは発電、変電、送電、配電又は電気の使用のために設置する工作物（機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路等）をいい、一般用電気工作物と事業用電気工作物がある。

一般的な充電ステーションは「一般用電気工作物」、600V を超える急速充電ステーションについては「自家用電気工作物」に分類される。

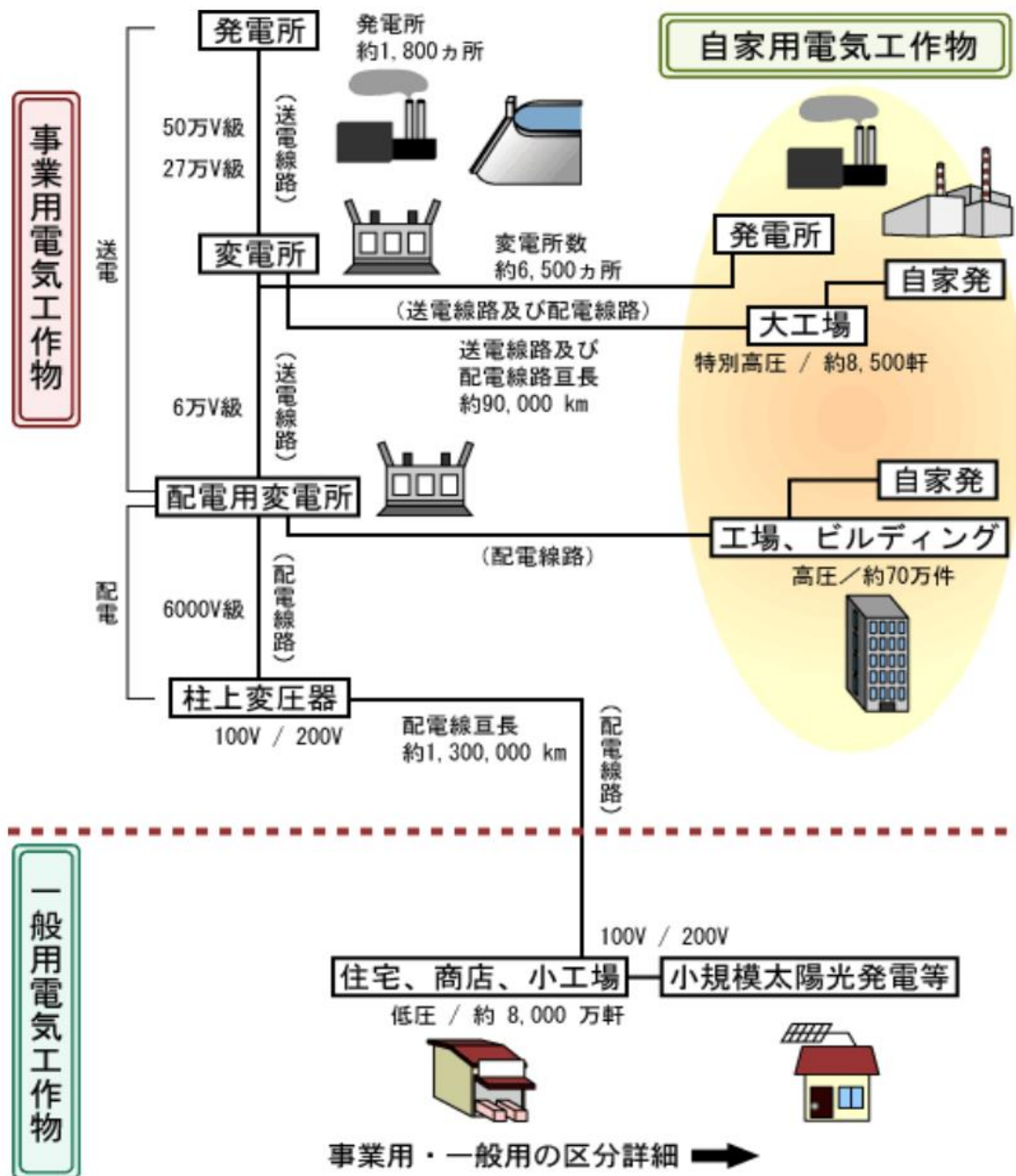
表 4-81 電気工作物の種類



（出所）経済産業省「電気工作物の保安」

(https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/setsubihoan.html)

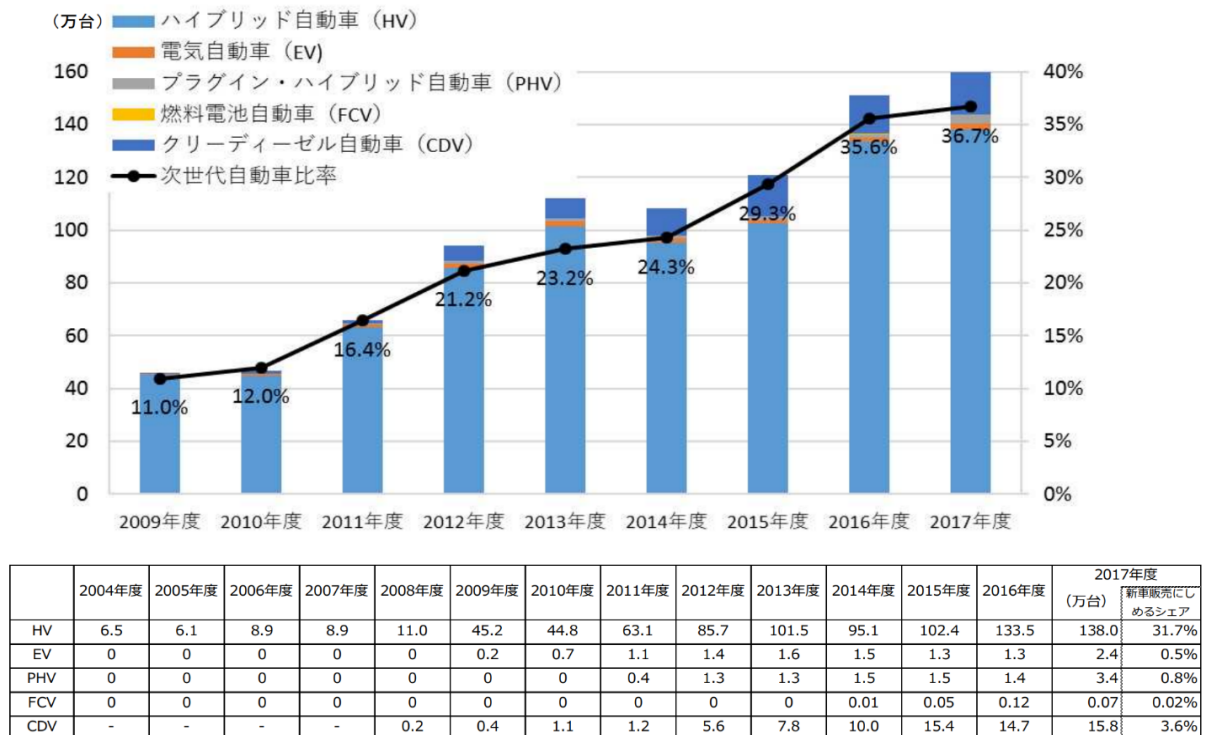
図 4-9 電気工作物の種類(詳細)



(出所)経済産業省「電気工作物の保安」

(https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/setsubihoan.html)

図 4-10 国内の次世代自動車の種類別販売台数の推移



出所:「総合エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会自動車判断基準ワーキンググループ」「交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会自動車燃費基準小委員会」合同会議第6回資料

(出所)国土交通省・経済産業省「EV/PHVの普及の現状について」

(<https://www.mlit.go.jp/common/001283224.pdf>)(2022年2月14日閲覧)

(4) 国際標準産業分類等

現在の国際標準産業分類では充電ステーション・水素ステーションについて、直接の言及はない。

ただし、「国際標準産業分類第4次改訂版」の改定にあたり、電力の動力源を細分化(例えば火力、水力、原子力、燃料電池など)したり、エネルギー源が再生可能エネルギーなのかどうかといったような区分に分けるなど、環境に関する活動について分類の検討がなされており、水素ステーションについても今後どう分類するか議論が進むと思われる。

(5) 検討結果

現在、EV や FCV 等充電ステーション及び水素ステーションを利用する車種は非常に低い割合となっているものの、今後の脱炭素化の動きもあり、販売台数の増加が見込まれる。また充電ステーションの数についてはすでにガソリンスタンドの約6割に達している。

充電ステーション及び水素ステーションを大分類「I 卸売業、小売業」の中分類「60 その他の小売業」の小分類「605 燃料小売業」のどの産業細分類に分類するかについて、以下の3案が考えられる。

1) 案1「6051 ガソリンスタンド」

「6051 ガソリンスタンド」の説明と適用事例に液化石油ガス(LPG)スタンドが記載されていることから、「自動車に燃料など動力を充填する事業所」と考え、この分類に充電ステーション及び水素ステーションの説明を記載する。

細分類	細分類の説明	適用事例
6051 ガソリンスタンド	計量器付の給油ポンプを備え、主として自動車その他の燃料用ガソリン、軽油及び液化石油ガス(LPG)を小売する事業所、 <u>充電ステーション、水素ステーション</u> をいう	ガソリンスタンド;給油所;液化石油ガス(LPG)スタンド; <u>充電ステーション;水素ステーション</u>

(注)赤文字下線部は、改定案の該当箇所を示す。(出所)総務省(2014a)を基に作成。

2) 案2「6052 燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)」

充電ステーション、水素ステーションがガソリンスタンドに含まれない場合は、「6052 燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)」に追記する。

(注)赤文字下線部は、改定案の該当箇所を示す。(出所)総務省(2014a)を基に作成。

細分類	細分類の説明	適用事例
6052 燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)	主として灯油、プロパンガス、石炭、まきなどの燃料を小売する事業所 <u>および充電ステーション、水素ステーション</u> をいう。	薪炭小売業;練炭小売業;豆炭小売業;石炭小売業;プロパンガス小売業;灯油小売業; <u>充電ステーション;水素ステーション</u>

3) 案3「6059 その他の燃料小売業」(新設)

「6059 その他の燃料小売業」を新設する案である。現時点では、新設の量的基準を満たさないが、今後の社会の潮流として再生可能エネルギーを使用した自動車向けの燃料・動力が出てくる可能性も考え、他の分類で当てはめることができない再生可能エネルギーも念頭に置き、分類を新設する案である。

細分類	細分類の説明	適用事例
<u>6059 その他の燃料小売業</u>	<u>主としてその他の燃料を小売りする事業所を指す。</u>	<u>充電ステーション;水素ステーション</u>

4.3 サービス業

4.3.1 舞台制作技術サービス業

(1) 概要

ライブエンタテインメントの公演に携わる、舞台技術や運営補助を行うスタッフが提供するサービスについて、日本標準産業分類上における的確な区分が行われていないため、公的統計において、その実態の把握が困難な状況にあることから、「舞台制作技術サービス業」の新設について検討した(図 4-11、表 4-82)。

実演芸術は、出演する俳優、音楽家、舞踊家、演芸家など実演家、企画、稽古、広報・宣伝、入場券販売などの制作スタッフ及び事業者、舞台、照明、音響、衣裳などの技術スタッフ、劇場運営スタッフ等、多様な専門スタッフ、事業者の役割分担・分業で成り立っている。本検討では、日本標準産業分類において、明示的に他に分類されていない舞台制作技術関連のスタッフを対象に行った。

図 4-11 公的統計における舞台スタッフ・関連団体の把握状況

特定サービス産業実態調査 (20018年)	市場規模 (百万円)	関係事業所	従業者	専門従業者
社会教育調査				
実演芸術団体 (興行団)	438,876	1,669	13,564	41,582
劇団	236,204	1,125	7,797	28,346
コンサート・ツアー	117,527	159	1,600	5,179
楽団・舞踊団	31,483	177	2,675	4,683
その他	53,617	208	1,492	3,374
舞台スタッフ・関連団体	不明	不明	不明	不明
劇場、ホール等 (興行場)	265,567	429	8,054	11,203
劇場・音楽堂	不明	1,827	9,949	3,185
映画・テレビ番組 (映像情報制作・配給業)	1,171,118	2,858	45,395	46,240
シネコン・単館 (映画館)	293,619	513	20,636	18,480
レコード産業等 (音声情報制作業)	425,415	289	5,504	4,582
映像・音声・文字情報制作付帯サービス	170,450	1,534	14,813	15,028
博物館・美術館など	不明	1,286	14,730	5,695
博物館類似	不明	4,434	25,485	3,368
ギャラリー・画廊	不明	不明	不明	不明
音楽・バレエ・芸能等 (教養・技能教授業)	278,816	59,285	122,768	278,816
合計	3,043,816	74,124	280,898	428,179

(出所)「新型コロナウイルス感染症拡大による文化芸術界への甚大な打撃、そして再生に向けて 調査報告と提言」(文化芸術推進フォーラム、2021 年 7 月発行)(http://ac-forum.jp/wp-content/uploads/2021/07/forum_report2021.pdf, 2022 年 1 月 7 日閲覧)の図表 46「2つの政府統計から見た文化芸術」を一部加工(赤色囲みの追加)。

表 4-82 国勢調査(2015 年)による職業分類と人数

国勢調査 (2015 年)	人数
21 著述家、記者、編集者	104,030
211 著述家	25,290
212 記者、編集者	78,730
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	295,610
22a 彫刻家、画家、工芸美術家	37,820
224 デザイナー	193,830
225 写真家、映像撮影者	63,970
23 音楽家、舞台芸術家	77,140
231 音楽家	23,180
23a 舞踊家、俳優、演出家、演芸家	53,960
24 その他の専門的職業従事者	792,580
24a 図書館司書、学芸員	27,860
24n 個人教師 (音楽)	70,330
24p 個人教師 (舞踊、俳優、演出、演芸)	21,090
24r 個人教師 (スポーツ)	103,060
24s 個人教師 (学習指導)	192,040
24t 個人教師 (他に分類されないもの)	105,940
245 職業スポーツ従事者	11,230
246 通信機器操作従事者	17,020
24c 他に分類されない専門的職業従事者	243,990

(出所)「新型コロナウイルス感染症拡大による文化芸術界への甚大な打撃、そして再生に向けて 調査報告と提言」(文化芸術推進フォーラム、2021 年 7 月発行)(http://ac-forum.jp/wp-content/uploads/2021/07/forum_report2021.pdf, 2022 年 1 月 7 日閲覧)の図表53。

(2) 市場規模

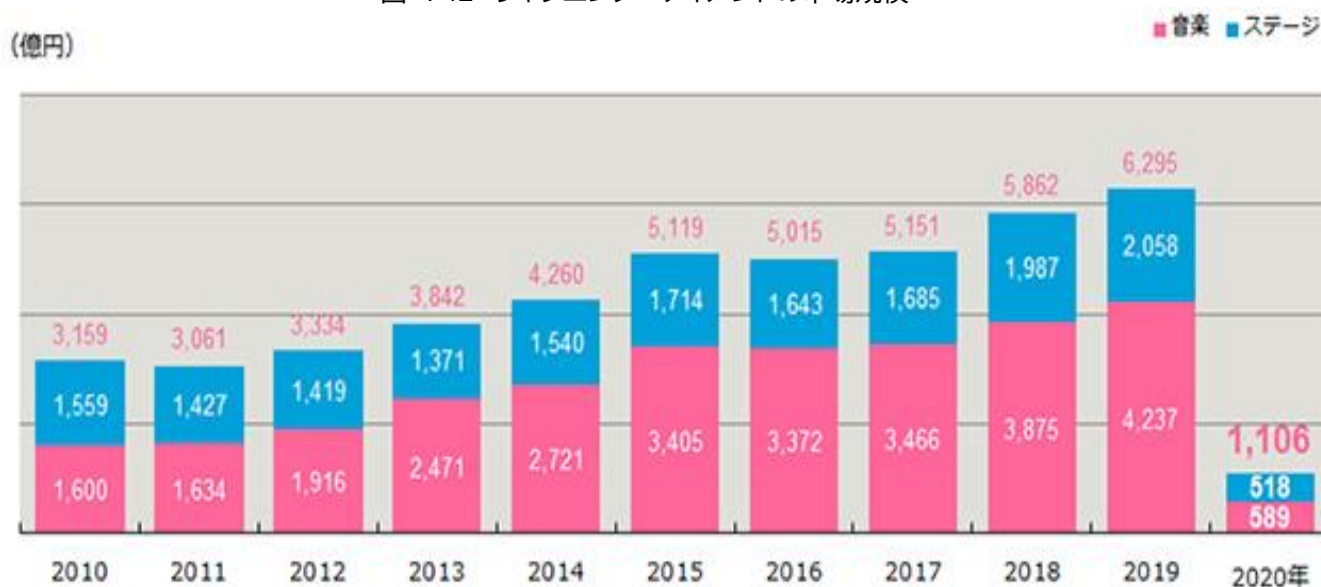
ぴあ総合研究所株式会社の「2021 ライブエンターテインメント白書」によると、ライブエンターテインメントの市場規模²²は、図 4-12 のとおり。この市場規模は、日本国内で開催される各種ライブエンターテインメントのうち、一般に開催情報の告知を行い、かつ、一般にチケットは販売を行う、有料の音楽、ステージのチケット販売額の推計値である。日本のライブエンターテインメント市場は、新型コロナウイルス感染症による影響のある 2019 年まで、一貫して成長を続けている。

²² 市場規模＝チケット販売額(実績値)＋(その他の販売数×単価)

また、文化芸術推進フォーラムが、構成団体(23 団体)及びその参加団体を対象に実施したアンケート結果によると、実演芸術団体の年間経費のうち、大道具、照明、音響、衣裳、小道具とそのスタッフ費用といった舞台費は、12%を占めている(図 4-13)。

舞台制作技術サービス業の市場規模を、簡易的に 2019 年のライブエンターテインメントの市場規模(6,295 億円)に実演団体における年間構成比の舞台費の割合(12%)を乗じて算出すると、775 億円(2019 年値)である。ただし、舞台制作技術を有する企業やスタッフは、舞台以外の分野でもスキルを活かした事業、例えば、テレビ・映画の撮影、広告コマーシャルの撮影、イベントなど、多数あるため、舞台制作技術サービス業の事業者の売上高規模を上回ると推測される。

図 4-12 ライブエンターテインメントの市場規模

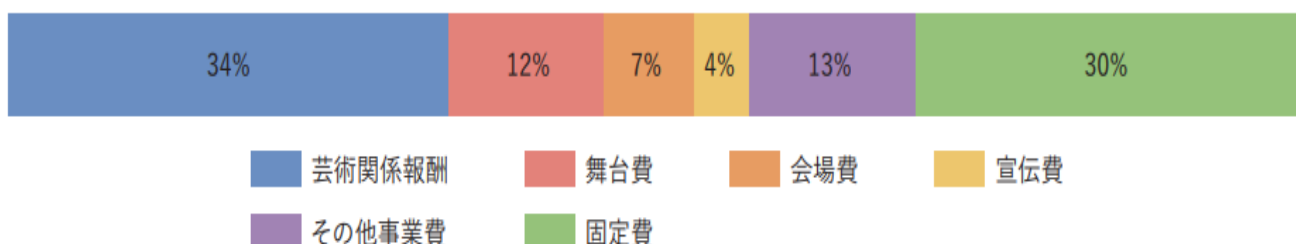


(注)「音楽」:ポップス、クラシック、演歌・歌謡曲、ジャズ、民族音楽ほか。

「ステージ」:ミュージカル、演劇、歌舞伎/能・狂言、お笑い/寄席・演芸、バレエ/ダンス、パフォーマンスほか。

(出所)ぴあ総合研究所株式会社「2021 ライブエンターテインメント白書」(<https://corporate.pia.jp/csr/pia-soken/#news>, 2022 年 1 月 7 日閲覧)

図 4-13 実演芸術団体の年間経費平均構成



(注)「芸術関係費用」:脚本、作曲、演出、振付などの芸術スタッフ費、出演料、著作権料など

「舞台費」:大道具、照明、音響、衣裳、小道具とそのスタッフ費用

(出所)「新型コロナウイルス感染症拡大による文化芸術界への甚大な打撃、そして再生に向けて 調査報告と提言」(文化芸術推進フォーラム、2021 年 7 月発行) (http://ac-forum.jp/wp-content/uploads/2021/07/forum_report2021.pdf, 2022 年 1 月 7 日閲覧)の図表2

(3) 関連団体等

1) 文化芸術推進フォーラム

文化芸術推進フォーラムは、新型コロナウイルス感染症に伴う日本のライブテイメント産業への影響が、政府統計からは把握できないため、構成団体に要請し、実演芸術、映画及び美術収入、事業回数などの実態把握を実施した。

表 4-83 業界団体(文化芸術フォーラムの概要)

名称	文化芸術推進フォーラム
設立	2002 年文化芸術振興基本法推進フォーラム設立、2003 年名称変更
ホームページ	HTTPS://AC-FORUM.JP/
活動内容	文化芸術が社会において果たしうる役割を十二分に発揮していくことを目指し、超党派・文化芸術振興議員連盟と連携し文化芸術基本法の理念の浸透、啓発を図り、文化芸術振興のための政策提言などの活動を実施。
構成団体	23 団体(2021 年 4 月現在) ・公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 * ・一般社団法人日本音楽著作権協会 * ・一般社団法人日本レコード協会 * ・一般社団法人日本音楽出版社協会 ・一般社団法人日本楽譜出版協会 ・一般社団法人日本音楽作家団体協議会 ・芸術家会議 ・公益社団法人日本オーケストラ連盟 ・一般社団法人日本クラシック音楽事業協会 ・公益財団法人音楽文化創造 ・一般社団法人全国楽器協会 ・公益社団法人日本演劇興行協会 ・公益社団法人全国公立文化施設協会 ・劇場等演出空間運用基準協議会 ・芸術文化振興連絡会<PAN> ・一般社団法人コンサートプロモーターズ協会 ・協同組合日本映画監督協会 * ・協同組合日本シナリオ作家協会 ・一般社団法人日本映画製作者連盟 ・一般社団法人日本美術家連盟 ・一般社団法人全国美術商連合会 ・一般社団法人日本美術著作権協会 ・一般社団法人日本写真著作権協会 *事務局団体

表 4-84 芸術事業収入の実績

分野	分野詳細	2019 年 (百万円)	2020 年 (百万円)	芸術事業収入の出典	日本標準産業分類との 対応
演劇・ ミュージカル	劇場	65,450	19,691	日本演劇興行協会・劇団四季・TBS・国立劇場など 20 劇場	8021 劇場
	劇団等	9,608	4,848	日本劇団協議会・日本児童・青少年演劇劇団協同組合・日本青少年音楽芸能協会・全国専門人形劇団協議会	8023 劇団
音楽	ポピュラーなど	366,421	77,981	コンサートプロモーターズ協会	8024 楽団、舞踏団
	クラシック	35,118	15,719	日本クラシック音楽事業協会・日本オーケストラ連盟	8024 楽団、舞踏団
オペラ・バレエ・ダンス	バレエ・ダンス	2,654	1,117	日本バレエ団連盟・国立劇場	8024 楽団、舞踏団
	オペラ	1,771	835	日本オペラ振興会・二期会・国立劇場	8024 楽団、舞踏団
伝統芸能	寄席	700	289	落語協会・落語芸術協会・上方落語協会・国立劇場の 6 寄席	8022 興行場 8024 楽団、舞踏団 8025 演芸・スポーツ等 興行団
	能楽	394	168	能楽協会・国立劇場	
	歌舞伎※・文楽・組踊・舞踊・邦楽	1,848	802	国立劇場・文楽協会	
全国公立劇場収入		11,830	2,177	全国公立文化施設協会	8021 劇場
全国公立劇賃館収入		41,779	16,745	全国公立文化施設協会・日本芸術文化振興会・日本クラシック音楽事業協会	
舞台技術		26,865	10,873	全国舞台テレビ照明事業協同組合 / 日本舞台音響事業協同組合	要検討
音楽著作権		6,675	2,943	JASRAC	
映画	邦画	142,192	109,276	日本映画製作者連盟	4111 映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業, アニメーション制作業を除く) 4114 映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業 8011 映画館
	洋画	118,988	34,009	日本映画製作者連盟	4114 映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業 8011 映画館
音楽コン テンツ	CD等販売・音楽配 信	299,757	272,655	日本レコード協会	4121 レコード制作業

(注)松竹歌舞伎は劇場欄に集計。

(出所)「新型コロナウイルス感染症拡大による文化芸術界への甚大な打撃、そして再生に向けて 調査報告と提言」(文化芸術推進フォーラム)
([HTTP://AC-FORUM.JP/WP-CONTENT/UPLOADS/2021/07/FORUM_REPORT2021.PDF](http://ac-forum.jp/wp-content/uploads/2021/07/FORUM_REPORT2021.PDF), 2022 年 1 月 7 日閲覧) 図表 7(文化芸術推進フォーラム調査 2021.4 結果)を基に作成。

2) 公益社団法人日本芸能演出家団体協議会

公益社団法人日本芸能演出家団体協議会は、俳優、歌手、演奏家、舞踊家、演芸家などの実演家や実演芸術分野のスタッフ制作者等の団体(72 団体)を正会員とする公益社団法人である。

表 4-85 業界団体(日本芸能演出家団体協議会の概要)

名称	公益社団法人日本芸能演出家団体協議会(略称:芸団協)
設立	1965 年
ホームページ	HTTPS://GEIDANKYO.OR.JP/
活動内容	- 俳優、歌手、演奏家、舞踊家、演芸家などの実演家や実演芸術分野のスタッフ、制作者等の団体を正会員とする公益社団法人。 - 文化庁長官の指定を受け、著作権法で実演家に与えられた報酬請求権等の集中管理を行う事業(「実演家著作隣接権センター(CPRA)」)と、多様な実演芸術の創造を支えその魅力と価値を広める実演芸術振興事業、実演芸術に関する調査研究・政策提言事業を実施。
構成団体	- 演劇部門 16 団体 - 邦楽部門 16 団体 - 洋楽・芸術音楽部門 12 団体 - 舞踊部門 8 団体 - 演芸部門 14 団体 - その他の部門 6 団体 (うち、公益社団法人日本照明家協会、公益社団法人 日本舞台音響家協会、一般社団法人 日本舞台監督協会) - 賛助会員(7 団体)

3) 一般社団法人日本舞台技術スタッフ団体連合会

一般社団法人日本舞台技術スタッフ団体連合会(以下、「スタッフ連合」という。)は、コンサート、イベント、演劇、クラシック及び舞踊等、テレビ番組並びに演出空間施設技術管理等の文化芸術・ライブ・エンタテインメント産業に関する舞台制作技術サービス事業を行う技術スタッフ事業者、事業者を支える個人及び技術スタッフ団体の健全な発達を図るために必要な事業と併せて文化芸術・ライブ・エンタテインメント産業の振興に必要な事業を行い、もって我が国の経済・文化芸術・ライブ・エンタテインメント産業の発展に寄与することを目的に、2021 年 9 月に設立された。

スタッフ連合における舞台制作技術スタッフの範囲は、舞台監督、美術大道具、照明、音響、映像・電源・電飾・特殊効果、イベントサポート(舞台技術サポート、運営、警備)である。これらの業務に従事する舞台制作技術スタッフの事業者数 5,850 社、従業者数 606,900 名と推定している(表 4-88)。なお、この数値には、製造業、建設業、物品賃貸業、警備業などの産業で、ライブエンタテインメントに従事する事業者、従業者が含まれている。

表 4-86 業界団体(スタッフ連合の概要)

名称	一般社団法人日本舞台技術スタッフ団体連合会(略称:スタッフ連合)
設立	2021 年 9 月
ホームページ	HTTPS://STAFF.OR.JP/
活動内容	文化芸術・ライブエンタテインメント産業における舞台制作技術サービス事業に関する調査研究の実施、研究会・セミナー・展覧会の開催、教育・就業支援事業、情報収集・提供等。
構成団体 (詳細は、 表 4-87)	日本コンサート舞台監督連絡会 美術大道具連絡会 全国舞台テレビ照明事業協同組合 日本舞台音響事業協同組合 運営・警備団体:イベントサポート向上連絡会

表 4-87 スタッフ連合の会員数・雇用者数等

	名称	事業内容	会員数 ※	会員企業の 従業員数
正会員	日本コンサート舞台監督連絡会	文化芸術、ライブエンタテインメント産業における舞台制作技術サービス事業の内、舞台監督、舞台進行等の舞台技術スタッフ業を生業とする、法人事業者及び個人事業主が集まった事業者団体	11 社	約 151 名
	美術大道具連絡会	文化芸術、ライブエンタテインメント産業における舞台制作技術サービス事業の内、美術大道具のデザイン、製作、設営、撤去等の舞台技術スタッフ業を生業とする、法人事業者が集まった事業者団体	10 社	約 5,000 名
	全国舞台テレビ照明事業協同組合(全照協)	文化芸術、ライブエンタテインメント産業における舞台制作技術サービス事業の内、照明のデザイン、設営、操作、撤去等の舞台技術スタッフ業を生業とする、法人事業者が集まった事業者団体	152 社	約 10,000 名
	日本舞台音響事業協同組合	文化芸術、ライブエンタテインメント産業における舞台制作技術サービス事業の内、音響のデザイン、設営、操作、撤去等の舞台技術スタッフ業を生業とする、法人事業者が集まった事業者団体	67 社	約 5,156 名
	イベントサポート向上連絡会	文化芸術、ライブエンタテインメント産業における舞台制作技術サービス事業の内、舞台技術や会場運営の舞台技術スタッフ業と警備業を生業とする、法人事業者が集まった事業者団体	4 社	約 200 名
特別会員	一般社団法人 コンサートプロモーターズ協会(ACPC)	音楽を中心としたライブエンタテインメントを主催する、全国のプロモーターで構成される一般社団法人	174 社	—
	NPO 法人 日本舞台技術安全協会(JASST)	演出空間(コンサート・演劇・舞台・テレビ・イベント等のスペースを言う)における、安全に関する調査・研究・研修会等の開催、安全管理、保全等を行い、演出空間での安全強化を図る NPO 団体	165 社	約 18,500 名

※賛助会員数等を含む総数。

(出所)スタッフ連合(<https://staff.or.jp/about/>)の組織構成を基に作成。

表 4-88 舞台技術スタッフ従業者数(スタッフ連合推計)

	会社数	舞台技術スタッフ従事者数		
		従業員数	フリーランス	合計
舞台監督・進行関係事業	50社	500名	1,400名	1,900名
美術大道具関係事業	5,000社	145,000名	4,000名	1,900名
照明関係事業	400社	40,000名	3,000名	43,000名
音響関係事業	300社	10,000名	3,000名	13,000名
イベントサポート関係事業 (舞台技術サポート) (運営) (警備)	100社	400,000名		400,000名
技術スタッフ事業合計	5850社	595,500名	11,400名	606,900名

※上記数値は、各事業者団体が実施した標本調査から、推定される業界推定数値となります。

※美術大道具関係事業につきましては、仕入れ産業であり、背景・幕・敷物・小道具等の関連産業や、製造業、建設業・リース業などの他産業も数に入れています。

※照明関係事業につきましては、映像・電源・電飾・レーザー等の類似産業数を含みます。

※イベントサポート関係事業につきましては、運営の類似産業数、警備の他産業数も含みます。

(出所)一般社団法人日本舞台技術スタッフ団体連合会(<https://staff.or.jp/about/>, 2022年1月7日閲覧)、2021年8月末時点のデータ。

表 4-89 舞台技術スタッフが行う業務の種類(スタッフ連合)

舞台技術スタッフ	業務の種類
コンサート技術スタッフ	ロック・ポップス等コンサート、演歌・民謡等コンサート、ワールドミュージック、野外フェスティバル、ライブハウス、格闘技
演劇・クラシック技術スタッフ	演劇・ミュージカル、オペラ・クラシックコンサート、バレエ・ダンス、歌舞伎・能狂言・伝統舞踊
イベント技術スタッフ	展示会・見本市・博覧会、政党・官公庁イベント、企業イベント・株主総会、学術会議・学会、冠婚葬祭、オリンピック・スポーツイベント
ライトアップ技術スタッフ	シーズナルライトアップ、ルミナリエ、ナイトウォーク、施設等常設ライトアップ
地域発表会技術スタッフ	バレエ・ダンス発表会、日舞・舞踊発表会、ピアノ発表会、小・中・高校演劇発表会
施設内技術管理スタッフ	公共文化施設(ホール・芸術劇場・音楽堂・会議室等)、民間劇場 ライブハウス、テーマパーク、国際会議場、ホテル宴会場・会議室等
テレビ技術スタッフ	スタジオ収録、ロケ収録、中継業務、イベント業務
施設演出機材設備施工・コンサル	テレビスタジオ、商業施設、美術館、博物館、官公庁
機材レンタル業務	—

(出所)一般社団法人日本舞台技術スタッフ団体連合会(<https://staff.or.jp/about/#purpose>, 2022年1月7日閲覧)

(4) 国際標準産業分類等

ライブエンタテインメントの公演に携わる、舞台技術や運営補助を行うスタッフが提供する音響、舞台美術等のサービスを日本標準産業分類の細分類に「舞台制作技術サービス業」として新設する際、どの大分類及び中分類に分類するか検討するため、国際標準産業分類及び欧州産業分類について調査した。舞台制作技術に関連する産業は、「芸術、娯楽、レクリエーション業」に分類されている。

1) 国際標準産業分類

国際標準産業分類の「大分類R 芸術、娯楽、レクリエーション業」には、生の実演、博物館敷地の運営、ギャンブル、スポーツ及びレクリエーション活動を含む、一般大衆の多様な文化、娯楽、レクリエーションにおける関心を満たすための幅広い活動が含まれる。舞台制作技術に関連する活動は、「9000 創造的活動、芸術・娯楽活動」に含まれる(表 4-90)。

表 4-90 国際標準産業分類(創造的活動、芸術・娯楽活動)

大分類 R 芸術、娯楽、レクリエーション業

9000 創造的活動、芸術・娯楽活動

この細分類は、顧客の文化及び娯楽における関心を満たすための施設の運営及びサービスの提供を含む。これには公衆に見せることを意図した生の演技・演奏、イベントまたは展示の制作、宣伝及びそれらへの参加、芸術作品及び生の演技・演奏の制作に向けた芸術的、創造的または技術的技能的提供が含まれる。この細分類には以下が含まれる。

－ 劇場公演、コンサート、オペラ、ダンスの制作、及びその他の舞台制作

・グループ、サーカスまたは一団、オーケストラやバンドの活動

・作家、俳優、監督、音楽家、講演者または演説者、舞台装置家及び大道具などの個人アーティスト・芸術家の活動

－コンサートホール、シアターホール、その他のアート施設の運営

－彫刻家、画家、マンガ家、版画家、エッチング作家などの活動

－フィクション系の著述、技術系の著述などを含むあらゆる主題を扱う独立した著述家の活動

－独立したジャーナリストの活動

－絵画などの芸術作品の修復

この細分類には以下も含まれる。

－施設保有の有無を問わず、アート・ライブ・イベントのプロデューサーまたは興行主の活動

この細分類は以下を除く。

－ステンドグラス窓の修復(2310 参照)

－芸術家のオリジナル作品以外の彫像製造(2396 参照)

－オルガンその他の歴史的楽器の修復(3319 参照)

－史跡及び歴史的建築物の修復(4100 参照)

－映画及びビデオの制作(5911、5912 参照)

－映画館の運営(5914 参照)

－演劇または芸術用の個人エージェントまたはエージェンシーの活動(7490 参照)

－配役斡旋業(7810 参照) ーチケット代理店業(7920 参照)

－あらゆる種類の博物館の運営(9102 参照)

－スポーツ及び娯楽・レクリエーション活動(中分類 93 参照)

－家具修復(博物館タイプの修復を除く。)(9524 参照)

(出所)総務省(2014b)

2) 北米産業分類

国際標準産業分類の「9000 創造的活動、芸術・娯楽活動」に対応する北米産業分類は、表4-91 のとおり。音響のみや舞台制作のみ専門の産業分類を見つけることができず、劇場公演を制作する企業は、「711190 その他の舞台芸術制作業」に、フリーランスの舞台制作技術は、「711510 独立した芸術家・作家・パフォーマー」に含まれる。

表 4-91 北米産業分類(創造的活動、芸術・娯楽活動)

北米産業分類		範囲
711110	劇団・ディナーシアター	ミュージカル、オペラ、演劇、コメディ、即興、パントマイム、人形劇といった演劇の上演を主な目的とする企業、グループ、劇場と、演劇の上演と施設内での飲食の提供を目的とするディナーシアターと呼ばれる施設によって構成される。演劇グループや劇団は、ショーを上演するための劇場やその他の施設を自ら運営することも、しないこともできる。 [具体例]、喜劇団、オペラ会社、演劇の生演奏(ダンスを除く)、ミュージカル劇団
711120	ダンスカンパニー	あらゆる種類の劇場用ダンス(バレエ、コンテンポラリーダンス、フォークダンスなど)のライブ上演を主な目的とする企業、グループ、劇場で構成される。ダンスカンパニーやグループは、ショーを上演するための劇場やその他の施設を独自に運営する場合もあれば、そうでない場合もある。
711130	音楽グループ・アーティスト	(1)ライブの音楽エンターテインメント(演劇用のミュージカルやオペラを除く)の制作を主な目的とするグループ、(2)ライブの音楽エンターテインメントを主な目的とする独立(フリーランス)アーティストで構成されている。 音楽グループやアーティストは、ライブの観客の前で演奏することもある、スタジオで演奏することもあり、ショーを上演するための施設を独自に運営することもある。 [具体例] バンド、音楽団体(演劇的音楽団体を除く)、鼓笛隊(ドリルチームなど) 管弦楽団、独立した音楽家または声楽家
711190	その他の舞台芸術制作業	主にライブの劇場公演を制作する企業やグループ(劇団、ダンスカンパニー、音楽グループやアーティストを除く) [具体例]カーニバルの巡回ショー、アイススケート会社、サーカス、マジックショー
711310	舞台芸術・スポーツ・それに類するイベントプロモーター(施設保有者)	主に (1) ライブパフォーマンス芸術作品、スポーツイベント、および自身が管理・運営する施設で行われる州フェア、郡フェア、農業フェア、コンサート、フェスティバルなどの 類似イベントの組織化、宣伝、および/または管理に従事する事業所 で構成されている。
711320	舞台芸術・スポーツ・それに類するイベントの運営業	主にライブの舞台芸術作品、スポーツイベント、および州フェア、郡フェア、農業フェア、コンサート、フェスティバルなど、他者によって管理・運営される施設での類似イベントの 企画、宣伝、管理に従事するプロモーター で構成されています。演劇(映画を除く)のブッキングエージェンシーもこの業界に含まれる。
711510	独立した 芸術家・作家・パフォーマー	主として芸術作品に出演すること、芸術・文化作品または制作物を創作すること、またはこれらの制作物に必要な技術的専門知識を提供することに従事する独立(すなわちフリーランス)個人で構成される。 また、スポーツ選手やその他の有名人が、専ら商品の推薦や、報酬を得るためのスピーチや公の場での出演に従事する場合もこの業界に含まれる。 [具体例] 独立した俳優または女優、独立したプロデューサー、独立系美術品修復家、 独立系録音技術者 、独立系アーティスト(音楽、商業、医療を除く)、独立系講演家、独立系漫画家、独立した演劇の衣装デザイナー 独立したダンサー、 独立した演劇用照明技師 独立したジャーナリスト、独立系テクニカルライター

(出所)北米産業分類検索ページを基に作成。

3) 欧州産業分類

欧州産業分類「90.0 創造的活動、芸術・娯楽活動」の範囲は、国際標準産業分類の「9000 創造的活動、芸術・娯楽活動」と整合的である。舞台制作技術に関連する活動は、「90.02 舞台芸術の支援活動」に含まれる(表 4-92)。

表 4-92 欧州産業分類(創造的活動、芸術・娯楽活動)

コード	分類名	範囲
90.0	創造的活動、芸術・娯楽活動	クリエイティブアートと舞台芸術の活動および関連する活動
90.01	舞台芸術 (Performing arts)	ライブの演劇、コンサート、オペラまたはダンス、その他の舞台作品の制作 グループの活動:サーカス、企業、オーケストラ、バンドの活動 個人の芸術家の活動:俳優、ダンサー、ミュージシャン、講師、スピーカー 【適用除外】個人的な演劇または芸術のエージェントまたはエージェンシーの活動 〔74.90〕、-配役斡旋業〔78.10〕
90.02	舞台芸術の支援活動	-ライブの演劇、コンサート、オペラ、ダンス、その他の舞台作品の制作支援活動 ・監督、プロデューサー、 舞台美術家 、建築家、 大道具(scene shifters) 、 照明技術等 の活動。 ・施設の有無にかかわらず、芸術のプロデューサーまたは事業家のライブイベントの活動 【適用除外】演劇または芸術用の個人エージェントまたはエージェンシーの活動 〔74.90〕、配役斡旋業〔78.10〕
90.03	芸術的創作	彫刻家、画家、漫画家、彫刻家、エッチャーなどの個々の芸術家の活動。 架空の執筆、テクニカルライティングなどを含むすべての主題のための、個々の作家の活動。 -独立したジャーナリストの活動 -絵画などの芸術作品の復元。 【適用除外】芸術的なオリジナル以外の彫像の製造〔23.70〕、オルガンやその他の歴史的な楽器の修繕〔33.19〕、映画およびビデオの制作〔59.11、59.12〕、家具の修復(博物館タイプの修復を除く)〔95.24〕
90.04	芸能施設の運営	コンサートホール、劇場ホール、その他の芸術施設の運営 【適用除外】映画館の運営〔59.14〕、チケットエージェンシーの活動〔79.90〕、各種美術館の運営〔91.02〕

(出所)EUROSTAT(2008)を基に作成。

(5) 経済構造統計調査における舞台・ステージ関連事業の分類

1) 平成 28 年経済センサス活動調査票情報

平成28年経済センサス活動調査の「主な事業の内容」または「生産品、取り扱い商品又は営業種目」に「舞台」または「ステージ」を含む事業所のデータを分析した(表 4-93)。

- ・ 産業大分類別の売上(収入)金額の多い順に、「N 生活関連サービス業、娯楽業」、「E製造業」、「D建設業」である。
- ・ これらの産業大分類の事業所の「事業の内容」の記入をみると、「N 生活関連サービス業、娯楽業」には、舞台照明、音響、運営に関するサービス、「E製造業」には、舞台装置製作、舞台美術・看板製作、舞台衣装製作、舞台照明機器製造、舞台幕の製造、「D建設業」には、舞台照明施設工事、舞台吊物工事、舞台美術大道具製作、舞台設営、舞台イベント仮設ステージ工事などが含まれていた。
- ・ 「N 生活関連サービス業、娯楽業」の産業小分類別事業所数が多い順は、「809 他に分類されない娯楽業」が431事業所、「802 演芸・スポーツ等興行団」が133事業所、その他が14事業所であった。
- ・ 「N 生活関連サービス業、娯楽業」の産業細分類別事業所数が多い順は、「8099 他に分類されない娯楽業」が275事業所、「8096 娯楽に附帯するサービス業」が45事業所、「8023 劇団」28事業所、その他50事業所であり、不詳(データなし)が185事業所であった。

表 4-93 平成 28 年経済センサス活動調査(舞台、ステージの事業所)

産業大分類	売上(収入)金額 (百万円)	事業所数	従業者数(人)
N 生活関連サービス業、娯楽業	137,620 (54.8%)	578 (38.2%)	6,829 (46.7%)
E 製造業	41,785 (16.6%)	257 (17.0%)	2,487 (17.0%)
D 建設業	22,488 (8.9%)	122 (8.1%)	1,162 (7.9%)
R サービス業(他に分類されないもの)	21,975 (8.7%)	199 (13.2%)	1,959 (13.4%)
I 卸売業、小売業	9,962 (4.0%)	89 (5.9%)	555 (3.8%)
K 不動産業、物品賃貸業	7,649 (3.0%)	69 (4.6%)	636 (4.3%)
L 学術研究、専門・技術サービス業	3,472 (1.4%)	68 (4.5%)	305 (2.1%)
G 情報通信業	2,871 (1.1%)	42 (2.8%)	208 (1.4%)
H 運輸業、郵便業	2,034 (0.8%)	6 (0.4%)	50 (0.3%)
O 教育、学習支援業	748 (0.3%)	52 (3.4%)	197 (1.3%)
M 宿泊業、飲食サービス業	682 (0.3%)	28 (1.9%)	231 (1.6%)
総計	251,287 (100.0%)	1,510 (100.0%)	14,619 (100.0%)

(注)「主な事業の内容」または「生産品、取り扱い商品又は営業種目」に「舞台」または「ステージ」を含む事業所のデータを集計。

(出所)「平成28年経済センサス活動調査」の調査票情報を基に作成。

平成28年経済センサス活動調査の「主な事業の内容」または「生産品、取り扱い商品又は営業種目」に「舞台」または「ステージ」を含み、かつ、「主な事業の内容」に「音響」の記載があるものは、表 4-94 及び表 4-95 のとおりであった。

「舞台制作技術サービス業」に該当するもののうち、舞台の音響技術に関するサービスは、日本標準産業分類「809 他に分類されない娯楽業」、「929 他に分類されないその他の事業サービス業」、「802 演芸・スポーツ等興行団」に分類されていた。

表 4-94 「舞台」又は「ステージ」、かつ「音響」を含む事業所の産業分類(売上高上位3産業)

日本標準産業分類		売上(収入) 金額 (百万円)	事業所 数	従業 者数	「事業所の主な事業の内容」の記入(一部抜粋)
809	他に分類されない娯楽業	16,455	182	1,866	・音響・照明舞台サービス ・音響・照明・舞台の受託・運営・販売・レンタル ・コンサート、イベント等での舞台音響 ・テレビ、イベント等の音響、照明、舞台等の施工及び技術 ・舞台等の音響・照明の演出施行 ・舞台・TV・ホテル・イベント等の照明・音響・映像による空間演出(企画・設計・施工・オペレーション) ・舞台照明・音響の企画、操作運営、管理業務、ビデオ製作、各種イベントの企画、演出、施行 ・舞台音響技術業 ・大道具、小道具、照明、音響等の舞台技術に関する業務 ・舞台照明音響操作
929	他に分類されないその他の事業サービス業	4,643	29	221	・イベント企画・制作、舞台・音響・照明業務全般 ・舞台、音響、照明、技術、委託 ・舞台照明、音響 デザイン、オペレート業務 ・音響・照明舞台業務 イベント業務 広告業務 ・イベント・コンサート音響、舞台、施行等
802	演芸・スポーツ等興行団	567	6	76	・舞台、イベント等の制作、テクニカルサポート(音響業務、照明業務、大道具、舞台監督業務 等) ホール管理業務(音響、照明、舞台)業務 ・舞台公演の為の、全体制作(照明、音響、道具、全体進行等)

(注)主な事業の内容または「生産品、取り扱い商品又は営業種目」に「舞台」または「ステージ」を含みかつ、「音響」を含むもの。

(出所)「平成28年経済センサスー活動調査」(経済産業省、総務省)の調査票情報を基に作成。

表 4-95 「舞台」又は「ステージ」、かつ「音響」を含む事業所の産業分類(売上高 4～20 位)

日本標準産業分類		「事業所の主な事業の内容」の記入(一部抜粋)
081	電気配線工事業	・電気工事業 舞台音響、照明 ・音響・映像設備機器工事、販売及び舞台照明音響機器販売
084	昇降設備工事業	・緞帳吊具、音響反射板等舞台装置 昇降機
412	ラジオ番組制作業	・CD・DVD製作、音楽録音、舞台音響
416	その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	・舞台音響効果制作、劇場音響室管理 ・テレビ、舞台照明音響
593	その他の小売業	・家電小売電気工事舞台音響
607	楽器小売業	・楽器小売、音響、照明、舞台サービス
619	その他の無店舗小売業	舞台、テレビ等で使用される演出用照明、音響機器の販売及びメンテナンス
691	その他の不動産賃貸業	劇場管理、音響、照明、舞台製作
702	建設機械器具賃貸業	・舞台音響機材リース ・音響設備の貸出、ステージ作成
709	その他の物品賃貸業	・音響照明機材リース及び販売 ・舞台音響用品レンタル
729	広告業	・催事等における舞台・音響・照明・映像の制作
762	その他の専門料理店	・飲食・サービス業(舞台音響・照明・イベント制作(事業所内))
800	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	舞台美術・照明・音響機材倉庫
824	その他の教養・技能教授業	・音楽演奏、音響、舞台スタッフ、機材貸出
902	その他の事業サービス業	・舞台・照明・音響・映像技術事業等の技術者の派遣養成
922	その他の建物サービス業	・舞台関連業務(照明・音響・映像他)の委託管理業務
951	地方公務	・公共施設ホールの管理運営(舞台、照明、音響、映像関係)各種イベントの企画、制作、管理運営

(注)「主な事業の内容」または「生産品、取り扱い商品又は営業種目」に「舞台」または「ステージ」を含み、かつ「音響」を含むもので、4～20 位(出所)「平成28年経済センサスー活動調査」(経済産業省、総務省)の調査票情報を基に、作成。

2) 2019 年経済構造実態調査

2019 年経済構造実態調査の「主な事業の内容」または「生産品、取り扱い商品又は営業種目」に「舞台」または「ステージ」を含む事業所について集計した(表 4-96)。

表 4-96 「2019 年経済構造実態調査」の、「舞台」又は「ステージ」を含む事業所

日本標準産業分類 産業大分類	事業所数	主な事業内容、取り扱い商品等(一部抜粋)
合計	813 (100%)	
D 建設業	3 (0.4%)	・舞台会場・舞台施工(079)
E 製造業	7 (0.9%)	・舞台美術製作・設営(129) ・展示用家具製造業 イベント及び展示造作工事(139) ・舞台装置製作(259) ・テレビ・舞台等の大道具製作(329)
G 情報通信業	34 (4.2%)	・映像制作・イベント制作・舞台運営(411) ・テレビ・舞台等の構成・脚本(411) ・音楽制作、イベント企画 音響、照明、舞台制作全般(412) ・テレビ、舞台照明音響(416) ・俳優の舞台・映像・広告などへの出演斡旋(416)
H 運輸業、郵便業	4 (0.5%)	・舞台装置の運送(441)
I 卸売業、小売業	46 (5.7%)	・舞台衣裳制作販売(512) ・テレビ舞台美術品の販売(532) ・舞台照明器具卸売業(543) ・舞台美術装飾の販売(551) ・台車卸売業、舞台設備販売業(559) ・舞台衣装の製造・販売(573) ・舞台設備販売工事(611) ・ダンスドレス、舞台衣装の受注販売(611)
K 不動産業、物品賃貸業	44 (5.4%)	・劇場管理、音響、照明、舞台製作(691) ・不動産賃貸・舞台制作(692) ・舞台音響機材リース(702) ・舞台衣装レンタル(709), 舞台照明のリース(709)
L 学術研究、専門・技術サービス業	42 (5.2%)	・舞台照明デザイン(726) ・舞台技術業(729), 舞台監督業(729) ・舞台演出製作(729) ・舞台写真の撮影、販売(746)
M 宿泊業、飲食サービス業	8 (1.0%)	・ステージクラブ(ダンスパフォーマンス)(766)
N 生活関連サービス業、娯楽業	462 (56.8%)	・舞台の賃貸(802) ・舞台監督、イベント進行(802) ・舞台の運営及び管理(802) ・舞台照明(802) ・舞台操作等業務(802) ・芸能人の紹介・斡旋(802) ・舞台、テレビ等の照明デザイン及びオペレーション事業、舞台照明音響操作(809) ・舞台監督業(809) ・舞台美術の製作及び進行(舞台装飾)(809) ・舞台照明デザイン(809) ・舞台大道具製作(809) ・デザイン(舞台・美術・ディスプレイ)(809)
O 教育、学習支援業	17 (2.1%)	・舞台公演・民謡・民舞・津軽三味線・和太鼓教室(824) ・俳優養成事業・舞台企画・制作・公演(829)
R サービス業(他に分類されないもの)	145 (17.8%)	・イベント、コンサートの舞台設営(929) ・イベント製作業務、舞台美術デザイン(929) ・舞台制作・操作(929) ・イベント関連事業、音響、照明、舞台美術(929)

(注 1) 事業所の「主な事業の内容」または「生産品、取り扱い商品又は営業種目」に「舞台」または「ステージ」を含むものを抽出し、産業大分類別に集計。(注 2)「主な事業内容、取り扱い商品」の列の()内の 3 桁の数字は、産業小分類。(出所)「2019 年経済構造実態調査」(経済産業省、総務省)の調査票情報を基に作成。

表 4-97 日本標準産業分類(舞台サービス関連)

大分類	中分類	小分類	細分類	細分類の説明	適用事例
D 建設業	08 設備工事業				
K 不動産業, 物品賃貸業	70 物品賃貸業	709 その他の物品賃貸業	7091 映画・演劇用品賃貸業	主として映画・演劇用物品を賃貸する事業所をいう。 映画フィルムの配給に当たる事業所は, 大分類 G-情報通信業[4114]に分類される。	映画用諸道具賃貸業; 演劇用諸道具賃貸業; 映写機賃貸業; 映画フィルム賃貸業; 貸衣しょう業(映画・演劇用のもの) 【不適合事例】映画配給業[4114]; 貸衣しょう業(映画・演劇用でないもの)[7093]
L 学術研究, 専門・技術サービス業	72 専門サービス業(他に分類されないもの)	727 著述・芸術家業	7271 著述家業	個人で詩歌, 小説などの文芸作品の創作, 文芸批評, 評論などの専門的なサービスを提供する事業所をいう。	作家業; シナリオライター業; 文芸批評家業; 歌人業; 評論家業 【不適合事例】 コピーライター業[7299]
			7272 芸術家業	個人で美術・音楽・演劇などの芸術作品の創作, 演出などの専門的なサービスを提供する事業所をいう。	美術家業; 彫刻家業; 鋳金家業; 作曲家業; 声楽家業; ピアニスト業; 映画監督業; 演出家業; ポスター画家業; イラストレーター業; 能楽師業 【不適合事例】 芸術写真家業[7462]; 俳優業(フリーのもの)[8023]; 落語家業[8025]
		729 その他の専門サービス業	7299 他に分類されない専門サービス業	他に分類されない専門サービスを提供する事業所をいう。	鑑定業; 司会業; 計理士事務所; コピーライター業; 海事代理士業; 投資顧問業(証券・商品投資を除く) 【不適合事例】 船積貨物鑑定業[4899]; 司法書士事務所[7221]; 証券投資顧問業者[6512]; 商品投資顧問業者[6522]; 広告制作業[4151]
	74 技術サービス業(他に分類されないもの)	749 その他の技術サービス業	7499 その他の技術サービス業	その他の技術サービスを提供する事業所をいう。	電気保安協会; 普及指導センター; プラントエンジニアリング業; プラントメンテナンス業
N 生活関連サービス業, 娯楽業	80 娯楽業	802 興行場(別掲を除く), 興行団	8021 劇場	演劇を提供する事業所及びその附属の劇団, 歌劇団, オーケストラ並びに劇場を持つ興行団をいう。 主として劇場を賃貸する事業所も本分類に含ま	劇場; 劇場附属の劇団; 劇場附属のオーケストラ; 劇場附属の歌劇団; 劇場附属のダンシングチーム; 劇場を持つ劇団; 劇場賃貸業 【不適合事例】 ブレイガイド[8096]; 演劇用諸道具賃貸業[7091]; 映画劇場

大分類	中分類	小分類	細分類	細分類の説明	適用事例
				れる。契約により出演する独立の劇団、楽団は細分類 8023, 8024 に分類される。	[8011]; 劇団(独立のもの) [8023]
			8022 興行場	落語、講談、浪曲、見世物、軽業(かるわぎ)、野球、相撲などの娯楽を提供する事業所及び興行場を持つ興行団をいう。 主として興行場を賃貸する事業所も本分類に含まれる。 興行場を持たない興行団は細分類 8023～8025 に分類される。	寄席; 演芸場; 見世物興行場; 曲芸・軽業興行場; 相撲興行場; ボクシング場; 野球場(プロ野球興行用); サークット場(プロのレース興行用) 【不適合事例】 寄席出演業[8025]; 見世物業[8025]; 曲芸団[8025]; 軽業団[8025]; 相撲部屋[8025]; ボクシングジム[8025]; 浪曲興行[8025]; プロ野球団[8025]; 競馬場[8032]; 公営野球場[8041]
			8023 劇団	契約により出演又は自ら公演し演劇を提供する事業所、俳優及び演劇興行を請負う事業所をいう。 劇場附属の劇団及び俳優並びに劇場を持つ劇団は細分類 8021 に分類される。	劇団(独立のもの); 歌劇団(独立のもの); 俳優業(フリーのもの); 演劇興行請負業; 芸能プロダクション; コンサート・ツアー業 【不適合事例】 劇団(劇場附属のもの)[8021]
			8024 楽団、 舞踏団	契約により音楽、舞踊などの出演又は自ら公演する事業所をいう。 主として音楽、舞踊などの個人教授を行う事業所は大分類〇ー教育、学習支援業[824]に分類される。	楽団(独立のもの); バンド(独立のもの); 舞踊団(独立のもの); 歌謡歌手業(フリーのもの) 【不適合事例】 ピアノ教授所[8241]; 舞踊教授所[8249]; 声楽家業[7272]
			8025 演芸・ スポーツ等興 行団	契約により出演又は自ら公演し、落語、浪曲、見世物、野球、相撲、ボクシング、レスリングなどの娯楽を提供する他に分類されない事業所をいう。 興行場附属及び興行場を持つものは細分類 8022 に分類される	寄席出演業; 見世物業; 曲芸・軽業(かるわぎ)団; 相撲部屋; ボクシングジム; 浪曲興行; プロ野球団; プロレス協会; 落語家業; 音曲業; 漫才業; プロサッカー団 【不適合事例】 相撲興行場[8022]; 見世物興行場[8022]; 寄席[8022]

大分類	中分類	小分類	細分類	細分類の説明	適用事例
		809 その他の の娯楽業	8096 娯楽に 附帯するサー ビス業	プレイガイド、場外馬 券・車券の取次販売など 他に分類されない娯楽に 附帯するサービスを提供 する事業所をいう。	プレイガイド；場外馬券売場；場 外車券売場；演劇俳優あっせん業； 競輪・競馬等予想業；ゴルフ会員権 買取販売業（売買あっせんを含む） 【不適合事例】 映画出演者あっせん業[4169]；映 画・演劇用諸道具賃貸業[7091]； 芸能プロダクション[8023]
			8099 他に分 類されない娯 楽業	他に分類されない娯楽 を提供する事業所をいう	釣堀業；金魚すくい場；ジューク ボックス業；ダイビングサービス業 【不適合事例】 ダイビングスクール[8246]

(出所)総務省(2014a)

参考文献

- EUROSTAT(2008) “NACE Rev.2 Statistical classification of economic activities in the European Community“
(<https://ec.europa.eu/eurostat/documents/3859598/5902521/KS-RA-07-015-EN.PDF.pdf/dd5443f5-b886-40e4-920d-9df03590ff91?t=1414781457000>)
- 国土交通省(2021) 「無人航空機に係る規制の運用における解釈について」,国土交通省航空局,2021年12月6日最終改正(<https://www.mlit.go.jp/common/001303820.pdf>)
- 総務省(2014a) 「日本標準産業分類(平成25年10月改定)(平成26年4月1日施行)」の「分類項目名,説明及び内容例示」,総務省政策統括官(統計基準担当)
(https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html)
- 総務省(2014b) 「全経済活動に関する国際標準産業分類 第4次改訂版(仮訳)の「第3部 詳細構造と説明」,総務省政策統括官(統計基準担当)
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000394253.pdf)
- 総務省(2014c) 「日本標準産業分類と国際標準産業分類の対応表」,総務省政策統括官(統計基準担当)
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000394221.xls)
- 農畜産業振興機構(2007) 「砂糖以外の甘味料について」,脇谷和彦, 菊池美智子
(https://sugar.alic.go.jp/japan/fromalic/fa_0707c.htm)
- 農畜産業振興機構(2018) 「平成29年度加工・業務用野菜の需要構造実態調査」,独立行政法人農畜産業振興機構,2018年6月, (<https://www.alic.go.jp/content/000151038.pdf>)
- 農畜産業振興機構(2019) 「平成30年度カット野菜・冷凍野菜・野菜惣菜に係る小売販売動向調査報告概要」,独立行政法人農畜産業振興機構,2019年9月
(<https://www.alic.go.jp/content/001168991.pdf>)
- 農畜産業振興機構(2021) 「令和2年度新型コロナウイルス禍の加工・業務用野菜需要構造実態調査報告書」,独立行政法人農畜産業振興機構) 2021年7月
(<https://www.alic.go.jp/content/001194698.pdf>)
- 文部科学省(2020) 「日本食品標準成分表 2020年版(八訂)」
(https://www.mext.go.jp/content/20201225-mxt_kagsei-mext_01110_011.pdf)
- 北米産業分類検索ページ NAICS Association「NAICS CODE DESCRIPTION」
(<https://www.naics.com/search/>)

令和 3 年度日本標準産業分類に関する調査研究事業報告書

2022 年3月

エム・アール・アイ リサーチアソシエーツ株式会社
データサイエンス事業部

二次利用未承諾リスト

報告書の題名
令和 3 年度日本標準産業分類に関する調査
研究事業調査報告書

委託事業名
令和 3 年度日本標準産業分類に関する調査
研究事業

受注事業者名
エム・アール・アイ
リサーチアソシエイツ株式会社

頁	図表番号	タイトル
p20	図4-2	カット野菜、冷凍野菜、野菜惣菜の千人当たりの販売金額推移（POSデータ）
p21	図4-3	カット野菜の千人当たり販売金額推移（POSデータ）
p25	図4-4	独立行政法人農畜産業振興機構による主な甘味料の区分
p68	図4-5	小型無人機・無人航空機と航空機の分類
p100	図4-8	水素ステーションの種類（概要図）
p108	図4-11	公的統計における舞台スタッフ・関連団体の把握状況
p110	図4-12	ライブエンターテインメントの市場規模
p110	図4-13	実演芸術団体の年間経費平均構成
p115	表4-88	舞台技術スタッフ従業者数（スタッフ連合推計）
p115	表4-89	舞台技術スタッフが行う業務の種類（スタッフ連合）